

個人情報の保護に関する法律についての 事務対応ガイド（行政機関等向け）

「三重県版」

本対応ガイドは、個人情報保護委員会が令和４年２月に作成（令和７年１０月一部改正）したものを三重県版として必要な個所を抜き取り、加筆・修正したものである。【令和５年２月作成（令和７年１０月改正）】

目次

総則編	1
1 本事務対応ガイドの目的	2
2 本事務対応ガイドの参照が想定される者	3
3 適用の範囲（定義等）	6
3-1 法第5章の規律対象となる主体	6
3-1-1 行政機関等（法第2条第11項）	6
3-1-2 行政機関の長等	11
3-2 法第5章の保護対象となる情報	11
3-2-1 個人情報（法第2条第1項）	11
3-2-2 個人識別符号（法第2条第2項）	13
3-2-3 保有個人情報（法第60条第1項）	17
3-2-4 個人情報ファイル（法第60条第2項）	参照 21
3-2-5 要配慮個人情報（法第2条第3項）	22
3-2-6 条例要配慮個人情報（法第60条第5項）	27
3-2-7 仮名加工情報（法第2条第5項）	27
3-2-8 匿名加工情報（法第2条第6項）	28
3-2-9 行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項）	参照 30
3-2-10 行政機関等匿名加工情報ファイル（法第60条第4項）	33
3-3 その他（法令）	35
個人情報等の取扱い編	1
4-1 保有に関する制限（法第61条）	2
4-2 取得及び利用の際の遵守事項	4
4-2-1 利用目的の変更（法第61条第3項）	4
4-2-2 本人から書面により取得する際の利用目的の明示（法第62条）	4
4-2-3 不適正な利用・取得の禁止（法第63条及び第64条）	7
4-2-4 正確性の確保（法第65条）	8
4-3 安全管理措置等	9
4-3-1 安全管理措置（法第66条）	9
4-3-2 従事者の義務（法第67条）	17
4-4 漏えい等の報告等（法第68条）	19
4-4-1 委員会への報告（法第68条第1項）	19
4-4-2 本人への通知（法第68条第2項）	29
4-5 利用及び提供の制限（法第69条）	33
4-5-1 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則（法第69条第1項）	33
4-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合（法第69条第2項）	34

4-5-3	他法令との適用関係（法第 69 条第 3 項）	38
4-5-4	行政機関等の内部における利用の制限（法第 69 条第 4 項）	38
4-5-5	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第 70 条）	39
4-6	利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条）	40
4-6-1	利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条第 1 項）	40
4-6-2	同意取得時の情報提供（法第 71 条第 2 項）	44
4-6-3	個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に保有個人情報を提供した場合に講ずべき措置等（法第 71 条第 3 項）	51
4-7	個人関連情報及び仮名加工情報の取扱い	58
4-7-1	個人関連情報の取扱い（法第 72 条）	58
4-7-2	仮名加工情報の取扱い（法第 73 条）	60
4-8	三重県個人情報適正管理指針	1
4-8-1	指針の意義	1
4-8-2	管理体制	1
4-8-3	教育研修	2
4-8-4	職員の責務	2
4-8-5	保有個人情報の取扱い	2
4-8-6	情報システムにおける安全の確保等	4
4-8-7	情報システム室等の安全管理	5
4-8-8	保有個人情報の提供	6
4-8-9	特定個人情報の取扱い	6
4-8-10	個人情報の取扱いの委託	7
4-8-11	サイバーセキュリティの確保	7
4-8-12	安全管理上の問題への対応	7
4-8-13	監査及び点検の実施	8
	個人情報ファイル編	1
5	個人情報ファイル	2
5-1	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第 74 条）	2
5-1-1	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第 74 条第 1 項）	2
5-1-2	事前通知の適用除外（法第 74 条第 2 項）	6
5-1-3	個人情報ファイルの保有をやめたとき等の通知（法第 74 条第 3 項）	10
5-2	個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条）	11
5-2-1	個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）	11
5-2-2	地方公共団体等への適用（法第 75 条第 4 項及び第 5 項）	17
	開示、訂正及び利用停止編	1
6	開示、訂正及び利用停止	2
6-1	開示	2
6-1-1	開示請求（法第 76 条）	2

6-1-2	開示請求の手續	3
6-1-3	開示・不開示の審査	20
6-1-4	開示決定等の通知	36
6-1-5	開示決定等の期限	40
6-1-6	事案の移送（法第 85 条）	45
6-1-7	第三者意見の聴取（法第 86 条）	48
6-1-8	開示の実施	51
6-1-9	手数料	63
6-2	訂正	67
6-2-1	訂正請求（法第 90 条第 1 項及び第 2 項）	68
6-2-2	訂正請求の手續	68
6-2-3	訂正・不訂正の審査（法第 92 条）	73
6-2-4	訂正決定等の通知	74
6-2-5	訂正決定等の期限	76
6-2-6	事案の移送（法第 96 条）	78
6-2-7	保有個人情報の提供先への通知（法第 97 条）	79
6-3	利用停止	79
6-3-1	利用停止請求（法第 98 条第 1 項及び第 2 項）	79
6-3-2	利用停止請求の手續	80
6-3-3	利用停止・不利用停止の審査（法第 100 条）	84
6-3-4	利用停止決定等の通知	85
6-3-5	利用停止決定等の期限	87
6-4	審査請求対応	88
6-4-1	行政機関の長等に対する審査請求（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）	88
6-4-2	地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対する審査請求	88
6-4-3	情報公開・個人情報保護審査会への諮問（法第 105 条第 1 項及び第 2 項）	96
6-4-4	行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関への諮問（法第 105 条第 3 項）	96
6-4-5	審査請求事案の事務処理の迅速化	98
6-5	開示請求等事案の進行管理	98
	行政機関等匿名加工情報編	1
7	行政機関等匿名加工情報	2
7-1	行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等（法第 109 条）	2
7-2	提案の対象となる個人情報ファイルの選定及び個人情報ファイル簿への記載（法第 60 条第 3 項及び第 110 条）	3
7-2-1	提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定	4
7-2-2	個人情報ファイル簿への記載	7
7-3	提案の募集（法第 111 条）	7

7-3-1	募集の手続	7
7-3-2	情報提供等（法第 127 条）	9
7-4	提案の手続	10
7-4-1	提案書の受付・審査対応部署	10
7-4-2	事前チェック	10
7-4-3	提案することができる者の範囲（法第 113 条）	10
7-4-4	代理人による提案書の提出	11
7-4-5	提案書の記載事項の確認（法第 112 条）	12
7-4-6	提案書の添付書類	15
7-4-7	本人確認書類	16
7-4-8	提案書等に関する説明の要求及び訂正の求め	17
7-4-9	提案書の受付方法	17
7-5	提案の審査等（法第 114 条第 1 項）	18
7-6	手数料等の額（法第 119 条）	22
7-6-1	手数料の額の積算方法（行政機関）	24
7-6-2	手数料等の額の確定	25
7-7	審査結果の通知等（法第 114 条第 2 項及び第 3 項）	26
7-7-1	審査基準に適合する場合	27
7-7-2	審査基準に適合しない場合	28
7-8	手数料等の納付及び契約の締結（法第 115 条）	28
7-9	行政機関等匿名加工情報の作成等（法第 116 条）	29
7-9-1	特定の個人を識別することができる記述等の削除	30
7-9-2	個人識別符号の削除	32
7-9-3	情報を相互に連結する符号の削除	32
7-9-4	特異な記述等の削除	33
7-9-5	個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置	34
7-9-6	行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の対応	36
7-9-7	作成した行政機関等匿名加工情報の確認	36
7-10	作成した行政機関等匿名加工情報に関する事項のファイル簿への記載及び公表（法第 117 条）	36
7-11	識別行為の禁止等（法第 121 条）	38
7-11-1	識別行為の禁止（法第 121 条第 1 項）	38
7-11-2	行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置（法第 121 条第 2 項）	38
7-11-3	行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者に対する準用（法第 121 条第 3 項）	40
7-12	従事者の義務（法第 122 条）	41
7-13	匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く）の取扱いに係る義務（法第 123 条）	42
7-13-1	匿名加工情報の第三者提供に係る義務（法第 123 条第 1 項）	42

7-13-2	識別行為の禁止等（法第 123 条第 2 項）	43
7-13-3	匿名加工情報の漏えいの防止に係る措置（法第 123 条第 3 項）	43
7-13-4	行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者に対する準用（法第 123 条第 4 項）	44
7-14	行政機関等匿名加工情報の提供	44
7-15	行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の留意事項	44
7-16	取扱従事者の変更	45
7-17	提供後の行政機関等匿名加工情報に係る規律	46
7-18	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除及び不適切利用への対応（法第 120 条）	47
7-18-1	契約の解除	47
7-18-2	不適切利用を把握した場合の対応	48
7-19	作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等（法第 118 条）	48
7-19-1	既作成の行政機関等匿名加工情報の提供希望	49
7-19-2	既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する事業変更	49
7-20	苦情処理（法第 128 条）	50
	その他編	1
8	雑則	2
8-1	適用除外等	2
8-2	権限又は事務の委任	3
8-3	開示請求等をしようとする者への情報提供等	4
8-4	（参考）委員会による総合的な案内所の整備	7
8-5	苦情処理	7
8-6	地方公共団体に置く審議会等への諮問	8
9	委員会による監視等	10
9-1	委員会による監視	10
9-2	情報公開・個人情報保護審査会との連携	11
9-3	施行の状況の報告等（法第 165 条）	11
9-4	地方公共団体による必要な情報等の提供の求め（法第 166 条）	11
9-5	条例の届出（法第 167 条）	12
	様式編	1
		1
	様式 目次	2
< 様式第 2 - 1 >	保有個人情報開示請求書	9
< 様式第 2 - 2 >	保有個人情報開示決定通知書	12
< 様式第 2 - 3 >	開示の実施方法等申出書	17
< 様式第 2 - 4 >	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	18

< 様式第 2 - 5 >	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	20
< 様式第 2 - 6 >	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	22
< 様式第 2 - 7 >	他の行政機関の長等への開示請求事案移送書	24
< 様式第 2 - 8 >	開示請求者への開示請求事案移送通知書（他の行政機関の長等）	26
< 様式第 2 - 9 >	第三者意見照会書（法第 86 条第 1 項適用）	28
< 様式第 2 - 10 >	第三者意見照会書（法第 86 条第 2 項適用）	29
< 様式第 2 - 11 >	第三者開示決定等意見書	31
< 様式第 2 - 12 >	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	33
< 様式第 2 - 13 >	不開示とした旨の反対意見書提出者への通知書	35
< 様式第 2 - 14 >	開示請求に対する意思の確認について	36
< 様式第 2 - 15 >	確認書	37
< 様式第 2 - 16 >	訂正請求書	38
< 様式第 2 - 17 >	訂正決定通知書	41
< 様式第 2 - 18 >	訂正をしない旨の決定通知書	42
< 様式第 2 - 19 >	訂正決定等期限延長通知書	44
< 様式第 2 - 20 >	訂正決定等期限特例延長通知書	45
< 様式第 2 - 21 >	他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書	46
< 様式第 2 - 22 >	訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	47
< 様式第 2 - 23 >	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	48
< 様式第 2 - 24 >	利用停止請求書	49
< 様式第 2 - 25 >	利用停止決定通知書	52
< 様式第 2 - 26 >	利用停止をしない旨の決定通知書	53
< 様式第 2 - 27 >	利用停止決定等期限延長通知書	54
< 様式第 2 - 28 >	利用停止決定等期限特例延長通知書	55
< 様式第 2 - 29 - 1 >	委任状（個人情報に係る開示請求用）	56
< 様式第 2 - 29 - 2 >	委任状（訂正請求用）	57
< 様式第 2 - 29 - 3 >	委任状（利用停止請求用）	58
< 様式第 2 - 30 >	審査請求書	59
< 様式第 2 - 31 >	諮問書（開示決定等）	60
< 様式第 2 - 32 >	諮問書（訂正決定等）	63
< 様式第 2 - 33 >	諮問書（利用停止決定等）	65
< 様式第 2 - 34 >	諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）	67
< 様式第 2 - 35 >	諮問をした旨の通知書（審査請求人等）	70

【凡例】

「法」 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「政令」 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

「規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）

「行政機関情報公開法」 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）

「独立行政法人等情報公開法」 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）

「デジタル手続法」 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）

「デジタル手続法施行規則」 個人情報保護委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 2 号）

「行政機関個人情報保護法」 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）（ ）

（ ） 令和 3 年改正法附則第 2 条の規定により、令和 4 年 4 月 1 日に廃止。

「独立行政法人等個人情報保護法」 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）（ ）

「番号法」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

「令和 3 年改正法」 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）

「ガイドライン」 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

「民間部門ガイドライン（〇〇編）」 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編又は認定個人情報保護団体編）

「委員会」 個人情報保護委員会

「施行条例」 三重県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年三重県条例第 47 号）

「施行細則」 三重県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年三重県規則第 19 号）

「審査会条例」 三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 29 年三重県条例第 1 号）

「情報公開条例」 三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）

「旧条例」 三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号）

注）旧条例は、法施行に伴い、廃止（令和 5 年 3 月 31 日）。

注） なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和 7 年 10 月 1 日）時点の条番号を示すものとする。

総則編

本事務対応ガイドは、法を所管する個人情報保護委員会が作成したものを三重県版として加筆・修正等したものである。

個人情報の窓口の設置等（窓口の設置、窓口で行う事務、案内窓口で行う事務、受付窓口で行う事務、担当課等で行う事務）に係る規定等及び開示請求等（訂正請求、利用停止請求、審査請求も含む）の手続きの規定等については、本事務対応ガイドにおいて規定しているものを除き、情報公開制度（情報公開条例、三重県情報公開条例施行規則（これに相当する規定等を含む）及び三重県情報公開事務取扱要領等）を準用するものとする。

「県の機関」（議会を除く。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）が本事務対応ガイドの適用範囲となるが、県の機関等が独自で規定しているものについては、法の範囲内においてそれが優先される。

1 本事務対応ガイドの目的

本事務対応ガイドは、法の適正かつ円滑な運用を図るとともに、統一的な運用を確保するため、個人情報等の適正な取扱いに関し、行政機関等の職員の事務処理の手順やその際に参考となる法令の条項等の考え方その他各行政機関等において開示等（開示、訂正及び利用停止をいう。以下同じ。）請求に係る審査基準を定める際の参考となる事項を整理したものである。

本事務対応ガイドにおいて記述した具体例は、行政機関等の職員等の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもない。また、記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。

なお、地方公共団体において、個人情報の取扱いや開示等手続に関して、法の規定の範囲で条例、規則等で独自の規定を定めている場合には、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、個人情報の取扱いに当たり、法及びガイドラインに加えて、当該規定に沿った対応を行う必要がある。

三重県が規定しているものとしては、三重県個人情報の保護に関する法律施行条例、三重県個人情報の保護に関する法律施行細則等、本事務対応ガイド（三重県版）である。

また、本事務対応ガイドのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。

ただし、本事務対応ガイドの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。

2 本事務対応ガイドの参照が想定される者

本事務対応ガイドは、法の適用対象である次の機関及び法人並びにこれらから個人情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者において参照されることが想定される。なお、当該委託を受けた者が個人情報取扱事業者、個人情報関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する場合には、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第4章）が適用されるため、個人情報取扱事業者等に適用される民間部門ガイドライン（1）及びQ & A（2）も参照することが必要である。

- ・ 行政機関（法第2条第8項）
- ・ 地方公共団体の機関（議会を除く。）
- ・ 独立行政法人等（法第2条第9項）
- ・ 地方独立行政法人（法第2条第10項）

上記のとおり、地方公共団体の機関から議会は除外されている。これは、国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものである。

なお、上記機関及び法人のうち次に該当するものについては、個人情報等の取扱いに関して、基本的に、公的部門の規律（法第5章）ではなく、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第4章）が適用されるため、個人情報取扱事業者等に適用される民間部門ガイドライン（1）及びQ & A（2）も参照することが必要である。公的部門の規律のうち、適用を受けるものとしては、個人情報ファイル簿に関する規律（法第75条）、開示、訂正、利用停止及び審査請求（法第5章第4節）に関する規律、匿名加工情報に関する規律（法第5章第5節）等がある（（参考）（法の適用対象となる機関及び法人の種別と法第4章及び第5章の主な適用関係）を参照のこと。）。

- ・ 独立行政法人等のうち法別表第2に掲げる法人
- ・ 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするもの
- ・ 地方公共団体の機関であって病院若しくは診療所又は大学の運営を行うもの
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営に係る業務

- （1）ここでいう民間部門ガイドラインとは、次のガイドラインを指す。
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
 - ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
 - ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）

（ 2 ） Q & A とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A を指す。

（参考）法の適用対象となる機関及び法人の種別と法第 4 章及び第 5 章の主な適用関係

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示、訂正、利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	公的部門の規律 （法第 5 章第 2 節）	公的部門の規律 （法第 5 章第 3 節）	公的部門の規律 （法第 5 章第 4 節）	公 的 部 門 の 規 律 （法第 5 章第 5 節）
独立行政法人等	公的部門の規律 （法第 5 章第 2 節）	公的部門の規律 （法第 5 章第 3 節） （ただし、法第 75 条のみ）		
法別表第 2 に掲げる法人及び（独）労働者健康安全機構（ 1 ）	<u>民間部門の規律</u> （法第 4 章）（ 2、3、4 ）			
地方公共団体の機関	公的部門の規律 （法第 5 章第 2 節）			
病院若しくは診療所又は大学の運営の業務	<u>民間部門の規律</u> （法第 4 章）（ 2、3、4 ）			
地方独立行政法人	公的部門の規律 （法第 5 章第 2 節）			
試験研究等を主とする等若しくは大学の設置・管理若しくは病院事業の経営を主たる目的とするもの	<u>民間部門の規律</u> （法第 4 章）（ 2、3、4 ）			

- 1 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。
- 2 第 2 節中保有個人データに関する事項の公表等（法第 32 条）並びに開示、訂正等及び利用停止等（法第 33 条～第 39 条）に関する規定は適用が除外された上で、法第 5 章第 3 節及び第 4 節の規定が適用される。
- 3 匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第 4 章第 4 節）に関する規定は適用が除外された上で、法第 5 章第 5 節の規定が適用される。
- 4 安全管理措置義務（法第 66 条第 2 項）に関して、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合における個人情報の取扱いについては、民間部門の規律に加えて、行政機関等に対する規律が準用される（4-3-1-2（3）（法第 58 条第 1 項各号に掲げる者）及び（4）（法第 58 条第 2 項各号に掲げる者）を参照のこと。）。

3 適用の範囲（定義等）

3-1 法第 5 章の規律対象となる主体

法の適用対象については、ガイドライン 4-1（法第 5 章の規律対象となる主体）及び 2（本事務対応ガイドの参照が想定される者）を参照のこと。

3-1-1 行政機関等（法第 2 条第 11 項）

行政機関等は、行政機関（3-1-1（1）（行政機関）を参照のこと。）独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。3-1-1（2）（独立行政法人等）を参照のこと。）地方公共団体の機関（3-1-1（3）（地方公共団体の機関）を参照のこと。）及び地方独立行政法人（3-1-1（4）（地方独立行政法人）を参照のこと。）をいう。

（1） 行政機関（法第 2 条第 8 項）

法第 2 条（第 8 項）

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- （1） 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- （2） 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- （3） 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- （4） 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- （5） 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの
- （6） 会計検査院

法第 5 章は、国の全ての行政機関を対象としており、後述 のとおり、会計検査院も対象に含めている（ガイドライン 4-1-1（1）（行政機関）を参照のこと。）

また、法においては、「地方公共団体の機関」は「行政機関」には含まれず、別の用語が用いられている。

（2） 独立行政法人等（法第 2 条第 9 項及び別表第 1）

法第 2 条（第 9 項）

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び別表第 1 に掲げる法人をいう。

（3） 地方公共団体の機関（法第 2 条第 11 項第 2 号）

法第 2 条（第 11 項第 2 号）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

（2） 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第 3 章及び第 69 条第 2 項第 3 号を除き、以下同じ。）

「地方公共団体の機関」には、知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員等の執行機関のほか、公営企業管理者（病院事業管理者を含む。）警察本部長及び消防長等がそれぞれ該当する（ 1 ）（ 2 ）。

三重県において、「地方公共団体の機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長（以下「県の機関」という。）が該当する。

「地方公共団体」には、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合、財産区等の特別地方公共団体も含まれる（ガイドライン 4-1-1（3）（地方公共団体の機関）を参照のこと。）。

- （ 1 ）公営企業管理者、警察本部長及び消防長については、執行機関の一定の指揮監督を受け、又は管理に服するものであるが、事務の執行権や下位組織の指揮監督権を有する性格から、「地方公共団体の機関」に該当する。
- （ 2 ）附属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項）支所及び地方事務所（同法第 155 条第 1 項）等については当該附属機関が置かれる執行機関や長等が「地方公共団体の機関」となる。

地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され（法第 2 条第 11 項第 2 号）法第 5 章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが望ましい。

三重県議会では、三重県議会個人情報保護条例を制定している。

なお、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

- ・国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法第2章）
- ・個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法第3章）
- ・行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定（法第69条第2項第3号）

（４） 地方独立行政法人（法第2条第10項）

法第2条（第10項）

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう（ガイドライン4-1-1（4）（地方独立行政法人）を参照のこと。）。

三重県では、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターが該当する。

なお、「県の機関」及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）が本事務対応ガイドの適用範囲となるが、県の機関等が独自で規定しているものについては、法の範囲内においてそれが優先される。

（参考）

地方独立行政法人法第2条（第1項）

1 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

（５） 行政機関等（法第2条第11項及び別表第2）

法第2条（第11項）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- （１） 行政機関
- （２） 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

- (3) 独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。）

本項は、法第5章が規定する個人情報等の取扱いに関する規律が適用される行政機関等に当たるものについて、それぞれ定義するものである（ガイドライン4-1-1（5）（行政機関等）を参照のこと。）

「行政機関等」とは、次の機関及び法人をいい、これらの主体が行う個人情報等の取扱いに対して法第5章の規律が適用される。

行政機関（3-1-1（1）（行政機関）を参照のこと。）

地方公共団体の機関（3-1-1（3）（地方公共団体の機関）を参照のこと。）

独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。3-1-1（2）（独立行政法人等）を参照のこと。）

地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）

なお、行政機関等が行う業務のうち、「個人情報取扱事業者」等の義務等に係る規定（法第4章）の適用を受けるものについては、3-1-1（6）（法第4章の適用を受ける法人及び業務）を参照のこと。

- (6) 法第4章の適用を受ける法人及び業務（法第58条並びに第125条第1項及び第2項）

法第58条

1 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第32条から第39条まで及び第4節の規定は、適用しない。

(1) 別表第2に掲げる法人

(2) 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人

関連情報の取扱いとみなして、この章（第 32 条から第 39 条まで及び第 4 節を除く。）及び第 6 章から第 8 章までの規定を適用する。

- （1） 地方公共団体の機関 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第 2 項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の運営
- （2） 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

法第 125 条（第 1 項及び第 2 項）

- 1 第 58 条第 2 項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第 1 節、第 66 条第 2 項（第 4 号及び第 5 号（同項第 4 号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第 1 項、第 75 条、前 2 節、前条第 2 項及び第 127 条を除く。）の規定、第 176 条及び第 180 条の規定（これらの規定のうち第 66 条第 2 項第 4 号及び第 5 号（同項第 4 号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第 181 条の規定は、適用しない。
- 2 第 58 条第 1 項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第 1 号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第 2 号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第 1 節、第 75 条、前 2 節、前条第 2 項、第 127 条及び次章から第 8 章まで（第 176 条、第 180 条及び第 181 条を除く。）の規定を適用する。

次に掲げる者については、「行政機関等」には当たらず、個人情報の取扱いに関しては個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第 4 章）が適用される。

他方、法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用される（法第 58 条第 1 項並びに第 125 条第 2 項及び第 3 項）。

法別表第 2 に掲げる法人（法第 58 条第 1 項第 1 号）

地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの（同項第 2 号）

また、以上の法人以外のものとして、次に掲げる業務については、個人情報等の取扱いに関する規律に関し、個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定（法第 4 章）が適用される。

地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務（法第 58 条第 2 項第 1 号）

独立行政法人労働者健康安全機構が行う業務のうち病院の運営業務（同項第 2 号）

なお、これらの業務においては、法第 5 章の規律のうち、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、行政機関等に係る規律が適用される（法第 58 条第 2 項並びに第 125 条第 1 項及び第 3 項）。

法第 4 章の適用を受ける法人及び業務については、ガイドライン 4-1-1(6)(法第 4 章の適用を受ける法人及び業務)も参照のこと。

3-1-2 行政機関の長等

法第 63 条

行政機関の長（第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。）
地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

行政機関の長等は、行政機関（3-1-1(1)(行政機関)を参照のこと。）の長（法第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関（3-1-1(3)(地方公共団体の機関)を参照のこと。）独立行政法人等（法別表第 2 に掲げる法人を除く。3-1-1(2)(独立行政法人等)を参照のこと。）及び地方独立行政法人（3-1-1(4)(地方独立行政法人)を参照のこと。）をいい、法第 5 章が定める個人情報等の取扱いに関する義務の対象や開示等の実施を行う主体とされている。

3-2 法第 5 章の保護対象となる情報

3-2-1 個人情報（法第 2 条第 1 項）

法第 2 条（第 1 項）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」（法第2条第1項第1号）又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第2号）をいう（個人識別符号については、3-2-2（個人識別符号）を参照のこと。）。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

【個人情報に該当する事例】

事例1）本人の氏名

事例2）生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス） 会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例3）防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例4）本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

事例5）特定の個人を識別することができるメールアドレス（`kojin_ichiro@example.com` 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、`example` 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）

事例6）個人情報取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）

事例7）官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等） 新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で公にされている特定の個人を識別できる情報

（1） 法人等及び外国人に関する情報

法人等の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

（2） 「他の情報と容易に照合することができ」る場合

「他の情報と容易に照合することができ」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業

者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

（３） 死者に関する情報

法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

これまで、旧条例第２条第１号に規定する「個人情報」では、生存する「個人に関する情報」だけでなく、死者に関する情報も含めて取り扱ってきたが、法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和３年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する（ガイドライン 4-2-1（個人情報）を参照のこと。）。また、この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる（6-1-2-1（１）（法の対象である「保有個人情報」（法第 60 条第 1 項）に係る開示請求であるかどうか。）を参照のこと。）

また、生存する個人に関する情報でない死者に関する情報は、適正管理など個人に関する情報の取扱いに関して、法の対象ではなくなるが、利用目的を超えた取扱いや、漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然である。そのため、三重県では、死者に関する情報を個人情報の取扱いに準じて行うこととする。

3-2-2 個人識別符号（法第 2 条第 2 項）

法第 2 条（第 2 項）

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

（１） 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

（２） 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令第 1 条

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

（１） 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列
 ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

（２） 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

（３） 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等

（４） 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号

（５） 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号

（６） 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード

（７） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等

（８） 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（９） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号

（１０） その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第 2 条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第 3 条

令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

規則第 4 条

令第 1 条第 10 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等
- (7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（個人情報については、3-2-1（個人情報）を参照のこと。）（ ）。

（ ）「その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように」（法第 2 条第 2 項第 2 号）とは、文字、番号、記号その他の符号が利用者等によって異なるようにすることをいう。

具体的な内容は、次のとおり、政令第 1 条及び規則第 2 条から第 4 条までに定められている。

- (1) 「次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもの」（法第 2 条第 2 項柱書）

政令第 1 条第 1 号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定

の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第 2 条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。

細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノム一塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシーケンスデータ、9 座位以上の 4 塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様から、赤外光や可視光等を用い、抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質

音声から抽出した発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化に関する特徴情報を、話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状等から、赤外光や可視光等を用い抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

指紋又は掌紋

（指紋） 指の表面の隆線等で形成された指紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

（掌紋） 手のひらの表面の隆線や皺等で形成された掌紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

政令第 1 条第 1 号イからトまでに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

3-2-3 保有個人情報（法第 60 条第 1 項）

法第 60 条（第 1 項）

1 この章及び第 8 章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第 8 章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいう。）法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書（同項第 4 号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

政令第 16 条

法第 60 条第 1 項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- （2） 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの
イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

「保有個人情報」とは、行政機関等（法第 58 条第 1 項各号に掲げる者を含む。以下 3-2-3（保有個人情報）において同じ。）の職員（ ）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書又は法人文書に記録されているものをいう（ガイドライン 4-2-3（保有個人情報）を参照のこと。）。

（ ）独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。

（1） 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」（法第 60 条第 1 項本文）

「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「行政機関等が保有している」とは、行政機関情報公開法における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限

を有している）状態をいう。したがって、例えば、行政機関等が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。

（２） 「行政文書〔中略〕に記録されているものに限る」及び「法人文書〔中略〕に記録されているものに限る」（法第 60 条第 1 項ただし書）

「行政文書」とは、行政機関情報公開法第 2 条第 2 項に規定する行政文書をいい、「法人文書」とは、独立行政法人等情報公開法第 2 条第 2 項に規定する法人文書（同項第 4 号に掲げるものを含む。）をいう。

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提としている。その上で、法に基づく開示等請求に係る規律は、情報公開法制において本人開示が認められない点を補完する側面を有していることを踏まえ、情報公開法との整合性を確保する観点から、行政文書又は法人文書に記録されているものに限ることとしている。

したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、行政機関情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いている。法は、保有個人情報を行政文書に記録されている個人情報に限っているので、これら官報等に記録されている個人情報は保有個人情報に該当しないこととなる（独立行政法人等においても同様）。

（３） 「地方公共団体等行政文書〔中略〕に記録されているものに限る（行政機関情報公開法第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）」（法第 60 条第 1 項ただし書）

地方公共団体等行政文書とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものをいう。

三重県では、地方公共団体等行政文書とは、三重県公文書管理条例（令和元年三重県条例第 25 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。

ただし、行政機関情報公開法第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除くこととしており、具体的には政令第 16 条において、行政機関情報公開法において「行政文書」の対象から除外されている事項を参考に、次のとおり規定している。

官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

イ) 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ) 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ) 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

A) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

B) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

C) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

二) 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ) 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

の「地方公共団体の長が指定する施設」とは、三重県公文書管理条例ただし書き第 3 号で規定する三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものであり、以下の施設が告示（令和 2 年 3 月 31 日三重県告示第 218 号）されている。

三重県統計資料室、三重県情報公開・個人情報総合窓口

三重県県史編さん資料閲覧窓口、三重県消費生活センター

三重県人権センター、三重県男女共同参画センター

三重県環境学習情報センター、三重県総合博物館、三重県立美術館

斎宮歴史博物館、三重県生涯学習センター

（４） 保有個人情報の範囲の特定

開示等の場面において、どこまでが開示等請求者に関する保有個人情報となるのかは、形式的には決め難い。とりわけ行政文書に散在的に記録されている個人情報（以下「散在情報」という。）の場合は、実務上問題となる。

そこで、法では、開示請求を行う者は、開示請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項を開示請求書に記載することとしており（法第 77 条第 1 項第 2 号）また、行政機関の長等は、補正（6-1-2-3（開示請求書の補正）を参照のこと。）の参考となる情報を提供しよう努めることとしている（同条第 3 項）。このような請求手続の過程において、対象となる保有個人情報の範囲を特定することが必要である（開示請求については 6-1（開示）を参照のこと。）。

3-2-4 個人情報ファイル（法第 60 条第 2 項）

参照

法第 60 条（第 2 項）

2 この章及び第 8 章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- （1） 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- （2） 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう（ガイドライン 4-2-4（個人情報ファイル）を参照のこと。）。

法では、個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条）並びに罰則（法第 176 条）において、「個人情報ファイル」を規律対象とする規定を設けているほか、会計検査院を除く行政機関については、委員会に対する事前通知（法第 74 条）においても「個人情報ファイル」を規律対象としている（個人情報ファイルの取扱い等については、5（個人情報ファイル）を参照のこと。）。ただし、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成及び公表の規律対象とされているが、委員会に対する事前通知（会計検査院を除く行政機関のみ。）及び罰則の規律対象からは除かれている。

- （1） 「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（法第 60 条第 2 項第 1 号）
本号は、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関等（法第 58 条第 1 項各号に掲げる者を含む。以下 3-2-4（個人情報ファイル）において同じ。）の所掌事務又

は業務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。

「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

- (2) 「前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」(法第 60 条第 2 項第 2 号)

本号は、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの、例えば、人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているもの（診療録、学籍簿等）が想定される。

3-2-5 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項）

法第 2 条（第 3 項）

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

政令第 2 条

法第 2 条第 3 項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

- （４） 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- （５） 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

規則第 5 条

令第 2 条第 1 号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- （１） 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害
- （２） 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
- （３） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- （４） 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

「要配慮個人情報（ ）」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の から までの記述等が含まれる個人情報をいう（ガイドライン 4-2-5（要配慮個人情報）を参照のこと。）。

なお、次の情報を推知させる情報に過ぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害（ ）があること（政令第2条第1号）。

（ ）次の（ ）から（ ）までの情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと。）も該当する。

（ ） 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ・ 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）。
- ・ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること。

（ ） 「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）。

（ ） 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
 - ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- （ ） 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報
- ・ 医師により、主務大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。）

本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号）（ ）

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診断の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号）（ ）

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導

の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第2条第4号）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第2条第5号）

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

（ ）遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第2条第2号）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のた

めの指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」(政令第2条第3号)に該当し得る。

3-2-6 条例要配慮個人情報（法第60条第5項）

法第60条（第5項）

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。

施行条例では、「条例要配慮個人情報」を規定していない。

3-2-7 仮名加工情報（法第2条第5項）

法第2条（第5項）

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

「仮名加工情報（ ）」とは、個人情報を、その区分に応じて次の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう（ガイドライン4-2-7（仮名加工情報）を参照のこと。）」

- （ ）「仮名加工情報」については、民間部門ガイドライン（通則編）2-10（仮名加工情報）及び民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-1（定義）も参照のこと。

法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること。

法第2条第1項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（この措置を講じた上で、まだなお法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。)

（１） 「削除すること」

「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものを行い、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

仮名加工情報の取扱いについては4-7-2（仮名加工情報の取扱い）を参照のこと。

3-2-8 匿名加工情報（法第2条第6項）

法第2条（第6項）

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

「匿名加工情報()」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて次の 及び に記載する措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう(ガイドライン 4-2-8(匿名加工情報)を参照のこと。)

()「匿名加工情報」については、民間部門ガイドライン(通則編)2-12(匿名加工情報)及び民間部門ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)3-1(定義)も参照のこと。

なお、「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、法の適用の対象外となる。

法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」である個人情報の場合

特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除すること。

法第2条第1項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合
当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除すること(この措置を講じた上で、まだなお法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。)

(1) 「削除すること」

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

（２） 「特定の個人を識別することができる」

「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関等が通常の方法により特定することができないような状態にすることを求めるものである。

（３） 「当該個人情報情報を復元することができないようにしたもの」

「当該個人情報情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、匿名加工情報から匿名加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、匿名加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。

「当該個人情報情報を復元することができないようにしたもの」という要件は、あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関等が通常の方法により復元することができないような状態にすることを求めるものである。

（４） 行政機関等における取扱い

「匿名加工情報」は、個人情報該当性が認められないため、行政機関等においても、一般的な個人情報としての保護に関する規定が適用されないこととなる。これにより、法第 69 条第 2 項（利用及び提供の制限）の適用対象外となり、行政機関等の所掌事務の遂行に必要な範囲内で任意に利用し得ることとなることから、法第 5 章において、「匿名加工情報」の安全性を担保するための規律として、識別行為の禁止等の規律が設けられている。

匿名加工情報（法第 5 章第 5 節の規定に基づき作成及び提供される「行政機関等匿名加工情報」を含む。）の取扱い等については 3-2-9（行政機関等匿名加工情報）及び 7（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。

3-2-9 行政機関等匿名加工情報（法第 60 条第 3 項）

参照

法第 60 条（第 3 項）

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に

政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）独立行政法人等情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

（１） 第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

（２） 行政機関情報公開法第 3 条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第 3 条、独立行政法人等情報公開法第 3 条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

（３） 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

「行政機関等匿名加工情報」とは、次の（１）から（３）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう（ガイドライン 4-2-9（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。）。

なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものである。したがって、保有個人情報に行政機関情報公開法に規定する不開示情報（ ）が含まれる場合、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外している。

（ ）ただし、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に掲げる情報（個人に関する情報）が含まれている場合であっても加工の対象となる。また、同条第 2 号ただし書

に規定する情報（法人等に関する情報のうち、一般的には不開示情報となるが公益的理由から例外的に開示対象となる情報）は加工の対象から除かれる。

また、3-2-9（行政機関等匿名加工情報）においては、専ら行政機関情報公開法について記載しているが、特に断りがない限り、独立行政法人等情報公開法の規定に関して同様の趣旨とする。

- （１） 「法第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと」（法第 60 条第 3 項第 1 号）

本人の個人情報の利用の実態を的確に把握するための仕組みとして個人情報ファイル簿（法第 75 条第 1 項）の作成・公表の仕組みが設けられていることを踏まえ、本人があずかり知らないところで自らの個人情報から行政機関等匿名加工情報が作成・提供されることがないようにするため、個人情報ファイル簿に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。したがって、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象から除外される、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査・犯則事件の調査等のために作成・取得するもの等は加工対象とならない。

- （２） 「行政機関情報公開法第 3 条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求〔中略〕があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること」（法第 60 条第 3 項第 2 号）

「当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること」（同号イ）

行政機関情報公開法第 3 条等に基づく開示請求があった場合に、保有個人情報の一部開示すらできないものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で行政機関等匿名加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとしている。

「行政機関情報公開法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は情報公開条例〔中略〕の規定により意見書の提出の機会を与えること」（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）

行政機関情報公開法第 13 条は、第三者に関する情報が記録されている行政文書について開示請求があったときは、第三者に対する意見書提出の機会の付与及び開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置を定めている。これは、開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必

要な調査の一環として設けられた手続的規定であるところ、上記 の判断を行い得るのはこの手続を要しない場合に限られる。

このことを踏まえ、法第 60 条第 3 項第 2 号ロは、保有個人情報の全部又は一部を開示する決定等をするに当たって、当該手続を要する場合について、上記 とは別に、行政機関情報公開法等の規定により意見書提出の機会を与えることとなる個人情報ファイルであることを要件として規定している。

具体的には、例えば、次のものが該当する。

- ・ 開示決定等に当たって第三者に意見書提出の機会を与える必要があると行政機関の長が判断するもの（行政機関情報公開法第 13 条第 1 項）
- ・ 公益的開示をしようとする場合（同条第 2 項）
 - （a） 個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（同法第 5 条第 1 号ロ）
 - （b） 法人等情報ではあるが、人の生命、身体等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（同条第 2 号ただし書）
 - （c） （a）及び（b）以外で公益上特に必要があると認められるもの（同法第 7 条）

- （3） 「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること」（法第 60 条第 3 項第 3 号）

行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであることとするものである。

行政機関等匿名加工情報の提供等については 7（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。

なお、上記（2）の適用については、地方公共団体及び地方独立行政法人においては、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の適用がないことから、加工対象から除外する不開示情報及び文書の開示の請求があった場合には意見書の提出の機会を与えることとなることについて、国の情報公開法の規定に相当する情報公開条例の規定により定められていることが必要となる。

3-2-10 行政機関等匿名加工情報ファイル（法第 60 条第 4 項）

法第 60 条（第 4 項）

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- （1） 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

政令第 17 条

法第 60 条第 4 項第 2 号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る行政機関等匿名加工情報ファイル）又はその他の方法で特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（3-2-10(2)（「特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」）を参照のこと。）として、政令で定めるものをいう（ガイドライン 4-2-10（行政機関等匿名加工情報ファイル）を参照のこと。）。

- (1) 「行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物」であって、「特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」

特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物をいう。

- (2) 「特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」

紙媒体の情報の記述等の一部を加工した行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

ただし、紙媒体の個人情報ファイルを加工して、行政機関等匿名加工情報ファイルとして提供することは、加工することができる状態にするための負担が大きく一般的には法第 60 条第 3 項第 3 号に該当しないと考えられる。

3-2-11 個人関連情報（法第 2 条第 7 項）

法第 2 条（第 7 項）

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

「個人関連情報（ ）」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう（ガイドライン 4-2-11（個人関連情報）を参照のこと。）。

（ ）「個人関連情報」については、民間部門ガイドライン（通則編）2-8（個人関連情報）も参照のこと。

（１） 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

【個人関連情報に該当する事例（ ）】

事例 1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例 3) ある個人の行政サービスの利用履歴

事例 4) ある個人の位置情報

事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報

（ ）個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

個人関連情報の取扱いについては 4-7-1（個人関連情報の取扱い）を参照のこと。

3-3 その他（法令）

行政機関等の義務等を定める法第 5 章においては、特に定めがある場合を除いて、「法令」に条例が含まれない。ただし、「法令」に条例が含まれないこととされている場合においても、「法令」の委任に基づき定められた条例については、「法令」に含まれる。

【法令の委任に基づく規定の例】

事例）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき定められた条例の規定

以下の規定においては、「法令」に条例及びこれに基づく規則等が含まれる。

個人情報の保有を法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り認める規定（法第 61 条第 1 項）（4-1（保有に関する制限）を参照のこと。）

行政機関等の安全管理措置義務が準用される場合として、一定の者が行う一定の業務を定める規定（法第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号）（4-3-1-2（行政機関の長等の安全管理措置義務の準用）を参照のこと。）

行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合又は保有個人情報の提供を受ける一定の者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用する場合であって、かつ、それぞれ相当の理由があるときに、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用又は提供できることを定める規定（法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号）（4-5-2（例外的に目的外利用・提供が認められる場合）を参照のこと。）

開示等に係る規律（法第 5 章第 4 節）において、開示義務が及ばない不開示情報から除かれる法令の規定等により開示請求者が知ることができる情報等を定める規定（法第 78 条第 1 項第 2 号イ）（6-1-3-1-1（不開示情報（個人に関する情報））を参照のこと。） 開示の実施並びに訂正及び利用停止請求が行われる際に、他の法令の規定に特に定めがある場合の調整規定（法第 88 条、第 90 条第 1 項、第 98 条第 1 項）（6-1-2-1（開示請求の内容の確認） 6-2-1（訂正請求） 6-3-1（利用停止請求）を参照のこと。）

個人情報等の取扱い編

4 個人情報等の取扱い

4-1 保有に関する制限（法第 61 条）

法第 61 条

- 1 行政機関等は、個人情報等を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

行政機関等は、条例を含む法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができる。また、以上に加えて、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない（ガイドライン 5-1（保有に関する制限）を参照のこと。）。

（１） 「個人情報等を保有する」（法第 61 条第 1 項）

個人情報の保有の概念については、3-2-3（保有個人情報）を参照のこと。

（２） 「法令（条例を含む。第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」（法第 61 条第 1 項）

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を行政機関等として、法第 5 章の規律が適用される。従来、行政機関個人情報保護法において行政機関については「所掌事務」を、独立行政法人等個人情報保護法において独立行政法人等については「業務」を遂行するものとしていたことも踏まえて、法においては行政機関等が遂行するものとして、「所掌事務又は業務」と規定している。

各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。また、地方自治法以外にも、地方公共団体の機関の職務権限については地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）等の各法律に規定されている。

なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第 61 条第 1 項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる（ガイドライン 5-1（保有に関する制限）を参照のこと。）。

「法令」に条例を含むこととしている法の条項については、3-3（その他（法令））を参照のこと。

「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務又は業務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務又は業務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。

（３） 「その利用目的をできる限り特定しなければならない」（法第 61 条第 1 項）

個人情報が無限定に取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要である。「利用目的」は、保有から利用及び提供に至る個人情報の取扱いの範囲に係る重要な要素である。

「その利用目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を行政機関等の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない（ガイドライン 5-1（保有に関する制限）を参照のこと。）。

なお、特定した利用目的については、保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して通知しなければならないことから（法第 82 条第 1 項） 内部において適切に整理・管理する必要がある。そのため、利用目的の特定の方法として、利用目的について内部的に整理したものを文書化しておくといった対応などが考えられる。

（４） 行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」（法第 61 条第 2 項）

利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないこととしている（ガイドライン 5-1（保有に関する制限）及び 5-2（取得及び利用の際の遵守事項）を参照のこと。）。

4-2 取得及び利用の際の遵守事項

4-2-1 利用目的の変更（法第 61 条第 3 項）

法第 61 条（第 3 項）

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところであり、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという法の目的に照らせば、利用目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。

しかしながら、いったん特定された利用目的が無限定に変更されることになれば、利用目的を特定した実質的意味は失われることから、本項では、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができる（ガイドライン 5-2-1（利用目的の変更）を参照のこと。）。

（１） 「相当の関連性を有する」

「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

（２） 「合理的に認められる」

「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。

（３） 利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係

利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第 69 条第 2 項の規定に基づく利用目的以外の目的のための利用及び提供に該当する。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。

4-2-2 本人から書面により取得する際の利用目的の明示（法第 62 条）

法第 62 条

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- （１） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- （２） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- （３） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- （４） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（１） 利用目的の明示

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、法第 62 条各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない（ガイドライン 5-2-2（本人から書面により取得する際の利用目的の明示）を参照のこと。）。

「本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」について、法が定める個人情報の取扱い等に係る規律は行政文書等に記録されていることを前提とする保有個人情報に対して課せられているところであり、申請書やアンケート調査票等、本人が行政機関等の求めに沿う形で書面に記載等することで提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の当該行政機関等における事務や事業の運営の基礎資料として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。

なお、「電磁的記録を含む」こととしたのは、行政のデジタル化に伴い、オンラインによる申請等も一般化しつつあることから、このような方法を介して取得する場合も含む趣旨である。

「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について、利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である（ ）。

- （ ）ホームページにおいてあらかじめ必要な情報を掲載しておく場合も考え得るが、この場合には、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的（利用目的の内容が示された画面に 1 回程度の操作でページ遷移するよう設定した

リンクやボタンを含む。)が本人の目に留まるようその配置に留意することが望ましい。

他方、行政機関等に対して一方的に個人情報をその内容に含む書面が送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合についてまで「あらかじめ」利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない(ガイドライン 5-2-2(本人から書面により取得する際の利用目的の明示)を参照のこと。)

(2) 利用目的の明示の適用除外

利用目的を明示することにより他の権利利益を損なうおそれがある場合等、利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合や、利用目的が明らかである場合にまで、一律にあらかじめ利用目的を明示することは合理的でなく、法第 62 条第 1 号から第 4 号まではこれらの適用除外について定めている。

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」(同条第 1 号)
本人又は第三者の生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」(同条第 2 号)
利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(同条第 3 号)
「国の機関」には、行政機関のほか、裁判所及び国会の機関も含まれる。
国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人(以下 4-2-2(本人から書面により取得する際の利用目的の明示)において「国の機関等」という。)の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

国の機関等が行う事務又は事業の内容は多様であるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判断せざるを得ないが、例えば、利用目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、被疑者の逃亡、証

抛隠滅につながる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合等はこれに該当すると考えられる。

「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき（同条第4号）個人情報取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外とされている。

例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を行政機関に提出する場合であって、行政機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

4-2-3 不適正な利用・取得の禁止（法第63条及び第64条）

4-2-3-1 不適正な利用の禁止（法第63条）

法第63条

行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

行政機関の長等は、個人情報の適正な取扱いに対する国民等の信頼確保の観点から、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない（法第63条。ガイドライン5-2-3（不適正な利用及び取得の禁止）を参照のこと。）。

（1）「違法又は不当な行為」

「違法又は不当な行為」とは、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

（2）「おそれ」の有無

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、行政機関等が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該

個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該行政機関等が一般的な注意力をもってしても予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

4-2-3-2 不適正な取得の禁止（法第 64 条）

法第 64 条

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

行政機関の長等は、個人情報の適正な取扱いに対する国民等の信頼確保の観点から、個人情報を適正に取得しなければならない（法第 64 条。ガイドライン 5-2-3（不適正な利用及び取得の禁止）を参照のこと。）。

なお、例えば、個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

4-2-4 正確性の確保（法第 65 条）

法第 65 条

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

行政機関の長等は、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならない（法第 65 条。ガイドライン 5-2-4（正確性の確保）を参照のこと。）。

個人情報は、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要な個人情報は、法第 61 条第 2 項で保有を制限されている。したがって、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。利用目的によっては、例えば、過去の一定時点の事実のみで足りる場合、現在の事実を必要とする場合、過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。

（参考）「事実」と評価・判断の内容

本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総

合的に勘案してなされる。したがって、本条における正確性の確保の対象は「事実」にとどまり、評価・判断の内容そのものには及ばない（ ）。

（ ）本条の規定に基づき保有個人情報に記録されている「事実」について訂正を行った結果として、「評価・判断の内容」が変更されるといったことはあり得る。

なお、評価・判断の内容そのものの単体は「事実」に含まれないが、「個人Aが○○（ ）と評価・判断された」、「評価者Bが○○（ ）と評価・判断した」という情報は「事実」に含まれる。

（ ）「○○」は評価・判断の内容を指す。

4-3 安全管理措置等

4-3-1 安全管理措置（法第 66 条）

4-3-1-1 行政機関の長等が講ずべき安全管理措置（法第 66 条第 1 項）

法第 66 条（第 1 項）

1 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない（法第 66 条第 1 項。ガイドライン 5-3-1（1）（行政機関の長等の安全管理措置義務）を参照のこと。）。

「その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。また、個人情報取扱事業者が安全管理のための措置を講じる対象は「個人データ」であること（法第 23 条）に対し、行政機関等については（個人情報ファイル等ではなく）「保有個人情報」が対象とされており、散在情報も含めて安全管理措置を講じる必要がある。

とりわけ、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等や、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして漏えい等が生じた場合に本人の権利利益が侵害される危険が大きい行政機関等においては、ガイドライン、本事務対応ガイドその他委員会が示す資料等を参照の上、安全管理措置を確実に講じることが求められる（ガイドライン 5-3-1（安全管理措置）を参照のこと。）。

三重県では、三重県個人情報適正管理指針及び三重県個人情報取扱事務委託基準を策定している。

（１） 「安全管理のために必要かつ適切な措置」

「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握があり、それぞれ以下のようなものが挙げられる。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

【組織的安全管理措置】

- ・ 組織体制の整備
- ・ 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
- ・ 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
- ・ 漏えい等の事案に対応する体制の整備
- ・ 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

【人的安全管理措置】

- ・ 従事者の教育

【物理的安全管理措置】

- ・ 個人情報を取り扱う区域の管理
- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・ 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

【技術的安全管理措置】

- ・ アクセス制御
- ・ アクセス者の識別と認証
- ・ 外部からの不正アクセス等の防止
- ・ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

【外的環境の把握】

- ・ 保有個人情報を取り扱われる外国の特定
- ・ 外国の個人情報の保護に関する制度等の把握

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

具体的に講じなければならない安全管理措置については、4-8（（別添）三重県個人情報保護適正管理指針に基づき、実施することが求められる。

（２） サイバーセキュリティ対策との連携

デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある（ガイドライン 5-3-1（１）（行政機関の長等の安全管理措置義務）を参照のこと。）。

（３） 委託先の監督

行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合は、行政機関等として講ずべき安全管理措置として、上記サイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準（保存された情報等に対して国内法令のみが適用されること等）や委託先の選定基準を整備するとともに、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等）を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。なお、委託先が講ずべき措置については 4-3-1-2（１）（行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者）を参照のこと。

保有個人情報の取扱いの委託を行う際に講ずべき措置の具体的な内容については、別添「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、実施することが求められる。

なお、近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合がありますが、当該クラウドサービス上で取り扱う情報が保有個人情報に該当する場合（3-2-3（１）（「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」）を参照のこと。）には、行政機関等は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。

特に、当該民間事業者が外国にある事業者の場合（ ）や当該民間事業者が国内にある事業者であっても外国に所在するサーバに保有個人情報が保存される場合においては、当該保有個人情報は外国において取り扱われることとなるため、当該外国（クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国）の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（4-8（（別添）三重県個人情報保護適正管理指針）のうち 4-8-5（保有個人情報の取扱い）（10）を参照のこと。）。

（ ）日本国内に所在するサーバに個人情報が保存される場合も含む。

また、行政機関等において、個人情報等を外部委託先（クラウドサービスや SNS を含む）に提供する場合や、民間企業等が不特定多数のユーザーに対して同一条件で提供するサービス（いわゆる「約款による外部サービス」）を利用する場合については、

令和 3 年 6 月、内閣官房（サイバーセキュリティセンター(NISC)）、個人情報保護委員会ほか関係省庁の連名で、それらの考え方を示している。

- 「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」の一部改正（令和 3 年 6 月 11 日 内閣官房、個人情報保護委員会、金融庁、総務省）

以上につき、委託元である行政機関等が委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先（再委託先を含む。）が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である行政機関等による法違反と判断され、委員会は、行政機関等に対して必要な指導、助言、勧告等を行うことが考えられる。

【委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例 1) 保有個人情報の安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適時把握

せず外部の事業者に委託した結果、委託先が保有個人情報を漏えいした場合

事例 2) 保有個人情報の取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示

しなかった結果、委託先が保有個人情報を漏えいした場合

事例 3) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り

り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求め

るなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、

当該再委託先において保有個人情報が滅失や毀損した場合

事例 4) 委託先が保有個人情報の処理を再委託している場合に、委託元において再

委託先の保有個人情報の取扱状況の確認を怠った結果、再委託先で保有個人

情報が滅失や毀損した場合

また、委託先が個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当する場合には、委託先において、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負うこととなるところ、行政機関の長等は、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

4-3-1-2 行政機関の長等の安全管理措置義務の準用（法第 66 条第 2 項）

法第 66 条（第 2 項）

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

- (3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

政令第 19 条

- 1 法第 66 条第 2 項第 3 号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務
 - (2) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 168 条の 2（第 9 号に係る部分に限る。）又は第 168 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う業務
 - (3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 15 条の 2 第 1 項（同法第 17 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 63 条第 1 項の規定に基づき行う業務
 - (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 65 条の 4 第 1 項又は第 65 条の 5 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定に基づき行う業務
 - (5) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務
 - (6) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務
 - (7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
 - (8) がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務
 - (9) 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの
- 2 法第 66 条第 2 項第 4 号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

（２） 法第 58 条第 2 項第 1 号に掲げる者が同号に定める業務として条例 に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの

行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合等、法第 66 条第 2 項各号に掲げられた者が当該各号に掲げられた業務を行う場合については、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない（法第 66 条第 2 項。ガイドライン 5-3-1（２）（行政機関の長等の安全管理措置義務の準用）を参照のこと。）。

なお、個人情報の取扱いが外国において行われる場合も、法第 66 条第 2 項の適用対象となる。

（１） 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者

行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

「個人情報の取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

委託元となる行政機関等が講ずべき安全管理措置については、4-3-1-1（行政機関の長等が講ずべき安全管理措置）を参照のこと。

（２） 指定管理者

指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）は、公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

なお、指定管理者の指定を行う地方公共団体は、指定管理に係る条例、仕様書等において、個人情報の保有・管理主体や安全管理措置を含む取扱い方法、開示等請求があった場合の対応（ ）等について明確に定めておく必要がある。

（ ）一般的には指定管理者が個人情報の保有・管理主体となり開示請求先になることが想定されるが、地方公共団体が個人情報の保有・管理主体である場合には、地方公共団体の機関が開示請求及び審査請求先となることが想定される。

（３） 法第 58 条第 1 項各号に掲げる者

法第 58 条第 1 項各号に掲げる者（ 法別表第 2 に掲げる法人及び 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第 21 条第 1 号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第 2 号若しくは第 3 号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの）は、政令第 19 条第 1 項各号で定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

政令第 19 条第 1 項各号において、次の業務を規定している。

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の規定に基づき行う業務

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 168 条の 2（第 9 号に係る部分に限る。）又は第 168 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う業務

種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 15 条の 2 第 1 項（同法第 17 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 63 条第 1 項の規定に基づき行う業務

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 65 条の 4 第 1 項又は第 65 条の 5 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定に基づき行う業務

国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務

法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって から に類するものとして条例で定めるもの（ ）

- （ ）具体的には、地方独立行政法人が条例に基づき行う業務について、上記 から までの業務に類するものとして条例に定めるものを行う場合に、行政機関等に対する安全管理措置に係る規律を準用する。

（４） 法第 58 条第 2 項各号に掲げる者

法第 58 条第 2 項各号に掲げる者は、同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

医療観察法第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

地方公共団体の機関が行う病院の運営においては、医療観察法第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づく業務を行うことが想定されるところ、当該業務を行う場合における個人情報の取扱いについては、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う（政令第 19 条第 2 項第 1 号）。

なお、独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営においては、現時点において、医療観察法第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づく業務を行っておらず、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う業務はない。

法第 58 条第 2 項第 1 号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって の業務に類するものとして条例で定めるもの

地方公共団体の機関が病院及び診療所並びに大学の運営の業務として条例に基づき行う業務のうち、指定入院医療機関として医療観察法の規定に基づき行う業務に類するものとして条例で定めるものを行う場合、当該業務を行う場合における個人情報の取扱いについては、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う（政令第 19 条第 2 項第 2 号）。

なお、地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務及び独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営業務以外の業務については、行政機関等としての安全管理措置義務を負う。

（５） 上記（１）から（４）までの業務の委託を受けた者

上記（１）から（４）までの者からそれぞれに定められた業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者は、当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負う。

なお、再委託の前提となる委託関係において委託元となる行政機関等は、委託に係る安全管理措置として、委託契約において、再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項を定めるなどの対応が必要となる。具体的な措置については、4-8（（別添）三重県個人情報適正管理指針）に基づき、実施することが求められる。

（６） 個人情報取扱事業者に適用される規定との関係

法第 66 条第 2 項各号に掲げられた者（ガイドライン 5-3-1（2）（行政機関の長等の安全管理措置義務の準用）を参照のこと。）が個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当し、又は個人情報取扱事業者とみなされる（法第 58 条第 2 項）場合には、上記のとおり行政機関等と同様に安全管理措置を講ずべき義務を負うことに加えて、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負う（ ）こととなる。

（ ）安全管理措置を講ずべき義務以外の個人データの取扱い等に係る規律（法第 4 章第 2 節等）も当然に適用される。

（7） 法第 66 条第 2 項各号に定める業務に対する他の規定の適用

法第 66 条第 2 項各号に定める業務（ガイドライン 5-3-1（2）（行政機関の長等の安全管理措置義務の準用）を参照のこと。）に従事している者又は従事していた者については、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせるなどしてはならないとする義務規定が適用されるとともに（法第 67 条）行政機関の職員等と同様の罰則規定の一部が適用される（法第 176 条及び第 180 条）。

4-3-2 従事者の義務（法第 67 条）

法第 67 条

個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、 法第 66 条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者、又は、 行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（ガイドライン 5-3-2（従事者の義務）を参照のこと。）。

（1） 「行政機関等の職員若しくは職員であった者」

「行政機関等の職員」とは、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の国家公務員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員、独立行政法人等の役員又は職員並びに地方独立行政法人法第 12 条及び

第 20 条に規定する地方独立行政法人の役員又は職員であり、常勤又は非常勤いずれの者も含む。

また、「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職若しくは免職により離職した者又は行政機関等以外に転出若しくは出向した者をいう。

（２） 「派遣労働者」

「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。

（３） 「知り得た個人情報」

「知り得た」とは、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、その対象は、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。

また、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。

（４） 「みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」

「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。

また、「不当な目的に利用」とするとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

（５） 従事者の義務違反に対する措置等

本条に違反した者が行政機関等の職員である場合は、懲戒処分の適用があり得る（地方公務員法第 29 条等）。また、個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則（地方公務員法第 34 条及び第 60 条等）の適用があり得る。

本条に違反した者が行政機関等からの委託業務の従事者である場合は、行政機関等との委託契約の内容に基づき、契約の解除事由になり得る。委託元となる行政機関等においては、委託契約において、本条に違反した場合の報告、契約の解除等、必要な内容を規定することが求められる。委託については、別添「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、実施することが求められる。

なお、個人情報の不適正な取扱いをしたこれらの行政機関等の職員や委託業務の従事者（過去に職員であった者及び従事者であった者も含む。）については、法第 176 条及び第 180 条に規定する罰則が適用され得る。

4-4 漏えい等の報告等（法第 68 条）

4-4-1 委員会への報告（法第 68 条第 1 項）

法第 68 条（第 1 項）

- 1 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

規則第 43 条

法第 68 条第 1 項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第 1 項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （2） 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （3） 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （4） 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- （5） 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第 68 条第 1 項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

規則第 44 条

- 1 行政機関の長等は、法第 68 条第 1 項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。
 - （１） 概要
 - （２） 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目
 - （３） 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
 - （４） 原因
 - （５） 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - （６） 本人への対応の実施状況
 - （７） 公表の実施状況
 - （８） 再発防止のための措置
 - （９） その他参考となる事項
- 2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から 30 日以内（当該事態が前条第 3 号に定めるものである場合にあっては、60 日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 法第 68 条第 1 項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第 6 による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）により行うものとする。

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定めるものが生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告するとともに、原則として本人に通知しなければならない（法第 68 条第 1 項。ガイドライン 5-4（漏えい等の報告等）を参照のこと。）。

（１） 規則第 43 条の「保有個人情報」の考え方

規則第 43 条は、法第 68 条第 1 項に基づく漏えい等の報告の対象となる事態について定めているところ、規則第 43 条に規定する「保有個人情報」とは、行政機関等が取り扱う保有個人情報をいう。

ただし、同条第 3 号に規定する「保有個人情報」には、「当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。

そのため、同号に定める事態との関係では、4-4-1(2)（「漏えい」の考え方）から 4-4-1(4)（「毀損」の考え方）までにおける「保有個人情報」は、行政機関等が取り扱う保有個人情報に加え、「当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているもの」を含む。

同号に定める事態について、詳細は 4-4-1(6)（漏えい等報告の対象となる事態）を参照のこと。

（２） 「漏えい」の考え方

保有個人情報の「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。

【保有個人情報の漏えいに該当する事例】

事例 1) 保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例 2) 保有個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合

事例 3) 複数の外部関係者宛のメールにおいて、送信設定を「BCC」とすべきところを誤って「CC」としたため、受信した外部関係者において別の外部関係者のメールアドレス（保有個人情報に該当するもの）を認識できる状態となった場合

事例 4) 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合

事例 5) 保有個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例 6) 不正アクセス等により第三者に保有個人情報を含む情報が窃取された場合

事例 7) 保有個人情報の開示請求を受け、本来は不開示とすべき第三者の保有個人情報を誤って開示した場合

事例 8) 行政機関等のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、利用者が当該ページに入力した個人情報が、当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該行政機関等が、当該ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

なお、保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、行政機関等が自らの意図に基づき保有個人情報を第三者に提供する場合（ ）は、漏えいに該当しない。

（ ）行政機関の長等は、法令に基づく場合及び法第 69 条第 2 項各号に該当する場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない（4-5（利用及び提供の制限）を参照のこと。）

（３） 「滅失」の考え方

保有個人情報の「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。

【保有個人情報の滅失に該当する事例】

事例 1) 保有個人情報記録された帳票等を誤って廃棄した場合（ 1）

事例 2) 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等を当該行政機関等の内部で紛失した場合（ 2）

なお、上記事例 1) 及び事例 2) の場合であっても、その内容と同じ情報が行政機関等において他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、行政機関等が正当な理由により保有個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。

（ 1）当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、保有個人情報の漏えいに該当する場合がある。

（ 2）当該行政機関等の外部に流出した場合には、保有個人情報の漏えいに該当する。

（4） 「毀損」の考え方

保有個人情報の「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【保有個人情報の毀損に該当する事例】

事例 1) 保有個人情報の内容が改ざんされた場合

事例 2) 暗号化処理された保有個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例 3) ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合（ ）

なお、上記事例 2) 及び事例 3) の場合であっても、その内容と同じ情報が行政機関等において他に保管されている場合は毀損に該当しない。

（ ）同時に保有個人情報盗取された場合には、保有個人情報の漏えいにも該当する。

（5） 「発生したおそれがある事態」の考え方

報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

（6） 漏えい等報告の対象となる事態

法に基づく漏えい等報告を要する事態は、次の から までのとおりである。

なお、法第 8 条、第 9 条及び第 11 条にもあるとおり、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することから、行政機関等は、法に基づく報告の対

象とならない場合であっても、国民等の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい（ガイドライン 5-4-1（委員会への報告）を参照のこと。）。

また、漏えい等事案については、原則として本人通知の対象となるが（4-4-2（本人への通知）を参照のこと。）本人以外との関係という観点において、当該事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下 から までにおいて同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例)医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合

不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【報告を要する事例】

事例)収納業務のために取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合

不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

「不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為」（以下「不正行為」という。）の主体には、第三者のみならず、従事者も含まれる。また、不正行為の相手方である「行政機関等」には、当該行政機関等が第三者に保有個人情報の取扱いを委託している場合（ 1）における当該第三者（委託先）及び当該行政機関等が保有個人情報を取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。

【報告を要する事例】（ 2）

事例 1)不正アクセスにより保有個人情報（法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。以下、事例 5）まで同じ。）が漏えいした場合

事例 2) ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

事例 3) 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例 4) 従事者が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合(3)

事例 5) 行政機関等の職員の私用の端末又は業務上やりとりする民間事業者の端末が情報を窃取するマルウェアに感染し、その後、当該端末と当該行政機関等のサーバとの電気通信に起因して、当該サーバも当該マルウェアに感染し、保有個人情報が漏えいした場合

事例 6) 行政機関等のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ、利用者が当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該行政機関等が、当該ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

事例 7) 行政機関等のウェブサイト上に設置された、入力ページに遷移するためのリンクやボタンが第三者に改ざんされ、当該リンクやボタンを利用者がクリックした結果、偽の入力ページに遷移し、当該利用者が当該偽の入力ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該行政機関等が、当該行政機関等の入力ページに入力される個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

事例 8) 行政機関等が、第三者により宛先の改ざんされた返信用封筒を本人に送付した結果、当該返信用封筒により返信されたアンケート用紙に記入された個人情報が当該第三者に送付された場合であり、かつ、当該行政機関等が、当該個人情報を法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱うことを予定していたとき

- (1) 行政機関等が、保有個人情報として取り扱うことを予定している個人情報の取扱いを第三者に委託する場合であって、当該第三者(委託先) が当該個人情報を保有個人情報又は個人データとして取り扱う予定はないときも、ここにいう「行政機関等が第三者に保有個人情報の取扱いを委託している場合」に該当する。
- (2) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の() から() までの場合が考えられる。
 - () 保有個人情報(法第 60 条第 1 項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。() において同じ。) を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合
 - () 保有個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

- () マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制御するサーバ(C&Cサーバ)が使用しているものとして知られているIPアドレス・FQDN(Fully Qualified Domain Nameの略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ(サーバ等)を特定するもの。)への通信が確認された場合
- () 個人情報の取得手段であるウェブページを構成するファイルを保存しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、外部からの不正アクセスにより、当該ファイルに、当該ウェブページに入力された情報を窃取するような改ざんがされた痕跡が確認された場合
- () 不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合
- (3) 従事者による保有個人情報又は個人情報の持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、保有個人情報又は個人情報を格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

「保有個人情報に係る本人の数」は、当該行政機関等が取り扱う保有個人情報のうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数をいう。「保有個人情報に係る本人の数」について、事態が発覚した当初100人以下であっても、その後100人を超えた場合には、100人を超えた時点で報告対象に該当することになる。本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数が最大100人を超える場合には、報告対象に該当する。

【報告を要する事例】

- 事例1) 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合
- 事例2) 書類の発送を請け負った委託先事業者の誤り等により、保有個人情報が記載された書類を第三者に送付し、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合
- 事例3) ワークショップの開催に関する案内メールを参加企業に送信する際、企業の担当者氏名を含む文書を誤って添付して送信し、当該担当者の数が100人を超える場合

条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三重県では、条例要配慮個人情報を制定していない。

（７） 報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う行政機関の長等である。ただし、規則第 43 条第 3 号に定める事態について漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている行政機関等における行政機関の長等である（4-4-1(1)（規則第 43 条の「保有個人情報」の考え方）を参照のこと。）

保有個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が保有個人情報又は個人情報を取り扱っており、又は取得しようとしていることになるため、それぞれ報告の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。

行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合としては、委託先が 個人情報取扱事業者である場合や 行政機関等である場合が考えられる。

の場合には、委託元である行政機関等については法第 68 条第 1 項の規定に基づき報告義務を負い、委託先の個人情報取扱事業者については法第 68 条第 1 項の規定ではなく法第 26 条第 1 項の規定に基づき報告義務を負うこととなる。

他方、 の場合には、委託元である行政機関等及び委託先である行政機関等について、法第 68 条第 1 項の規定に基づき、それぞれ報告義務を負うこととなる。

なお、 の場合には、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるところ（法第 26 条第 1 項ただし書）、 の場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が報告する義務を負うこととなると考えられる。

また、行政機関 A が保有個人情報（保有個人情報 A）の取扱いを委託している場合において、委託を受けた者が別の行政機関 B から保有個人情報（保有個人情報 B）の取扱いを受託もしており、保有個人情報 B について当該委託を受けた者において報告の対象事態が発生した場合であっても、委託元である行政機関 A は報告義務を負わず、行政機関 B 及び当該委託を受けた者のみが報告義務を負うことになる。

（８） 速報

行政機関の長等は、法第 68 条第 1 項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次の から までの事項を報告しなければならない。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、行政機関等のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、行政機関等が当該事態を知った時点から概ね 3～5 日以内である。

委員会への漏えい等報告については、次の から までに掲げる事項を、原則として、委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第 43 条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（規則第 43 条第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目について、媒体や種類（国民の情報、職員の情報の別等）とともに報告する。

「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（規則第 43 条第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）に係る本人の数について報告する。

「原因」

当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。

「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。

「本人への対応の実施状況」

当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。

「公表の実施状況」

当該事態に関する公表の実施状況や予定について報告する。

「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

「その他参考となる事項」

上記 から までの事項を補完するため、委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

（９） 確報

行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（１）当該事態を知った日から 30 日以内（規則第 43 条第 3 号の事態においては 60 日以内。同号の事態に加え、同条第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号の事態にも該当する場合も 60 日以内。）に、当該事態に関する上記（７） から までの事項を報告しなければならない。

30 日以内又は 60 日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、行政機関等のいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（２）に当たっては、その時点を 1 日目とする。

確報においては、上記（７） から までの事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から 30 日以内又は 60 日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

- （１） 速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1 回の報告で速報と確報を兼ねることができる。
- （２） 確報の報告期限（30 日以内又は 60 日以内）の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、30 日目又は 60 日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12 月 29 日～1 月 3 日）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 2 条）。

（10） 報告の方法

漏えい等の報告は、各行政機関の長等が直接、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に掲載する報告フォーム）から行うが、電気通信回線の故障、災害その他の理

由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては規則が定める様式にのっとり報告書を提出する方法（ 1） 個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法により行う。

なお、各行政機関等においては、漏えい等した保有個人情報又は個人情報を保有している部署（担当課）が速やかに報告することが考えられるが、各行政機関等の組織体制等に応じて、適切な部署（例えば、組織全体の個人情報の管理や情報セキュリティの任に当たる部署）から報告する（ 2）ことも考えられる。

地方公共団体にあっては、地方公共団体の機関（3-1-1（3）（地方公共団体の機関）を参照のこと。）ごとに、法律上の報告義務の主体となるが、当該地方公共団体において以上のとおり適切な部署を通じて、報告する（ 2）ことも考えられる。

（ 1）電子メール・FAX・郵送等の方法で提出することが可能である。

（ 2）行政機関の長等は、法第 68 条第 1 項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、速やかに、事案の概要等を報告しなければならない点に留意が必要（4-4-1（8）（速報）を参照のこと。）であり、例えば、速報は、漏えい等の事態を生ぜしめた部署が行い、確報はその他の適切な部署から行うことが考えられる。

事案の報告については、三重県個人情報適正管理指針 4-8-12「安全管理上の問題への対応」を参照。

4-4-2 本人への通知（法第 68 条第 2 項）

法第 68 条（第 2 項）

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

（2） 当該保有個人情報に第 78 条第 1 項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

規則第 45 条

行政機関の長等は、法第 68 条第 2 項本文の規定による通知をする場合には、第 43 条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を通知しなければならない。

行政機関の長等は、法第 68 条第 1 項に規定する場合（委員会への報告対象となる事態が生じた場合）には、原則として、本人に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない（法第 68 条第 2 項。ガイドライン 5-4-2（本人への通知）を参照のこと。）。

なお、法第 68 条第 1 項の規定に基づく報告の対象とならない場合であっても、国民の不安を招きかねない事案として委員会へ情報提供を行った事案については、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。

（１） 通知義務の主体

通知義務を負う主体は、原則として、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報を取り扱う行政機関の長等である。ただし、規則第 43 条第 3 号に定める事態について本人への通知の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしている行政機関等における行政機関の長等である（4-4-1(1)（規則第 43 条の「保有個人情報」の考え方）を参照のこと。）。

保有個人情報の取扱いを委託している場合においては、委託元である行政機関等と委託先の双方が保有個人情報又は個人情報を取り扱い、又は取得しようとしていることになるため、それぞれ通知の対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することができる。漏えい等した保有個人情報又は個人情報の本人に対して円滑に通知を行う観点から、委託元及び委託先は連携するなどして、適切な方法で通知を行うことが望ましい。

行政機関等が保有個人情報の取扱いを委託する場合としては、委託先が 個人情報取扱事業者である場合や 行政機関等である場合が考えられる。

の場合には、委託元である行政機関等については法第 68 条第 2 項の規定に基づき通知義務を負い、委託先の個人情報取扱事業者については法第 68 条第 2 項の規定ではなく法第 26 条第 2 項の規定に基づき通知義務を負うこととなる。

他方、 の場合には、委託元である行政機関等及び委託先である行政機関等について、法第 68 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ通知義務を負うこととなると考えられる。

なお、委託先が個人情報取扱事業者である場合には、委託先が、本人への通知義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は本人への通知義務を免除されるところ（法第 26 条第 2 項）委託先が行政機関等である場合には、原則どおり、委託元及び委託先の双方が通知する義務を負うこととなると考えられる。

（２） 通知の時間的制限等

行政機関の長等は、規則第 43 条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例（ ）】

事例 1) 漏えいした複数の保有個人情報インターネット上の掲示板等にアップロードされており、行政機関等において当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

事例 2) 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

（ ）「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはない。

（３） 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」（規則第 44 条第 1 項第 1 号）「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（規則第 43 条第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目」（同項第 2 号）「原因」（同項第 4 号）「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第 5 号）及び「その他参考となる事項」（同項第 9 号）（ ）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（4-4-2（２）（通知の時間的制限等）を参照のこと。）

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。そのため、通知によって被害が拡大するおそれがある場合には、その時点で通知を要するものではないが、そのような場合であっても、当該おそれなくなった後は、速やかに通知する必要がある。

なお、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

事例 1) 不正アクセスにより保有個人情報に漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。

事例 2) 漏えい等が発生した保有個人情報の項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に係る内容のみを本人に通知すること。

() 規則第 44 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項については、4-4-1(8)(速報)を参照のこと。なお、同項第 9 号に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

(4) 通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び保有個人情報の取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

【本人への通知の方法の事例】

事例 1) 文書を郵便で送付することにより知らせること。

事例 2) 電子メールを送信することにより知らせること。

(5) 通知の例外

行政機関の長等は、委員会への報告対象となる事態が生じた場合であっても、次のいずれかに該当するときには、本人への通知義務を負わない。

本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置(1)をとるとき。

当該保有個人情報に第 78 条第 1 項各号に掲げる情報(不開示情報)のいずれかが含まれるとき。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

事例 1) 保有する個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合

事例 2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡することができない場合

【代替措置に該当する事例】

事例 1) 事案の公表（ 2）

事例 2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの保有個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること

- （ 1）代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。
- （ 2）公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。

本人への通知の様式については、規則別記様式第六に規定される行政機関の長等が個人情報保護委員会に報告する様式の 3（1）（2）（3）（4）（5）及び（9）の項目を参考に作成することとする。

4-5 利用及び提供の制限（法第 69 条）

4-5-1 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則（法第 69 条第 1 項）

法第 69 条（第 1 項）

1 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第 69 条第 1 項。ガイドライン 5-5-1（利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則）を参照のこと。）

「法令に基づく場合」は、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができる。

ここでいう「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれる（ ）が、行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、地方公共団体が制定する条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは「法令」に含まれる（3-3（その他（法令））を参照のこと。）が、それ以外のものは「法令」に含まれない。

- （ ）本項にいう「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、行政機関等の設

置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない（ガイドライン5-5-1（利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則）を参照のこと。）。

なお、法第69条第1項において、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。実際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

【該当し得る法令の例】

- ・ 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第24条から第28条まで
- ・ 国会法（昭和22年法律第79号）第104条
- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条第4項
- ・ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項及び第508条第2項
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第118条第6項
- ・ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の3から第58条の5まで
- ・ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条、第223条第1項及び第226条
- ・ 総務省設置法（平成11年法律第91号）第6条第2項

4-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合（法第69条第2項）

法第69条（第2項）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- （1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- （2） 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

行政機関の長等は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第69条第2項。ガイドライン5-5-2(例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合)を参照のこと。)

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである（4-2-1(3)(利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限との関係)を参照のこと。)

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（法第69条第2項第1号）。
「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しない。

保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用、又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

なお、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外の目的のために利用し、及び提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

また、「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供をする場合も含まれる（ ）。

- ()口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。なお、求める方法のいかんにかかわらず、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要

であり、開示等請求における本人確認の方法等も参考に、適切に対応する必要がある。

なお、本号に基づく本人への保有個人情報の提供や保有個人情報の開示は、法第 76 条の規定に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合には含まれない。

- (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第 69 条第 2 項第 2 号）。

ここでいう「事務又は業務」には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務・業務が含まれる（4-1（保有に関する制限）（2）を参照のこと）。地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

また、ここでいう「法令」には、条例が含まれる（法第 61 条第 1 項）ほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる（ガイドライン 5-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）及び 3-3（その他（法令））を参照のこと）。

また、「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

【「相当の理由があるとき」に該当すると考えられる事例】

事例）農地情報を集約した「eMAFF 地図」を整備するために、法務省から農林水産省に「地番」情報を提供する場合

- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第 69 条第 2 項第 3 号）。

「事務又は業務」及び「相当な理由があるとき」についての考え方は、上記（2）と同様である。

なお、同号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる（法第 2 条第 11 項第 2 号）。

- （４） 上記（１）から（３）までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（法第 69 条第 2 項第 4 号）。

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。

また、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる。

【提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例】

事例 1）緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合

事例 2）災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

さらに、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供（ ）することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、提供を受ける側の事務が緊急を要すること、当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要である。

- （ ）行政機関等に対して、利用目的以外の目的のために個人情報を提供する場合は、法第 69 条第 2 項第 3 号に基づき、「相当の理由」がある場合であるかを判断することとなる。

【特別の理由があるものとして利用目的以外の目的のための提供が認められ得る事例】

事例 1）在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社、外国政府や国際機関に対して、保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合

事例 2) 国の行政機関において、幹部公務員の略歴書を作成し公表等を行うこと。

4-5-3 他法令との適用関係（法第 69 条第 3 項）

法第 69 条（第 3 項）

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

法第 69 条第 2 項各号に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない（法第 69 条第 3 項。ガイドライン 5-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）を参照のこと。）。

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない（3-3（その他（法令））を参照のこと。）。

【該当する他の法令の例】

- ・ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条
- ・ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 29
- ・ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 186 条

4-5-4 行政機関等の内部における利用の制限（法第 69 条第 4 項）

法第 69 条（第 4 項）

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

行政機関等の内部においては、法第 69 条第 2 項第 2 号の規定により、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができる。しかし、その場合であっても、行政機関の長等は、必要に応じて、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限定することとし、それ以外の部局等は、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用はできないこととなる（法第 69 条第 4 項。ガイドライン 5-5-1（利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則）を参照のこと。）。

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容（例えば、病歴や犯罪歴等）により、それが利用目的以外の目的のために利用

されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいため、特にその利用目的以外の目的のための利用を制限する必要があると認めるときをいう。

また、「部局若しくは機関又は職員」としては、行政機関等の内部部局、地方支分部局、施設等機関、特別の機関のみならず、更に特定の課室等の組織に限ることも可能である。

4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第 70 条）

法第 70 条

行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

行政機関の長等は、保有個人情報を提供する次の場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者（以下 4-5-5（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）において「受領者」という。）に対し、提供に係る個人情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める（法第 70 条。ガイドライン 5-5-3（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）を参照のこと。）。

利用目的のために提供する場合

法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人（下記において「他の行政機関等」という。）に提供する場合（4-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）（3）を参照のこと。）

法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき他の行政機関等以外の者に提供する場合（4-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）（4）を参照のこと。）

（1） 「必要があると認めるとき」

受領者に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。

（2） 「必要な制限」又は「必要な措置」

提供に係る保有個人情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の

取扱状況に関する所要の報告の要求、当該保有個人情報について訂正決定（法第 93 条第 1 項）を行った場合において提供先に対して訂正に応ずべき旨を求めること等が考えられる。

（３） 措置要求の遵守状況の把握等

行政機関の長等は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した保有個人情報の返却等を求めることが必要である。

4-6 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条）

4-6-1 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供（法第 71 条第 1 項）

法第 71 条（第 1 項）

1 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第 16 条第 3 項に規定する個人データの取扱いについて前章第 2 節の規定により同条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

規則第 45 条の 2

1 法第 71 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

- （１） 法第 4 章又は第 5 章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足る状況にあること。
- （２） 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。
- （３） 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

- (4) 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な保有個人情報の移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な保有個人情報の移転を図ることが可能であると認められるものであること。
- (5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 71 条第 1 項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。
- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる保有個人情報の範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。
- 3 個人情報保護委員会は、第 1 項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第 1 項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。
- 4 個人情報保護委員会は、第 1 項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第 1 項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第 2 項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第 1 項の規定による定めを取り消すものとする。

規則第 46 条

法第 71 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない（法第 71 条第 1 項。ガイドライン 5-6（利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供）を参照のこと。）。

当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している本邦の域外にある国又は地域（以下 4-6（利用目的以外の目的のための外

国にある第三者への提供）において「外国」という。）として規則で定める外国にある場合

当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下 4-6-1（利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供）及び 4-6-3（個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に保有個人情報を提供した場合に講ずべき措置等）において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

法令に基づく場合（ ）

（ ）「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない（3-3（その他（法令））を参照のこと。）

法第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合（4-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）（4）を参照のこと。）

（１） 外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意

ここでいう「本人の同意」とは、本人に係る保有個人情報が、行政機関等によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

また、「本人の同意を得（る）」とは、以上の承諾する旨の本人の意思表示を当該行政機関の長等が認識することをいい、個人情報の保有状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、保有個人情報が外国にある第三者に提供されることに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

法第 71 条第 1 項において求められる本人の同意を得ようとする場合には、本人に対し、同条第 2 項の規定に基づく情報提供を行わなければならない。同意取得時に本人に提供すべき情報については、4-6-2（同意取得時の情報提供）を参照のこと。

（２） 外国にある第三者

「外国にある第三者」について、「第三者」とは、保有個人情報を提供する行政機関等と当該保有個人情報によって識別される本人以外の者であり、海外事業者や外国政府、国際機関などもこれに含まれる。具体的には、次のように該当性が判断される。

まず、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、例えば、日本国内に事務所を設置している場合、又は日本国内で事業活動を行っている

場合など、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるとき（ ）は、当該外国法人は、「外国にある第三者」には該当しない。

（ ）ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

なお、我が国の行政機関が在外公館に対して保有個人情報の提供を行う場合には、当該在外公館は「外国にある第三者」に該当しない。

（３） 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるもの
現時点において、規則で定められている外国はない。

（４） 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制を整備している者

個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準については、下記 及び として、規則第 46 条に規定されている。なお、必要な体制が整備されていることについて、委員会に対する事前の届出等は要しない。

「行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること」（規則第 46 条第 1 号）

規則第 46 条第 1 号の「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、保有個人情報の提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。

例えば、次の事例が該当する。

【提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保するための方法の例】

事例)外国にある事業者が保有個人情報の取扱いを委託する場合 提供先事業者との契約、確認書、覚書等

なお、この措置を講じなければならない対象は、実際に提供を行った「当該保有個人情報」であることから、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで当該措置を講ずることが求められているものではない。

法第 71 条第 1 項の「個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第 46 条第 1 号に「法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。

「法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により保有個人情報を取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（OECD）におけるプライバシーガイドラインやアジア太平洋経済協力（APEC）におけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

具体的には、民間部門ガイドライン（外国第三者提供編）4-2（法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置）を参照のこと。

「保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」（規則第 46 条第 2 号）

「個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定」とは、国際機関等において合意された規律に基づき権限のある認証機関等が認定するものをいい、当該枠組みは、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることのできるものである必要がある。

これには、提供先の外国にある第三者が、APEC の越境プライバシールール（CBPR）システム（ ）の認証を取得していることが該当する。

（ ） APEC CBPR システム

事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウントビリティエージェント（AA）を登録する。この AA が事業者について、その申請に基づき APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

4-6-2 同意取得時の情報提供（法第 71 条第 2 項）

法第 71 条（第 2 項）

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

規則第 47 条

- 1 法第 71 条第 2 項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 2 法第 71 条第 2 項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 当該外国の名称
 - (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第 2 号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。
 - (1) 前項第 1 号に定める事項が特定できない旨及びその理由
 - (2) 前項第 1 号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第 2 項第 3 号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

行政機関の長等は、外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合には、規則第 47 条第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人に提供しなければならない（法第 71 条第 2 項。ガイドライン 5-6（利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供）を参照のこと。）。

保有個人情報の越境移転に当たっては、提供元の行政機関等において、提供先の第三者が所在する外国に保有個人情報を移転することについてのリスクを評価し、保有個人情報の移転の必要性について吟味した上で、本人に対しても、分かりやすい情報提供を行うことが重要である。

（1） 情報提供の方法（規則第 47 条第 1 項）

本人に対する情報提供は、規則第 47 条第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行わなければならない。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例 1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例 2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例 3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例 4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

（２） 提供すべき情報（規則第 47 条第 2 項）

法第 71 条第 1 項の規定により外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、本人に対し、次の から までの情報を提供しなければならない。

「当該外国の名称」（規則第 47 条第 2 項第 1 号）

提供先の第三者が所在する外国（ 1 ）の名称をいう（ 2 ）（ 3 ）。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人情報の移転先を合理的に認識することができると考えられる名称でなければならない。

外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合の取扱いについては、4-6-2（3）（提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合）を参照のこと。

- （ 1 ）「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く（法第 71 条第 1 項）。
- （ 2 ）ここでいう「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、保有個人情報の越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人の予測可能性の向上に資する場合には、本人に対して、提供先の外国にある第三者が所在する州を示した上で、州単位での制度についても情報提供を行うことが望ましい。
- （ 3 ）提供先の外国にある第三者が、A 国に所在しているが、B 国にサーバを設置している場合には、規則第 47 条第 2 項第 1 号の「当該外国の名称」における「外国」は、サーバが所在する外国ではなく、提供の相手方である第三者が所在する外国をいうため、A 国の名称を提供する必要がある。

なお、当該提供の相手方である第三者が所在する外国の名称に加え、当該第三者が個人データを取り扱うサーバの所在国についても情報提供することが望ましい。

「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第 47 条第 2 項第 2 号）

「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものでなければならない。

【適切かつ合理的な方法に該当する事例】

事例 1）提供先の外国にある第三者に対して照会する方法

事例 2）我が国又は外国政府等が公表している情報を確認する方法

保有個人情報の越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならず、具体的には、次の（ ）から（ ）までの観点を踏まえる必要がある。

なお、ここでいう「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限られる。

（ ） 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無

提供先の第三者が所在する外国における制度に、当該第三者に適用される個人情報の保護に関する制度が存在しない場合、そのこと自体が保有個人情報の越境移転に伴うリスクの存在を示すものであることから、個人情報の保護に関する制度が存在しない旨を本人に対して情報提供しなければならない（ 1）。

（ ） 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度について、個人情報の保護の水準等に関する客観的な指標となり得る情報が存在する場合、当該指標となる情報が提供されることにより、保有個人情報の越境移転に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されと考えられる。したがって、この場合には、当該指標となり得る情報を提供すれば足り、次の（ ）に係る情報の提供は求められない。

なお、当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が保有個人情報の越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい。

【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

事例 1）当該第三者が所在する外国が GDPR 第 45 条の規定に基づく十分性認定の取得国であること。

事例 2）当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること。

（ ） OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利の不存在

提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則（ 2）に対応する事業者等の義務又は本人の権利が存在しない場合には、当該事業者等の義務又は本人の権利の不存在は、我が国

の法（個人情報の保護に関する法律）との本質的な差異を示すものであることから、その内容について本人に情報提供しなければならない。

なお、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務及び本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。

【OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利の不存在に該当する事例】

事例 1) 個人情報について原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在

事例 2) 事業者等が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在

() その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への保有個人情報の越境移転に伴い当該保有個人情報に係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供しなければならない。

【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当する事例】

事例 1) 事業者等に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者等が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度 (3)

事例 2) 事業者等が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

(1) 提供先の第三者が所在する外国において、個人情報の保護に関する制度が存在する場合には、当該制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供することは求められないが、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましい。

(2) OECD プライバシーガイドラインは、 収集制限の原則 (Collection Limitation Principle)、 データ内容の原則 (Data Quality Principle)、 目的明確化の原則 (Purpose Specification Principle)、 利用制限の原則 (Use Limitation Principle)、 安全保護措置の原則 (Security Safeguards Principle)、 公開の原則 (Openness Principle)、 個人参加の原則 (Individual Participation Principle)、 責任の原則 (Accountability Principle) の 8 原則を、基本原則として定めている。

(3) 事業者等が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度に関して、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当するか否かを判断するに当たっては、例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」(2022 年) を参照することが考えられる。

「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」(規則第 47 条第 2 項第 3 号)

保有個人情報の越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」は、当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識することができる情報でなければならない。

具体的には、当該外国にある第三者において、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置（本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。）を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識することができる情報が提供されなければならない。

なお、提供先の外国にある第三者が、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じている場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。

外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得する際に、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供することができない場合の取扱いについては、「(4) 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供することができない場合」を参照のこと。

【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供に該当する事例（提供先の第三者が利用目的の通知・公表を行っていない場合）】

事例)「提供先が、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていない」旨の情報提供を行うこと

(3) 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 47 条第 3 項）

行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の規定により外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、当該外国の名称及び当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報に代えて、次の 及び の情報を本人に提供しなければならない。

なお、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

また、例えば、外国の事業者に対して保有個人情報の取扱いを委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が具体的に定まっていなかった場合には、その時点で次の 及び の情報を本人に提供したうえで本人の同意を得て個人情報を提供するのではなく、提供先の第三者が具体的に定まった後に、

当該第三者との間で契約を締結すること等により、当該第三者における規則第 46 条に定める基準に適合する体制を整備した上で、保有個人情報の提供を行うことも考えられる。

特定できない旨及びその理由（規則第 47 条第 3 項第 1 号）

行政機関の長等は、提供先の第三者が所在する外国を特定することができない場合であっても、保有個人情報の越境移転に伴うリスクに関する本人の予測可能性の向上という趣旨を踏まえ、提供先の第三者が所在する外国を特定できない旨及びその理由を情報提供しなければならない。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に保有個人情報の提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。

提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報（規則第 47 条第 3 項第 2 号）

提供先の第三者が所在する外国が特定できないとしても、提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても本人に提供しなければならない。

「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」の該当性は、本人への情報提供が求められる制度趣旨を踏まえつつ、個別に判断する必要があるが、例えば、移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」に該当する。

【提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報に該当する事例】

事例) 本人の同意を得ようとする時点において、移転先となる外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称

(4) 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供することができない場合（規則第 47 条第 4 項）

行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の規定により外国にある第三者への保有個人情報の提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合には、当該情報に代えて、当該情報を提供できない旨及びその理由について情報提供しなければならない。

なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に保有個人情報の提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。

また、事後的に当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。

4-6-3 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に保有個人情報を提供した場合に講ずべき措置等（法第 71 条第 3 項）

法第 71 条（第 3 項）

- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

規則第 48 条

- 1 法第 71 条第 3 項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。
- （1） 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
- （2） 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。
- 2 法第 71 条第 3 項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 3 行政機関の長等は、法第 71 条第 3 項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
- （1） 当該第三者による法第 71 条第 1 項に規定する体制の整備の方法
- （2） 当該第三者が実施する相当措置の概要
- （3） 第 1 項第 1 号の規定による確認の頻度及び方法
- （4） 当該外国の名称
- （5） 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- （6） 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- （7） 前号の支障に関して第 1 項第 2 号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

- 4 行政機関の長等は、法第 71 条第 3 項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

行政機関の長等は、法第 71 条第 1 項の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして規則で定める基準に適合する体制（以下「基準適合体制」という。）を整備している外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合には、法令に基づく場合及び法第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて、当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない（法第 71 条第 3 項。ガイドライン 5-6（利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供）を参照のこと。）。

法第 71 条第 3 項は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に保有個人情報を提供した場合、行政機関の長等には、その後も当該第三者による当該保有個人情報の適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものである。そのため、行政機関の長等は、当該第三者において当該保有個人情報の取扱いが継続する限り、同項の規定に基づく措置等を講ずる必要がある。

ただし、上記の制度趣旨に鑑み、例えば、行政機関の長等が、本人の同意を根拠として外国にある第三者に保有個人情報を提供した場合には、当該第三者が基準適合体制を整備していると認められる場合であっても、同項の規定に基づく措置等は求められない。

（１） 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第 48 条第 1 項）

当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の 及び の措置を講じなければならない。

当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第 48 条第 1 項第 1 号）。

行政機関の長等は、保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しなければならない。

ここでいう「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することをいう。

相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する保有個人情報の内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、保有個人情報を取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）により確認することが考えられる（ ）。

【相当措置の実施状況の確認に該当する事例】

事例）外国にある非営利組織に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合は、当該契約の履行状況を確認すること。

また、外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、当該第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国政府等が公表している情報を確認する方法が考えられる。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】

事例1）事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例2）事業者が本人からの消去等の請求に対応することができないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

（ ）提供先である外国にある第三者において相当措置を実施すべき対象は行政機関等が実際に提供を行った保有個人情報であることから、相当措置の実施状況の確認においても、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで確認することが求められているものではない。

当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること（規則第48条第1項第2号）。

行政機関の長等は、保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【支障発生時の必要かつ適切な措置に該当する事例】

事例）外国にある事業者に保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合で、当該委託先が当該委託契約上の義務の一部に違反して当該保有個人情報を取り扱っている場合に、これを是正するよう要請すること。

また、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該第三者は、実質的に、基準適合体制を整備しているとはいえないと考えられることから、それ以降、当該第三者への保有個人情報の提供を停止しなければならない。

【相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例】

事例 1) 外国にある事業者には保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合で、当該提供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して当該保有個人情報を取り扱っている場合に、これを是正するよう要請したにもかかわらず、当該提供先が合理的な期間内にこれを是正しない場合

事例 2) 外国にある事業者において行政機関等から提供を受けた保有個人情報に係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するための必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合

(2) 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供の方法
(規則第 48 条第 2 項)

本人に対する情報提供は、規則第 48 条第 3 項の規定により本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識することができると考えられる適切な方法で行う必要がある。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例 1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例 2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例 3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例 4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

(3) 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関して提供すべき情報
(規則第 48 条第 3 項)

行政機関の長等は、法第 71 条第 3 項の規定による本人の求めを受けた場合には、遅滞なく、次の から までの情報を本人に提供しなければならない。

ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

【情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】

事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

「当該第三者による法第 71 条第 1 項に規定する体制の整備の方法」(規則第 48 条第 3 項第 1 号)

保有個人情報の提供先である外国にある第三者が基準適合体制を整備する方法について情報提供しなければならない。

【基準適合体制を整備する方法についての情報提供に該当する事例】

事例 1) 外国にある事業者保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合

事例 2) 「提供先との契約」である旨の情報提供を行うこと。

「当該第三者が実施する相当措置の概要」(規則第 48 条第 3 項第 2 号)

保有個人情報の提供先である外国にある第三者が実施する相当措置の概要について情報提供しなければならない。

提供すべき情報は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、当該外国にある第三者において、法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置がどのように確保されているかが分かるような情報を提供する必要がある。

なお、行政機関等が当該外国にある第三者との間で締結している契約等の全ての規定の概要についての情報提供を求めるものではない。

【相当措置の概要についての情報提供に該当する事例】

事例 1) 外国にある事業者保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合

事例 2) 「契約において、特定した利用目的の範囲内で提供した保有個人情報を取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には行政機関等が委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人情報の第三者提供の禁止等を定めている」旨の情報提供を行うこと。

「第 1 項第 1 号の規定による確認の頻度及び方法」(規則第 48 条第 3 項第 3 号)

保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度について情報提供しなければならない。

なお、外国にある第三者による相当措置の実施状況の確認の方法及び頻度と、当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度が異なる場合には、それぞれについて情報提供する必要がある。

【確認の方法及び頻度についての情報提供に該当する事例】

(外国にある第三者による相当措置の実施状況についての確認の方法及び頻度)

事例 1) 「毎年、書面による報告を受ける形で確認している」旨の情報提供を行うこと。

（当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度）

事例２）「毎年、我が国の行政機関等が公表している情報を確認している」旨の情報提供を行うこと。

「当該外国の名称」（規則第 48 条第 3 項第 4 号）

保有個人情報の提供先の第三者が所在する外国（１）の名称について情報提供しなければならない（２）（３）。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人情報の移転先を合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。

- （１）「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く（法第 71 条第 1 項）。
- （２）ここでいう「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、本人が外国にある第三者における自己の個人情報の取扱状況等について把握することができるようにするという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法において外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度が存在する等、州法に関する情報提供が本人による当該第三者における個人情報の取扱状況等の把握に資する場合には、当該第三者が所在する州を示した上で、当該制度についても情報提供を行うことが望ましい。
- （３）提供先の外国にある第三者が、A 国に所在しているが、B 国にサーバを設置している場合には、規則第 48 条第 3 項第 4 号の「当該外国の名称」における「外国」は、サーバが所在する外国ではなく、当該提供の相手方である第三者が所在する外国をいうため、A 国の名称を提供する必要がある。

なお、当該提供の相手方である第三者が所在する外国の名称に加え、当該第三者が個人データを取り扱うサーバの所在国についても情報提供することが望ましい。

「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」（規則第 48 条第 3 項第 5 号）

保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】

事例 1)「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する」旨の情報提供を行うこと。

事例 2)「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度が存在する」旨の情報提供を行うこと。

「当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要」(規則第48条第3項第6号)

保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に関する支障の概要についての情報提供に該当する事例】

(外国にある事業者が保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合において、当該委託先が当該委託契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該保有個人情報を取り扱っていた場合)

事例)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて保有個人情報の取扱いを行っていた」旨の情報提供を行うこと。

「前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要」(規則第48条第3項第7号)

保有個人情報の提供先である外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の行政機関の長等が講ずる措置の概要について情報提供しなければならない。

【相当措置の実施に関する支障に関して行政機関の長等が講ずる措置の概要についての情報提供に該当する事例】

(外国にある事業者が保有個人情報の取扱いを委託する場合において、委託先との契約を締結することにより、当該委託先の基準適合体制を整備している場合において、当該委託先が当該委託契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該保有個人情報を取り扱っていた場合)

事例 1)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて保有個人情報の取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請した」旨の情報提供を行うこと。

事例 2)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて保有個人情報の取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、○年○月○日以降、個人情報の提供を停止した上で、既に提供した保有個人情報について削除を求めている」旨の情報提供を行うこと。

（４） 情報提供しない旨の決定を行った際の通知等（規則第 48 条第 4 項及び第 5 項）
行政機関の長等は、法第 71 条第 3 項の規定による本人の求めに係る情報の全部又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

この場合、行政機関の長等は、本人に対し、情報提供をしない理由を説明するよう努めなければならない。

4-7 個人関連情報及び仮名加工情報の取扱い

4-7-1 個人関連情報の取扱い（法第 72 条）

法第 72 条

行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合であって、当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める（法第 72 条。ガイドライン 5-7-1（個人関連情報の取扱い）を参照のこと。）。

なお、個人関連情報の定義については、3-2-11（個人関連情報）を参照のこと。

（１） 「個人情報として取得する」

「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、識別子（ID）等を介して提供先が保有する他の個人情報に付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。

提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人情報にひも付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人情報との容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人情報として取得する」場合には直ちに該当しない。

（２） 「想定される」

「想定される」とは、提供元の行政機関の長等において、提供先の第三者が「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合をいう。

「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合

提供元の行政機関の長等が、提供先の第三者において個人情報として取得することを現に認識している場合をいう。

【現に想定している場合に該当する例】

事例１）提供元の行政機関の長等が、個人情報を保有する提供先の第三者に対し、識別子（ID）等を用いることで個人関連情報を個人情報とひも付けて取得することが可能であることを説明している場合

事例２）提供元の行政機関の長等が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人情報とひも付けて取得することを告げられている場合

「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合

提供元の行政機関の長等において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者の事務・事業の内容等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定することができる場合には、「想定される」に該当する。

【通常想定することができる場合に該当する例】

事例）個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等とひも付けて利用することを念頭に、そのために用いる識別子（ID）等も併せて提供する場合

（３） 契約等による対応

提供元の行政機関の長等及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人情報として利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されず、法第 72 条は適用されない。この場合、提供元の行政機関の長等は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されない。

もっとも、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人情報として利用することがうかがわれる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人情報として取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。

（４） 「必要があると認めるとき」

個人関連情報の提供を受ける者（以下 4-7-1（個人関連情報の取扱い）において「受領者」という。）に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。

（５） 「必要な制限」「必要な措置」

提供に係る個人関連情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況（ ）に関する所要の報告の要求等が考えられる。

（ ）提供先においては「個人情報」として取得されるため、安全管理措置や提供の制限等、個人情報の取扱いに関する法の規律が適用されることから、提供する行政機関等においては提供時に提供先に注意喚起を行うことも考えられる。

（６） 措置要求の遵守状況の把握等

行政機関の長等は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した個人関連情報の返却等を求めることが必要である。

4-7-2 仮名加工情報の取扱い（法第 73 条）

4-7-2-1 第三者提供の禁止（法第 73 条第 1 項）

法第 73 条（第 1 項）

1 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 128 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（当該行政機関の長等から当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない（法第 73 条第 1 項。ガイドライン 5-7-2（仮名加工情報の取扱い）を参照のこと。）。

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。仮名加工情報の定義については 3-2-7（仮名加工情報）を、「法令」については 3-3（その他（法令））を参照のこと。

仮名加工情報については、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等（ ）を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情

報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当するが、既に作成された仮名加工情報のみを取得した場合など、そのような状態にない場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当しない。法第 73 条は、仮名加工情報のうち、「個人情報」（法第 2 条第 1 項）に該当しないものを対象としている。

なお、仮名加工情報のうち、「個人情報」に該当するものについては、法第 73 条の対象とはならないが、個人情報に関する法の規律（法第 61 条から 71 条まで、法第 5 章第 4 節等）の適用を受ける。

（ ）「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう（法第 73 条第 3 項）。

4-7-2-2 安全管理措置（法第 73 条第 2 項）

法第 73 条（第 2 項）

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

行政機関の長等は、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下 4-7-2-2（安全管理措置）において同じ。）について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（法第 73 条第 2 項。ガイドライン 5-7-2（仮名加工情報の取扱い）を参照のこと。）。

安全管理のために必要かつ適切な措置の具体的内容については、4-3（安全管理措置等）を参照のこと。

なお、仮名加工情報には識別行為の禁止義務（4-7-2-3（識別行為の禁止）を参照のこと。）や本人への連絡等の禁止義務（4-7-2-4（連絡先等の利用の禁止）を参照のこと。）が課されていることから、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報を取り扱う者が不適正な取扱いをすることがないように、仮名加工情報に該当することを明確に認識することができるようにしておくことが重要である。そのため、仮名加工情報を取り扱う者にとってその情報が仮名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

4-7-2-3 識別行為の禁止（法第 73 条第 3 項）

法第 73 条（第 3 項）

- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱う場合には、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない（法第 73 条第 3 項。ガイドライン 5-7-2（仮名加工情報の取扱い）を参照のこと。）。

当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得すること。

当該仮名加工情報を他の情報（ ）と照合すること。

- （ ）「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。「法令」に条例を含むこととしている法の条項については、3-3（その他（法令））を参照のこと。

【識別行為に当たらない取扱いの事例】

事例 1）複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。

事例 2）仮名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、特定の財やサービスの取引高）とともに傾向を統計的に分析すること。

【識別行為に当たる取扱いの事例】

事例 1）個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。

事例 2）仮名加工情報を、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。

4-7-2-4 連絡先等の利用の禁止（法第 73 条第 4 項）

法第 73 条（第 4 項）

- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミ

り装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

規則第 49 条

法第 73 条第 4 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- （１） 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- （２） 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- （３） 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱う場合には、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない（法第 73 条第 4 項。ガイドライン 5-7-2（仮名加工情報の取扱い）を参照のこと。）

ここでいう「電磁的方法」とは、次の（１）から（３）までのいずれかの方法をいう。

- （１） 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 1 号）

いわゆるショートメールを送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

- （２） 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 2 号）

電子メールを送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

- （３） 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（規則第 49 条第 3 号）

電子メールを送信する方法のほか、受信する者を特定した上で情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。

【受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法に該当する事例】

事例 1) いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法

事例 2) CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容をインターネット上で表示する方法

なお、ここでいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。「法令」に条例を含むこととしている法の条項については、3-3（その他（法令））を参照のこと。

4-7-2-5 委託を受けた者への準用（法第 73 条第 5 項）

法第 73 条（第 5 項）

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

行政機関等から仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該委託を受けた者に対しても法第 73 条第 1 項から第 4 項までの規定が準用される（法第 73 条第 5 項。ガイドライン 5-7-2（仮名加工情報の取扱い）を参照のこと。）。なお、当該委託を受けた者は、再委託を行った場合の再委託先等二以上の段階における委託を受けた者も含む。

法第 73 条第 1 項から第 4 項までの規定の内容については、4-7-2-1（第三者提供の禁止）、4-7-2-2（安全管理措置）、4-7-2-3（識別行為の禁止）及び 4-7-2-4（連絡先等の利用の禁止）を参照のこと。

4-8 三重県個人情報適正管理指針

4-8-1 指針の意義

この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項の規定等を踏まえ、県の機関の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として示すものである。

また、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。「その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。そのため、この指針における「保有個人情報」には、当該個人情報も含まれる。

なお、情報セキュリティ等に係ることについては、三重県電子情報安全対策基準の規程について併せて確認することとする。

4-8-2 管理体制

【総括保護管理者】

- (1) 県の機関毎に、総括保護管理者を一人置くこととし、総務部長等をもって充てる。

総括保護管理者は、県の機関の長を補佐し、県の機関毎における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

【保護管理者】

- (2) 保有個人情報を取り扱う各課等に、保護管理者を一人置くこととし、当該課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

保護管理者は、各課等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる

【保護担当者】

- (3) 保有個人情報を取り扱う各課等に、当該課等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

原則、「三重県情報公開・個人情報保護制度推進要綱」第 5 条に定める「推進員」を充てるものとする。

【監査責任者】

- (4) 県の機関毎に、監査責任者を一人置くこととし、個人情報の保護対策を担当する課（以下「個人情報保護担当課」という。）等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

ただし、ネットワーク及び情報システムで取り扱う保有個人情報については、「三重県電子情報安全対策基準」に基づく内部監査で兼ねることができるものとする。

【保有個人情報の適切な管理のための会議】

- (5) 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、「三重県情報公開・個人情報保護制度推進要綱」第 10 条に定める「情報公開・個人情報保護制度推進責任者会議」を定期的に又は随時に開催する。

なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることができる。

4-8-3 教育研修

- (1) 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者（注）を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- （注）派遣労働者についても、従事者の義務（法第 67 条）が適用されるところであり、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする必要がある。
- (2) 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- (3) 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。
- (4) 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

4-8-4 職員の責務

職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

4-8-5 保有個人情報の取扱い

【アクセス制限】

- (1) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（注）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。
- （注）特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。
- (2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- (3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

【複製等の制限】

- (4) 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

保有個人情報の複製

保有個人情報の送信

保有個人情報記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

【誤りの訂正等】

- (5) 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者に報告し、指示に従い、訂正等を行う。

【媒体の管理等】

- (6) 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報記録されている媒体を鍵付きロッカー等の施錠できる場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、事前に保護管理者の許可を得るとともに、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

【誤送付等の防止】

- (7) 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（注）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

（注）文書の内容だけでなく、付加情報（PDF ファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。

【廃棄等】

- (8) 職員は、保有個人情報又は保有個人情報記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、保有個人情報の消去や保有個人情報記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

【保有個人情報の取扱状況の記録】

- (9) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

【外的環境の把握】

- (10) 保有個人情報が、外国（ ）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を確認した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- () 民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合があり得るところであり、こうした場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。

4-8-6 情報システムにおける安全の確保等

【アクセス制御】

- (1) 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下4-8-6（情報システムにおける安全の確保等）（(15)を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる（注）。
- （注）アクセス制御の措置内容は、4-8-5（保有個人情報の取扱い）（1）により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。
- (2) 保護管理者は、上記（1）の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

【アクセス記録】

- (3) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。
- (4) 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

【管理者権限の設定】

- (5) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

【外部からの不正アクセスの防止】

- (6) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

【不正プログラムによる漏えい等の防止】

- (7) 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

【情報システムにおける保有個人情報の処理】

- (8) 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認し、課内の職員に対し、定期的に声がけをする。

【暗号化】

- (9) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員（注）は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（注）職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。

【記録機能を有する機器・媒体の接続制限】

- (10) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

【端末の限定】

- (11) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

【端末の盗難防止等】

- (12) 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

- (13) 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

【第三者の閲覧防止】

- (14) 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

【入力情報の照合等】

- (15) 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力時にダブルチェックを行う等、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

【バックアップ】

- (16) 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

【情報システム設計書等の管理】

- (17) 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

4-8-7 情報システム室等の安全管理

【入退管理】

- (1) 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制

限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- (2) 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- (3) 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

【情報システム室等の管理】

- (4) 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。
- (5) 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

4-8-8 保有個人情報の提供

【保有個人情報の提供】

- (1) 保護管理者は、利用目的のために又は法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、必要に応じ、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。
- (2) 保護管理者は、利用目的のために又は法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- (3) 保護管理者は、利用目的のために又は法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定に基づき、上記（1）及び（2）に規定する措置を講ずる。

4-8-9 特定個人情報の取扱い

【個人番号の利用の制限】

- (1) 保護管理者は、個人番号の利用については、番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。））があらかじめ定めた事務に限定する。

【特定個人情報の提供の求めの制限】

- (2) 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

【特定個人情報ファイルの作成の制限】

- (3) 個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

【特定個人情報の収集・保管の制限】

- (4) 番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集又は保管してはならない。

【取扱区域】

- (5) 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

4-8-10 個人情報の取扱いの委託

【業務の委託等】

個人情報取扱事務を外部委託する際は、「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、委託を受けたものが個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

4-8-11 サイバーセキュリティの確保

【サイバーセキュリティに関する対策の基準等】

- (1) 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

4-8-12 安全管理上の問題への対応

【事案の報告及び再発防止措置】

- (1) 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、「情報適正管理マニュアル」に基づき、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する（注）。
- （注）職員は、当該事案の発生（事案発生のおそれを含む。）を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告する。
- (2) 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- (3) 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報の本人、関係機関への対応のために講じた措置等について、速やかに個人情報保護担当課を経由して、総括

保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

- (4) 総括保護管理者は、上記(3)による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を県の機関の長に速やかに報告する。
- (5) 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。
- (6) 県の機関毎の個人情報保護担当課は、(3)の報告を受けたときには、総務部文書・情報公開課にも報告する。

【法に基づく報告及び通知】

- (7) 漏えい等が生じた場合であって法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、上記(1)から(5)までと並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。

【公表等】

- (8) 法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

国民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことが望ましい。

4-8-13 監査及び点検の実施

【監査】

- (1) 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、4-8-2（管理体制）から4-8-10（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む当該県の機関における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）（注）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

（注）保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。

【点検】

- (2) 保護管理者は、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

【評価及び見直し】

- (3) 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

三重県個人情報取扱事務委託基準

1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）第 66 条第 2 項の規定に基づき、県の機関等が個人情報取扱事務を県の機関等以外のものに委託する場合において、個人情報の保護のために講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 基準の対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、県の機関等が個人情報取扱事務の全部又は一部を県の機関等以外のものに依頼する契約のすべてをいい、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約を含み、また、使用料の収納事務の委託等の契約、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含むものとする。

ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 から第 252 条の 16 までの規定により、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を除く。

3 委託に当たっての留意事項

県の機関等が個人情報取扱事務を県の機関等以外のものに委託するときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、個人情報の保護に関し、委託事務の内容等に応じて県の機関等が定める事項（以下「個人情報の取扱いに関する特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。

なお、個人番号を含む個人情報取扱事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）を遵守することを、あらかじめ確認すること。

- (2) 入札又は見積書の徴収に当たっては、個人情報の取扱いに関する特記事項の内容並びに個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条に委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則があることを仕様書に記載するなどして相手方に周知すること。

なお、個人番号を含む個人情報取扱事務を委託する場合は、番号法第 50 条、第 51 条、第 55 条、第 56 条及び第 57 条の罰則規定も適用される。

- (3) 委託事務を処理するために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。

漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずることを検討する。

4 契約に当たっての措置

- (1) 個人情報取扱事務の委託に係る契約に当たっては、契約書に受託者が「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守るべき旨を記載するものとする。

なお、契約書中に個人情報の取扱いに関する特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

- (2) 別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」記載例のうち、次に掲げる事項については、必要事項として、「個人情報の取扱いに関する特記事項」に盛り込むものとする。

ア 基本的事項

イ 秘密の保持

ウ 利用及び提供の制限

エ 教育の実施

オ 再委託の禁止

カ 個人情報の適正管理

キ 個人情報の返還、廃棄又は消去

ク 事故発生時の対応

ただし、委託契約の内容は当該委託の事務又は事業の性質によって多種多様であり、一律に措置を定めることは困難であることから、契約の実態に即して、適宜必要な修正を行うなどして個人情報保護のための措置を講じていくものとする。

- (3) 別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」記載例のうち、前記以外の事項は、これを基準とし、契約の実態に即して、適宜必要なものを追加し、不要なものは削るなどして個人情報保護のための措置を講じていくものとする。

- (4) 契約書によらないで契約するときは、受託者に「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約事項として交付するものとする。

5 契約上の措置例

契約に当たっては、本契約に次のような条文を規定し、別添に別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を加えるものとする。

（個人情報の保護）

第○条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

「個人情報の取扱いに関する特記事項」及び様式については、例を示したものであり、所属で契約内容等を確認し、適宜加工することができる。

また、様式の押印については省略しているが、必要に応じ、各所属でご判断ください。

個人情報ファイル編

5 個人情報ファイル

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない（法第 75 条。5-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）

なお、法第 125 条第 2 項の規定により、法第 75 条の規定については、法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等又は地方独立行政法人による取扱いとみなして適用される。

三重県では、旧条例第 6 条において、個人情報取扱事務の登録を行っていたところであるが、法では、個人情報の把握、適正管理に加え、利活用を目的とした個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられている。

5-1 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第 74 条）

5-1-1 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第 74 条第 1 項）

法第 74 条（第 1 項）

- 1 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - （1） 個人情報ファイルの名称
 - （2） 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - （3） 個人情報ファイルの利用目的
 - （4） 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 9 号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
 - （5） 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
 - （6） 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - （7） 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - （8） 次条第 3 項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第 5 号若しくは前号に掲げる事項を次条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - （9） 第 76 条第 1 項、第 90 条第 1 項又は第 98 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

- (10) 第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨
- (11) その他政令で定める事項

政令第 20 条（第 1 項）

1 法第 74 条第 1 項第 11 号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- (2) その他個人情報保護委員会規則で定める事項

規則第 50 条

令第 20 条第 1 項第 2 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法令の条項
- (2) 法第 74 条第 1 項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

(1) 通知しなければならない主体

行政機関は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をしなければならない（法第 74 条第 1 項）。なお、会計検査院のほか、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、委員会に対する事前通知を行う必要はない。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の義務（第 74 条第 1 項）は、行政機関（国）に対してのみ課されるものであり、県の機関等は、事前通知は不要である。ただし、県の機関等は、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表はしなくばならず（第 75 条第 1 項）、「個人情報ファイル簿」とは、第 74 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項等を記載した帳簿をいう。

「個人情報ファイル簿の記載要領」を別途（様式編）定めている。

各通知事項に関する留意点は以下のとおり。

「個人情報ファイルの名称」（法第 74 条第 1 項第 1 号）

各個人情報ファイルには、行政機関内において事務処理上の名称が付けられるが、利用に供される事務が国民等に具体的に明らかになるような名称にする。

「当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」（法第 74 条第 1 項第 2 号）

個人情報ファイルを保有している行政機関の名称及び当該行政機関において個人情報ファイルを利用する事務を所掌し、これに関する責任を有する課室等の組織の名称とする。

「個人情報ファイルの利用目的」(法第74条第1項第3号)

個人情報ファイルが利用される目的であり、個人情報の保有の制限等(法第61条)や、利用及び提供の制限(法第69条)の基準となるものである。利用目的は、個人情報ファイルがどのような事務又は業務に利用されるのか国民等が具体的に認識できるように、できる限り具体的に記載する。

「個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。)」として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)」(法第74条第1項第4号)

「記録項目」は、住所、氏名、生年月日、性別、給付の額、免許年月日などのように、できる限り具体的に記載する。

「他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る」とは、個人Aに着目してAの個人情報を記録したファイルに、これと併せてその氏名、生年月日その他の記述等では検索することができない個人Bの情報が記録されているファイルの場合、当該Bについては本人としての記録範囲に含まれないとの趣旨である。

「記録範囲」は、個人情報ファイルに記録される本人の範囲である。「××の免許を受けた者」等、記載に当たっては、本人が、自己に関する情報がその個人情報ファイルに記録されているかどうか判断できるような表現とする。

「個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法」(法第74条第1項第5号)

「本人の申告」、「Aからの提供」、「○○調査」等記録情報の収集源の種類、収集方法等について、該当するものを全て記載する。

「記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」(法第74条第1項第6号)

記録情報に要配慮個人情報が含まれている場合には、その旨を記載する。

「要配慮個人情報」については、3-2-5(要配慮個人情報)を参照のこと。

「記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先」(法第74条第1項第7号)

「経常的に提供する」とは、一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに提供する場合、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等が含まれる。提供先の個々の具体的な名称を通知することを原則とする。経常的提供は、利用目的内の提供か利用目的以外の提供かを問わない。

なお、経常的提供が、利用目的以外の目的のための提供として恒常的に行うことが

予定されている場合、当該提供に係る保有個人情報の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的の変更が可能であるならば、法第 61 条第 3 項の規定に基づき、当該保有個人情報の利用目的を変更する必要がある（4-2-1（利用目的の変更）を参照のこと。）。

「次条第 3 項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第 5 号若しくは前号に掲げる事項を次条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨」（法第 74 条第 1 項第 8 号）

法第 75 条第 3 項では、記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができることとしている。個人情報ファイル簿に記載しない事項がある場合には、その内容を委員会に通知する。

「第 76 条第 1 項、第 90 条第 1 項又は第 98 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地」（法第 74 条第 1 項第 9 号）

行政機関の長は、開示等請求を受理する窓口となる課室等を定めることとし、その名称及び所在地を通知する。

「第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨」（法第 74 条第 1 項第 10 号）

訂正又は利用停止に関して、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、法に基づく訂正請求又は利用停止請求をすることができず（法第 90 条第 1 項ただし書、第 98 条第 1 項ただし書）、当該特別の手続によることになるので、その旨を通知する。

「その他政令で定める事項」（法第 74 条第 1 項第 11 号）

政令第 20 条第 1 項において、（ ）個人情報ファイルの保有開始の予定年月日及び（ ）その他規則の定める事項としている。

（ ）に関して、個人情報ファイルが法第 74 条第 2 項各号に該当しなくなり事前通知が必要となる場合の保有開始の予定年月日については、同項各号に該当しなくなる予定の年月日を記載することとなる。

（ ）に関して、規則第 50 条において、（ ）訂正請求及び利用停止請求に関して、法第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手続が定められているときの、当該法律又は命令の条項及び（ ）法

第 74 条第 1 項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日としている。

5-1-2 事前通知の適用除外（法第 74 条第 2 項）

法第 74 条（第 2 項）

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (3) 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (5) 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (6) 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- (10) 第 3 号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- (11) 第 60 条第 2 項第 2 号に係る個人情報ファイル

政令第 20 条（第 2 項及び第 3 項）

2 法第 74 条第 2 項第 9 号の政令で定める数は、千人とする。

3 法第 74 条第 2 項第 10 号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者

当該機関以外の行政機関等の職員

行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者

行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの

行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

- ロ 法第 74 条第 2 項第 3 号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
(2) 法第 74 条第 2 項第 3 号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の義務（第 74 条第 1 項）は、行政機関に対してのみ課されるものであり、県の機関等は、事前通知は不要である。ただし、県の機関等は、第 75 条第 1 項の規定により「個人情報ファイル簿」を作成し、公表はしなければならないが、「個人情報ファイル簿」の作成について、第 74 条第 2 項第 1 号から第 10 号までのものについては適用除外と規定されている（第 75 条第 2 項第 1 号）。

同項各号に規定する事項及び留意点は以下のとおり。

- (1) 「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 1 号）

「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいう。

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されことなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「外交上の秘密」とは、対外関係事務の処理に関する情報のうち、その内容が漏えい等することにより、例えば、国の安全が害される、相手国との信頼関係が損なわれる、交渉上重大な不利益を被ることになる、それらのおそれがあるなど、これが漏えい等しないよう周到な注意の下に保護しなければならないものをいう。

「その他の国の重大な利益」とは、国の安全、外交上の秘密に匹敵するような国の重大な利益をいい、具体的には、公共の利益や社会的な利益のうち、公安や治安に係る重要なもの、為替管理、財政金融政策や通商上の国の利益であって重要なものなどが考えられる。

る事項」としては、健康管理等に関する事項があり、「これらに準ずる事項」としては、災害補償に関する事項等が考えられる。

「当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む」に関して、当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは当該機関の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る個人情報ファイルと同様に取り扱うこととしている。

（４） 「専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 4 号）

行政機関が個人情報ファイルを用いて本来の事務を開始する前に、模擬データでは足りず、電子計算機処理システムの試験を行うために個人情報ファイルを作成し、利用しなければならない場合においては、このような専ら電子計算機処理の試験のために使用される個人情報ファイルは、これに基づき本来の事務が行われることもなく、規模も小さく継続性もないことから、事前通知の適用除外とされている。

なお、「試験的な電子計算機処理」とは、電子計算機処理を行う情報システムの動作の正常性等を試すための電子計算機処理をいい、本来の事務に使用されないことを要件とする。したがって、全国規模の情報システム整備に先立って、一部地域を限定して情報システムの運用を行う場合であっても、当該個人情報ファイルに基づいて実際の事務が行われる場合は、本号に該当しない。

（５） 「前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」（法第 74 条第 2 項第 5 号）

本号に該当する例として、既に事前通知をした個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）などが考えられる。

（６） 「一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 6 号）

「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を消して何も記録していない状態にすることをいうが、例えば、統計データ化するなど個人情報に該当しない情報に加工することにも含まれる。

（７） 「資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの」（法第 74 条第 2 項第 7 号）

「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、書籍、文書、金銭（口座振込等を含む。）等の送付をいい、「業務上必要な連絡」とは、事務を遂行するために必要な電話連絡等をいう。また、「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、連絡先、送付部数等送付又は連絡に密接に関連があり、かつ、必要な事項をいう。本号に該当する例として、審議会等の構成員に対して、謝金等を支払うための口座番号等を記載したリストが考えられる。

なお、本号は、物品等の送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを記録する個人情報ファイルを適用除外としているが、記録情報が他の目的にも利用される場合は、本号には含まれない。

- （８） 「職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの」（法第 74 条第 2 項第 8 号）

本号に該当する例として、自発的な学術研究のために作成又は取得するものである限り、共同研究のように複数の職員により作成される個人情報ファイルも含まれる。

- （９） 「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 9 号）

「政令で定める数」は、政令第 20 条第 2 項において、1,000 人とされている。

なお、一つの個人情報ファイルかどうかは、その利用目的や個人情報の内容、利用の実態などを総合的に勘案して判断されるべきものである。

- （10） 「第 3 号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 10 号）

具体的には、政令第 20 条第 3 項において、法第 74 条第 2 項第 3 号に規定する個人情報ファイルを保有する行政機関の職員等の人事等に関する個人情報ファイルに準ずるものとして、当該行政機関以外の職員等の人事等に関する個人情報ファイルを定めている。

- （11） 「第 60 条第 2 項第 2 号に係る個人情報ファイル」（法第 74 条第 2 項第 11 号）
マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルである。

なお、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルであっても、法第 75 条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象になる。

5-1-3 個人情報ファイルの保有をやめたとき等の通知（法第 74 条第 3 項）

法第 74 条（第 3 項）

- 3 行政機関の長は、第 1 項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第 9 号

に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の義務（第 74 条第 1 項）及び保有をやめたとき等の通知の義務（第 74 条第 3 項）は、行政機関に対してのみ課されるものであり、県の機関等は、保有をやめたとき等の通知も不要である。

5-2 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条）

5-2-1 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）

法第 75 条（第 1 項、第 2 項及び第 3 項）

- 1 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - （1） 前条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル
 - （2） 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - （3） 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

政令第 21 条

- 1 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第 75 条第 2 項各号に掲げるもの及び同条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第 4 項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

- 3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第 74 条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 法第 75 条第 1 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 法第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル又は同項第 2 号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 法第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 法第 75 条第 2 項第 3 号の政令で定める個人情報ファイルは、法第 60 条第 2 項第 2 号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第 75 条第 1 項の規定による公表に係る法第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の義務（法第 74 条第 1 項）は、行政機関に対してのみ課されるものであるが、個人情報ファイル簿の作成及び公表は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を含む行政機関の長等が行わなければならない（法第 75 条第 1 項。ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）。

すなわち、行政機関の長等は、保有する個人情報ファイルについて、法第 75 条第 2 項又は第 3 項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。なお、その記載内容については、できるだけ分かりやすい内容とするとともに、個人情報ファイル簿の作成及び公表の適用除外の該当性の判断については、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

個人情報ファイル簿については、電子計算機処理に係る個人情報ファイルのほか、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについても、その存在及び利用の実態をできる限り国民等に明らかにするという観点から、作成・公表を行う必要がある。ただし、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルであって政令第 21 条第 7 項に該当するもの（ ）については、同条に規定する電子計算機処理に係る個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿においてその存在を明らかにすれば足りる（政令第 21 条第 6 項第 2 号）。

- （ ）既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル

（１） 個人情報ファイル簿の作成時期

行政機関の長等は、個人情報ファイル（個人情報ファイル簿作成の対象外となるものを除く。個人情報ファイル簿の作成の対象外となるものについては、5-2-1（３）（個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル）を参照のこと。）を保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和４年政令第177号。以下「デジタル社会形成整備法第51条改正に係る令和３年個情法施行令改正政令」という。）附則第２条の規定により、同令の施行の際（令和５年４月１日）現に地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が保有している個人情報ファイルについては、同令の施行後遅滞なく個人情報ファイル簿を作成することとなる。

（２） 個人情報ファイル簿の作成

個人情報ファイル簿は、各行政機関等がそれぞれ保有する個人情報ファイルについて、各行政機関等单位に、個々の個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿（様式第1-1を1冊のファイルにまとめた帳簿（例えば、バインダーやフラットファイルなど。電磁的記録によることも可能（ ））を1冊作成する（政令第21条２項）（地方公共団体への適用については5-2-2（地方公共団体等への適用）を参照のこと。）。

- （ ）デジタル手続法第9条第1項及びデジタル手続法施行規則第10条の規定による。

個人情報ファイル簿に掲載する記載事項は次のとおりである。

個人情報ファイルの名称（法第74条第1項第1号）

行政機関等の名称（同項第2号）

個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（同項第2号）

個人情報ファイルの利用目的（同項第3号）

個人情報ファイルの記録項目（同項第4号）

記録範囲（同項第4号）

記録情報の収集方法（同項第5号）

記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（同項第6号）

記録情報の経常的提供先（同項第7号）

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（同項第9号）

他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度（同項第10号）

電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別（政令第21条第6項第1号）

政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無（同条第6項第2号）

行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨（法第110条第1号）（１）

行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第2号）（ 1 ）

行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（法第117条第1号及び規則第63条）（ 1 ）

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（法第117条第2号）（ 1 ）

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間（同条第3号）（ 1 ）

条例要配慮個人情報が含まれる旨（法第75条第4項）（ 2 ）

備考

- （ 1 ）行政機関等匿名加工情報については、7（行政機関等匿名加工情報）を参照のこと。
- （ 2 ）地方公共団体の機関又は地方独立行政法人において、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を保有している場合に限る。条例要配慮個人情報については、3-2-6（条例要配慮個人情報）を参照のこと。

なお、三重県では、条例要配慮個人情報を規定していない。

（3） 個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル

行政機関の長等の長は、次の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がない（法第75条第2項）。

「前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル」（法第75条第2項第1号）

委員会への事前通知を要しない個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しない。ただし、法第74条第2項第11号に該当する個人情報ファイルであるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについては、一般的に電子計算機処理に係る個人情報ファイルに比して個人の権利利益侵害のおそれが小さいことから事前通知の適用除外としているが、行政機関の長等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び利用の実態をできる限り国民等に明らかにするという観点から、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。

「前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」（法第75条第2項第2号）

既に個人情報ファイル簿を作成して公表している個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）などが本号に該当する。

行政機関における電子計算機処理に係る個人情報ファイルについては、法第 74 条第 1 項の規定により委員会への事前通知の対象となるが、当該個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、「その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」については、同条第 2 項第 5 号の規定により、委員会への事前通知の対象外となるため、法第 75 条第 2 項第 1 号の規定により、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しない。このため、本号に該当する個人情報ファイルとして個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しないものは、委員会への事前通知を要しないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、「その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」を想定している。

「前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」（法第 75 条第 2 項第 3 号）

既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルとして保有している場合には、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについて、重ねて個人情報ファイル簿を作成し公表する必要がないことから、これらの個人情報ファイルは適用除外とされている（政令第 21 条第 7 項）。

（４） 個人情報ファイル簿の記載事項の修正

個人情報ファイル簿の作成後に記載すべき事項に変更が生じたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正する（政令第 21 条第 3 項）。

（５） 個人情報ファイルの保有終了等

個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は個人情報ファイルの本人の数が 1,000 人を下回ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除する（政令第 21 条第 4 項）。具体的には、上記（２）の帳簿から該当する個人情報ファイル簿（単票）を消除する。

（６） 個人情報ファイル簿の公表等

事務所への備付け

行政機関の長等の事務所に 1 冊の個人情報ファイル簿を備えて置き一般の閲覧に供する（政令第 21 条第 5 項）。なお、いわゆる従たる事務所において個人情報ファイル簿を公表する義務はないが、透明性確保の観点（ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）から、可能であれば、従たる事務所（例：法第 126 条の規定に基づき権限又は事務を委任している出先機関の窓口）においても、個人情報ファイル簿を公表することが望ましい。

三重県では、個人情報ファイル簿を帳簿として、情報公開・個人情報保護総合窓口にて配架している。

インターネットによる公表

政令第 21 条第 5 項の規定によるインターネットによる公表については、行政機関にあっては、原則として、デジタル庁が運用するウェブサイト（e-Gov ポータル）を利用して行う。

独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にあっては、例えば自組織のホームページに掲載するなど、情報通信技術を利用する適当な方法で公表する。

三重県では、個人情報ファイル簿を三重県庁ホームページに掲載している。

（7） 個人情報ファイル簿の一部不記載

記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる（法第 75 条第 3 項。ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）

「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」については、個人情報ファイルの作成及び公表を行う趣旨からすれば（ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）判断を行う行政機関の長等の長の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを厳格に判断することが求められる。

（参考）ある個人情報ファイルが特定個人情報ファイルにも該当する場合の扱い

ある個人情報ファイルが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルである特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項）に当たる場合には、法第 75 条の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成・公表に加えて、番号法第 28 条の規定に基づき、特定個人情報保護評価としてファイル名や記録項目等を公表する必要がある。

5-2-2 地方公共団体等への適用（法第 75 条第 4 項及び第 5 項）

法第 75 条（第 4 項及び第 5 項）

- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第 1 項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

（１） 個人情報ファイル簿の作成及び公表

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人（法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる法人を含む。以下 5-2-2 において同じ。）が作成する個人情報ファイル簿には、行政機関及び独立行政法人等が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載（様式第 1-5 を参照のこと。）しなければならない（条例要配慮個人情報については、3-2-6（条例要配慮個人情報）を参照のこと。）。

三重県では、条例要配慮個人情報を規定していない。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人における個人情報ファイル簿の作成及び公表については、以上を除き、行政機関及び独立行政法人等と同様である（5-2-1（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）。

（２） 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等。いわゆる事務登録簿等。）を作成し、公表することも可能とされている（法第 75 条第 5 項）。

このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第 75 条第 5 項）（ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）。

開示、訂正及び利用停止編

6 開示、訂正及び利用停止

行政機関等における開示、訂正及び利用停止については、法第 5 章第 4 節において規定されている。なお、法第 125 条第 2 項の規定により、同節の規定については、法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等又は地方独立行政法人による取扱いとみなして適用される。

6-1 開示

6-1-1 開示請求（法第 76 条）

法第 76 条

- 1 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第 127 条において「開示請求」という。）をすることができる。

国民のみならず外国人も含む全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる（法第 76 条第 1 項。ガイドライン 7-1-1（開示請求の主体）及び 7-1-2（開示請求の対象となる保有個人情報）を参照のこと。）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められている（法第 76 条第 2 項。ガイドライン 7-1-1（開示請求の主体）を参照のこと。）。

行政機関等に対する開示請求には、行政機関等に来所して行う場合、開示請求書を行政機関等に送付して行う場合（ 1 ）（ 2 ）、オンラインにより行う場合がある（ 6-1-2（開示請求の手続）を参照のこと。）。

- （ 1 ）ファクシミリのみにによる請求は、6-1-2-2【表 1】（政令第 22 条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例））に示す本人確認書類を添付することができないと考えられることから、適当ではない。
- （ 2 ）郵送による請求を認めず、例えば、請求の受付を窓口のみに限定することは、実質的に開示請求権を行使する機会を制限することにつながりかねないため、認められない。適切な方法による本人確認の下、郵送による開示請求にも対応することが必要である。

開示請求書が行政機関等に提出された場合、行政機関等は、開示請求書の内容の確認（法第 77 条第 1 項。6-1-2-1（開示請求書の内容の確認）を参照のこと。）開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認（同条第 2 項。6-1-2-2（本人確認）を参照のこと。）を行うとともに、必要に応じて、開示請求書の補正（同条第 3 項。6-1-2-3（開示請求書の補正）を参照のこと。）及び 事案の移送（法第 85 条。6-1-6（事案の移送）を参照のこと。）等の手続を行う。

6-1-2 開示請求の手続

6-1-2-1 開示請求書の内容の確認（法第 77 条第 1 項）

法第 77 条（第 1 項）

- 1 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
 - （1） 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - （2） 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

政令第 23 条

開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第 87 条第 1 項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- （1） 求める開示の実施の方法
- （2） 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- （3） 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない（法第 77 条第 1 項。ガイドライン 7-1-3（1）（開示請求書）を参照のこと。）。そのため、口頭による開示請求は認められない。なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報

を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第 69 条第 1 項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第 69 条第 2 項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である（4-5-2（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）（1）を参照のこと。）。

開示請求は、デジタル手続法第 6 条第 1 項の規定により、オンラインによることとすることが可能となる。なお、同項の規定により、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対する開示請求もオンラインによることとすることが可能となる。この場合の申請等に係る電子情報処理組織の具体的な定義などの細則は、デジタル手続法施行規則の定めるところによるが、別に、条例、地方公共団体の規則において定めることも可能である（デジタル手続法施行規則第 1 条）。

ただし、オンラインによる本人確認に関して不適切な方法をとったことで、十分な本人確認ができず、本人以外の者に対して個人情報を示した場合には、個人情報の漏えいとなり、委員会への報告等（法第 68 条）が必要となる可能性があるため、留意が必要である。

三重県電子申請・届出システムでは、電子署名が付された開示請求書により提出することができる。

行政機関等において、開示請求書（様式第 2 - 1）を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである。

- （1） 法の対象である「保有個人情報」（法第 60 条第 1 項）に係る開示請求であるかどうか。
- （2） 開示請求の宛先が正しいかどうか。
- （3） 開示請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
- （4） その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。

（注 1）以上の確認に当たっては、6-1-2-1（6）（その他確認に当たって留意すべき事項）も参照のこと。

（注 2）本人確認書類に関しては 6-1-2-2（本人確認）を参照のこと。

これらの確認事項については、本来、開示請求に係る保有個人情報を保有していると考えられる関係部局と十分に連携を図るなどにより、行政機関等において、開示請求書の受付時に適切に確認することが望ましい。

特に、確認事項（3）及び（4）について不備が認められる場合は、法令に定められた形式上の要件に適合しない開示請求書として、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条の規定に基づき、不開示決定を行うことも可能であるが、開示請求者の利便性を考慮して、法第 77 条第 3 項の規定に基づき、開示請求書の補正を求める（行政機関等において、記載事項について確認し、開示請求書の記載の変更等を求めることも、当然

に、6-1-2-3（開示請求書の補正）で説明する「開示請求書の補正」に該当する。）

（１） 法の対象である「保有個人情報」（法第 60 条第 1 項）に係る開示請求であるかどうか。

開示請求者の求める個人情報が、次に該当する場合には、それぞれその旨を教示するとともに、他の法令に基づく開示制度等がある場合（例えば、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 12 条の 2 など）には当該他の制度について教示するなど適切な情報提供に努める。

保有個人情報に該当しない場合（法第 60 条第 1 項に規定する行政文書、法人文書及び地方公共団体等行政文書に記録されていないもの）

開示請求の対象外となっている場合（例えば、法第 124 条第 1 項が規定する刑事事件の裁判に係る個人情報（8-1（適用除外等）を参照のこと。）や、個別法において法の適用除外が規定されている基幹統計を作成するために集められた個人情報（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 52 条）、戸籍等に記録されている個人情報（戸籍法第 129 条）、登記簿に記録された個人情報（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 141 条）に当たる場合など。）

保有されていない場合（法第 124 条第 2 項の規定に基づき行政機関等に保有されていないものとみなすものを含む。）（ ）

（ ）開示請求の対象となる保有個人情報は、開示請求の時点において保有されている必要がある。開示請求の時点において保有していない個人情報に対する開示請求が行われた場合については、不存在又は存否応答拒否（法第 81 条）を理由とする不開示決定を行うこととなる。

なお、死者に関する情報については、個人情報に該当しないため開示請求の対象ともならないが、死者に関する情報が同時にその遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人を本人とする開示請求の対象となる。請求の対象である死者に関する情報が、生存する個人に関する情報に該当するか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある（3-2-1（3）（死者に関する情報）を参照のこと。）

（２） 開示請求の宛先が正しいかどうか。

当該行政機関の長等ではなく、他の行政機関の長等に対して行うべき開示請求である場合には、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由に不開示決定を行うことも法制度上は可能ではあるが、開示請求者の利便性を考慮して、開示請求書を開示請求者に返戻するとともに、正しい開示請求先を把握することができる場合には、当該行政機関の長等を教示する必要がある。

他の県の機関の長（公安委員会及び警察本部長を除く。）に対しての開示請求であっても、総合窓口、案内窓口、受付窓口において、請求を受付ける。

（３） 開示請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

開示請求時点において行政機関等が保有している行政文書等に記載されている保有個人情報が対象となる。

保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、開示請求を受けた行政機関等において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要である。保有個人情報が特定されるためには、ファイル名（個人情報ファイル簿上のファイル名や行政文書等のファイル名）の引用や、これに更に限定を加える等により、対象となる保有個人情報が具体的に特定されるよう努めることが重要である。このため、開示請求者から求める保有個人情報の内容を十分に聴取し、関係部局等と連絡を取りながら、特定に資する情報提供を積極的に行うなど開示請求者の利便を図ることが望ましい。

例えば、開示請求書の記載が、「〇〇部の保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているような場合には、一般的に当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができないことから、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。このため、開示請求者に対して補正を求めることになり、「〇〇事務の自己に関する個人情報」等のように記入するよう求める。なお、開示請求者が補正の求めに応じない場合には、不開示決定を行うことになる。

（４） その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。

婚姻等により、開示請求をしようとする本人の氏名が開示請求に係る保有個人情報における氏名と異なる場合には、本人確認書類のほか、旧姓等が記載された書類（戸籍抄本等）等の提示により、開示請求をしようとする者が本人であることを確認する。

また、開示請求者の氏名に旧姓を用いることについては、添付する書類などの確認を通じて本人と同一性を担保できる限りにおいて認められる。

開示請求書の記載事項について使用言語の規定はないが、本開示請求制度は日本国の制度であることから、氏名や住所等の固有名詞、外国語表記の行政文書等の名称などを除いて、日本語で記載することが必要である。外国語で記載された開示請求書は、形式的な不備があるものとして、補正を求めることになる。

明らかな誤字や脱字など開示請求書の記載に軽微な不備がある場合には、法第77条第3項の規定に基づく補正を求めることなく、職権で補正することができる。

（５） その他確認に当たって留意すべき事項

行政機関等に来所し、又は開示請求書を送付して開示請求を行う場合における

開示請求書の様式（様式第 2 - 1 を参照のこと。）を示しているが、当該様式によらない書面であっても、法第 77 条第 1 項に規定する必要的記載事項が記載されていれば、有効な開示請求書となる。

開示請求書には、通知等の連絡先として、開示請求者の氏名及び住所又は居所を記載することとされているが、開示請求書の様式で示しているように、電話番号も補正を求める際等の連絡に必要となる場合があることから、記載することとしている。なお、請求者の勤務先、メールアドレス等も連絡先として記載することがあり得るが、これらの記載は、請求者の任意によるものであり、連絡目的以外の目的で利用することのないようにする。

また、開示請求は、未成年者や成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって行うこともできる。この場合においては、開示請求者のみならず、本人の氏名及び住所又は居所についても記載する。

開示請求に係る個人情報大量であるため、当該請求に係る事務処理に長期間を要するような場合には、開示請求者に対して、事務遂行上の支障等の事情を説明し、抽出請求や分割請求にしてもらうよう要請することも考えられる。ただし、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるから、要請が拒否されることもあり得る。この場合には、開示決定等の期限の延長（法第 83 条第 2 項）等について検討することになる。

開示請求者は、政令第 23 条の規定により、（ ）求める開示の実施の方法、（ ）事務所における開示の実施を希望する日及び（ ）写しの送付の希望について、開示請求書に任意的に記載することができる。

「開示の実施の方法」とは、保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときは各行政機関等が定める方法（例えば、電磁的記録を用紙に出力したものの交付による開示等）をいう。

「事務所における開示」とは、写しの送付以外の方法による開示をいう。

これらの任意的記載事項が記載されている場合には、その内容について確認する（例えば、事務所における開示を求める場合に、実施希望日が記載されているか、電磁的記録に記録されている保有個人情報についてどのような開示方法を求めているかなど）。

開示請求書に記載された開示の実施の方法による開示の実施ができない場合には、政令第 24 条第 2 項第 2 号の規定により、その旨を開示決定通知書に記載して開示請求者に通知することになるが、来所による請求の場合は、開示請求者の利便性を考慮し、受付の時点で明らかなものについては、その時点でその旨を教示することが望ましい。

開示請求に係る保有個人情報について、他の法令の規定による開示の制度があ

り、その開示の方法が法による開示の方法と同一である場合には、当該同一の方法による開示の実施は、他の法令の規定により行うことになる（法第 88 条）。また、法の規定による訂正請求又は利用停止請求を行うためには、法の規定による開示決定を受け、法又は他の法令の規定により開示を受けていること等が必要となる（法第 90 条第 1 項）ことから、開示請求者に対して、これらの他の法令の規定による制度を教示する。

6-1-2-2 本人確認（法第 77 条第 2 項）

法第 77 条（第 2 項）

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

政令第 22 条

- 1 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第 126 条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第 25 条第 1 項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- （1） 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- （2） 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類
- 2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。
- （1） 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- （2） その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたもの
- 3 法第 76 条第 2 項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、

戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第 85 条第 1 項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

開示請求は、保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人のみが行うことができる。このため、開示請求が行われた場合には、行政機関の長等は、本人確認書類（政令第 22 条第 1 項各号に掲げる書類のいずれか又は同条第 2 項各号に掲げる書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合はこれに加えて同条第 3 項に規定する書類）をいう。以下同じ。）の提示又は提出を求めて本人確認を行うことが必要となる（ガイドライン 7-1-3（2）（本人確認）を参照のこと。）。

なお、本人確認の方法としては、保有個人情報を取り扱う事務又は業務の内容、保有個人情報の項目や取扱状況、開示される保有個人情報が漏えい等した場合における本人の権利利益に対する影響の有無や程度、開示請求の受付方法等に応じて、適切なものである必要がある。また、本人確認のために求める情報についても、行政機関等が取り扱う個人情報に比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮する必要がある。

（1） 本人による開示請求の場合

開示請求を行う者に対して、6-1-2-2【表 1】（政令第 22 条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例））に従って本人確認書類の提示又は提出を求め、本人であることを確認する。

開示請求者から提示され、又は提出された本人確認書類について、行政機関等において適切に本人確認を行ったことを記録として残すなどの目的で、その原本若しくは複写物を保管し、又は個人番号以外の番号等の記録を保存する場合には、これを保有個人情報として適切な管理を行う必要がある。

なお、本人確認書類の原本若しくは複写物を保管し、又は個人番号以外の番号等の記録を保存することは法及び政令を遵守する上での必須事項ではない。本人確認書類を確認し、その旨を記録に残すこととする。やむを得ず、個人番号が記録された本人確認書類の原本又は複写物を保管する必要がある場合には、個人番号が容易に判明しない措置を必ず講じ、これを保管する必要がある場合には、本人確認をした後に、裁断又は溶解を行う必要がある。

【措置の例】

事例) 個人番号が容易に判明しない措置としては、個人番号カードの表の面のみをコピーする、個人番号を黒塗りした書類をコピーしたものを保管するなどが考えられる。

オンラインにより開示請求を行う者は、個人番号カードに記録された電子証明書等を利用して、開示請求書の記載情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項)を行い、電子証明書とともに電子署名が付された開示請求書を行政機関等に送信することとなる(デジタル手続法施行規則第4条第2項)。これを基に開示請求者の本人確認と開示請求書の真正性の確認を行う。

三重県電子申請・届出システムでは、電子署名が付された開示請求書により提出する場合と、電子署名がなく請求書だけをオンラインにより提出する場合があり、後者の場合は、来所又は送付により、本人確認を行う必要がある。

(2) 法定代理人による開示請求の場合

開示請求を行う法定代理人に対して、上記(1)に記載した事項に留意しながら、6-1-2-2【表1】(政令第22条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類(例))に従って、政令第22条第1項又は第2項に規定する法定代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、法定代理人本人であることを確認するとともに、同条第3項に規定する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を有することを確認する。

なりすましや利益相反の防止といった観点からは、法定代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うことなどにより、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。本人に意思を確認する場合は、様式第2-14を参考にすること。

【本人確認の対応の例】

事例1) 請求者(法定代理人)の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が法定代理人本人であることを確認する。

事例2) 請求者(法定代理人)の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が法定代理人本人であることを確認する。

オンラインによる開示請求の場合、三重県電子申請・届出システムでは、電子署名が付された開示請求書を提出する場合と、請求書だけをオンラインにより提出する場合があり、後者の場合は、本人確認書類及び代理人の資格確認書類を来所又は送付により確認する必要がある、前者の場合であっても、上記のうち

法定代理人本人の確認はできるが、法定代理人であるという代理資格確認書類については、来所又は送付で、確認を行う必要がある。

開示請求を行う法定代理人に対して、開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失した場合には、政令第 22 条第 4 項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提示又は提出された書類等から、開示の実施が想定される日に法定代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認する。

未成年者の法定代理人による開示請求の取扱い

未成年者の法定代理人による開示請求については、開示請求に係る保有個人情報の内容、性質等からみて、開示することが明らかに当該未成年者の利益に反すると認められる場合を除き、当該未成年者に開示に対する意思確認を行うことができる。

なお、明らかに当該未成年者の利益に反すると認められる場合とは、未成年者が法定代理人から虐待を受けている場合や法定代理人が未成年者に対する権利侵害で刑事上の責任を問われている場合その他当該未成年者と法定代理人の利益が相反することが客観的に明らかな場合をいう。

意思確認の方法

- (ア) 担当課等は、満 15 歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求があった場合には、当該未成年者本人に対し、速やかに「開示請求に対する意思の確認について」(様式第 2-14)を作成の上、開示請求書の写しを添付して送付し、「確認書」(様式第 2-15)の提出を求め、未成年者本人が当該開示について同意するか否かの意思確認を行うことができる。
- (イ) 当該未成年者が満 12 歳以上満 15 歳未満の場合にあつては、特に必要と認められるときに限り、(ア)に準じて意思確認を行うものとする。
- (ウ) 満 12 歳未満の場合は、当該未成年者本人の意思に基づいて開示請求がなされたものとして意思確認は行わないものとする。障がい等により本人の意思が確認できない場合も、これに準じるものとする。

未成年者の意思に基づく開示決定

担当課等は、意思確認をするまでもなく開示することが明らかに当該未成年者の利益に反すると認められ得る場合を除き、未成年者本人の意思に基づき開示決定等の判断を行うものとする。(本人が開示に同意しない旨の意思を示している場合には、法第 78 条第 1 項第 1 号の不開示情報に該当する。)

なお、次の場合には、当該未成年者本人の同意がないものとして取り扱う。

- (ア) 本人が所在不明等で、その意思を確認できない場合
- (イ) 確認書が期限内に返送されない場合

(ウ) 本人の意思が明らかに真意ではないことを容易に判断できる場合

(3) 任意代理人による開示請求の場合

開示請求を行う任意代理人に対して、上記(1)に記載した事項に留意しながら、6-1-2-2【表1】(政令第22条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類(例))に従って、政令第22条第1項又は第2項に規定する任意代理人本人に係る本人確認書類の提示又は提出を求め、任意代理人本人であることを確認するとともに、政令第22条第3項に規定する資格を証明する書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人(委任者)の任意代理人の資格を有することを確認する。

なりすましや利益相反の防止といった観点からは、任意代理人からの申請があった場合において、適切に本人確認を行うほか、代理人の資格について、必要に応じて、委任状その他その資格を確認する書類の確認を補充するものとして代理人の資格の確認のための行為を積み重ねることが重要である。また、開示の方法を工夫することなどと合わせて、本人の権利利益を損なうことのないよう対応することが必要である。

【本人確認の対応の例】

事例1) 請求者(任意代理人)の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

事例2) 請求者(任意代理人)の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

【なりすましや利益相反の防止のための対応の例】

事例1) 請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。

事例2) 請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者(任意代理人)との関係について確認する()。

事例3) 請求者(任意代理人)又は請求の対象となっている保有個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付する。

()ただし、不必要に個人情報を取得することは避ける必要があり、また、支援措置に係る情報については慎重な取扱いが必要である。なお、支援措置の対象であるか否かについて照会を受けた地方公共団体においても、支援措置の対象の該否に係る情報の提供が可能か否かを判断することが必要となるため、その判断如何によっては該否の確認ができないことがあり得る点に留意が必要である。

オンラインによる開示請求の場合、三重県電子申請・届出システムでは、電子署名が付された開示請求書を提出する場合と、請求書だけをオンラインにより提出する場合があります。後者の場合は、本人確認書類及び代理人の資格確認書類を来所又は送付により確認する必要があるが、前者の場合であっても、上記のうち任意代理人本人の確認はできるが、任意代理人であるという代理資格確認書類については、来所又は送付で、確認を行う必要がある。

開示請求を行う任意代理人に対して、開示を受ける前に任意代理人としての資格を喪失した場合には、政令第 22 条第 4 項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提出された書類等から、開示の実施が想定される日に任意代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認する。

【表 1】政令第 22 条の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例）

場合分け		本人確認書類	留意事項
(1) 本人による開示請求の場合	ア 窓口に来所して開示請求（政令第 22 条第 1 項）	・運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療保険の資格確認書、船員保険の資格確認書、私立学校教職員共済制度の資格確認書、国家公務員共済組合の資格確認書、地方公務員共済組合の資格確認書、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（以上は政令第 22 条第 1 項第 1 号に通常該当する書類） ・上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類に	開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることが原則必要。そうでない場合については注 1 を参照。 資格確認書については注 2 及び注 3 を参照。 個人番号カードについては注 4 を参照。 住民基本台帳カードについては注 5 を参照。 外国人登録証明書については注 6 を参照。 左欄のほか、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書等については注 7 を参照。

		なり得ると考えられるもの（政令第 22 条第 1 項第 2 号）： 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、住所記載のない住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証（地方）、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）（地方）、敬老手帳（地方）、り災証明書（地方）、国立大学の学生証等	このほか、書類に疑義がある場合については、注 8 を参照。 左欄において（地方）とあるのは、国の法令の根拠はないが、地方公共団体により発行されることがある書類を指す。 通知カード及び表面に個人番号が記載されている書類については、注 9 を参照。
	イ 開示請求書を送付して開示請求（政令第 22 条第 2 項）	・（Ⅰ）アの書類の複写物（政令第 22 条第 2 項第 1 号） ・（ ）住民票の写し（注 9 参照） 住民票の写しを用いることができない場合に代替として有効な書類になり得ると考えられるもの：在外公館の発行する在留証明、開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物、開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等 （政令第 22 条第 2 項第 2 号）	（Ⅰ）と（ ）の両方の送付が必要。また双方は異なる必要がある。 （ ）の書類は 30 日以内に作成されたものに限る。 （ ）の書類として住民票の写し以外を用いる場合については注 10 を参照。 （Ⅰ）及び（ ）いずれにも開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所の記載されていることが原則必要。そうでない場合については注 11 を参照。 その他書類に疑義がある場合については注 8 を参照。

			住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められない。
	ウ オンライン（電子署名付き）による開示請求	・電子署名	
	エ オンライン（電子署名がない場合）による開示請求	【窓口に来所して本人確認する場合】 ・（１）アの書類 （政令第 22 条第 1 項） 【送付により本人確認する場合】 ・（１）イ（Ⅰ）の書類 （政令第 22 条第 2 項第 1 号） ・（１）イ（ ）の書類 （政令第 22 条第 2 項第 2 号）	・開示請求書のみをオンラインにより提出する場合 ・留意事項は（１）アと同様 ・留意事項は（１）イと同様
（２） 法定代理人による開示請求の場合	ア 窓口に来所して開示請求	・（１）アの書類 （政令第 22 条第 1 項） ・上記に加え、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 47 条）等 （政令第 22 条第 3 項）	・留意事項は（１）アと同様 ・複写物は認められない。 ・30 日以内に作成されたものに限る。 ・注 12 を参照。
	イ 開示請求書を送付して開示請求	・（１）イ（Ⅰ）の書類 （政令第 22 条第 2 項第 1 号） ・（１）イ（ ）の書類 （政令第 22 条第 2 項第 2 号）	・留意事項は（１）イと同様
		・上記に加え、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法第 47 条）等 （政令第 22 条第 3 項）	・複写物は認められない。 ・30 日以内に作成されたものに限る。 ・注 12 を参照。

(3) 任意代理人による開示請求の場合	ウ オンラインによる開示請求	・電子署名又は(2)のア若しくはイの上段の書類 ・上記に加え、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法第47条）等（政令第22条第3項）	・(1)ウ及びエを参照 ・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。
	ア 窓口に來して開示請求	・(1)アの書類（政令第22条第1項） ・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状（政令第22条第3項）	・留意事項は(1)アと同様 ・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。 ・注13を参照。
	イ 開示請求書を送付して開示請求	・(1)イ(Ⅰ)の書類（政令第22条第2項第1号） ・(1)イ(Ⅱ)の書類（政令第22条第2項第2号） ・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状（政令第22条第3項）	・留意事項は(1)イと同様 ・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。
	ウ オンラインによる開示請求	・電子署名又は(2)のア若しくはイの上段の書類 ・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状（政令第22条第3項）	・(1)ウ及びエを参照 ・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。

注 1 【窓口請求において氏名・住所不一致の場合】婚姻や転居等の事由により、本人確認書類に記載されている氏名又は住所が開示請求書に記載されたものと異なっている場合には、開示請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書と同一の氏名等が記載されている他の本人確認書類の提示又は提出を求める。ただし、災害により一時的に転居している場合等やむを得ない理由がある場合は、住所又は居所が開示請求書と一致しない書類しか準備できなくとも、下記に従い、有効な本人確認書類として認める余地がある。

【窓口請求において住所不記載・不一致の書類しかない場合】住所が記載されていない本人確認書類しか提示又は提出ができないとする場合又は開示請求書の記載と異なる住所が記載された本人確認書類しか提示又は提出できないとする場合は、開示請求者に事情の説明を求め、災害による一時的転居、国

内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由があることを確認した上で、それらの本人確認書類の提示又は提出を求める。なお、この場合は、住所の確認が取れていないことを念頭に置いて、その後の補正、開示の実施等の手続を進める必要がある。

注 2 【資格確認書の取扱い】医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、資格確認書の取扱いには十分注意する。

注 3 【複数の者が記載された書類】複数の者の氏名が記載された資格確認書等は、そこに記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得ると考えられることから、例えば、比較的年齢の近い兄弟の一方が請求している場合などのように資格確認書等のみで本人確認をしにくい場合においては、別の本人確認書類の提示又は提出を追加して求めるなどの慎重な対応が必要である。

注 4 【個人番号カードの取扱い】番号法では、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関し、提供の求めの制限（第 15 条）、特定個人情報の提供の制限（第 19 条）、収集等の制限（第 20 条）等の制限が規定されていることから、誤って個人番号を収集等することのないよう、個人番号カードの取扱いには十分注意する。

注 5 【住民基本台帳カードの経過措置】住民基本台帳カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成 27 年政令第 301 号）附則第 9 条の規定により、次に示す時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能である。

○旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定により住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合等においてその効力を失う時又は番号法に基づき個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時

注 6 【外国人登録証明書の経過措置】特別永住者が所持する外国人登録証明書は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 23 年政令第 421 号）附則第 3 条の規定により、次に示す日まで特別永住者証明書とみなされ、引き続き使用可能である。

○特別永住者証明書とみなされる期限（特別永住者）：外国人登録証明書に記載されている旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間の始期である誕生日。ただし平成 24 年 7 月 9 日に 16 歳未満の場合は 16 歳の誕生日

注 7 【他人へ提出することを常とする書類】住民票の写し、納税証明書、印鑑登

録証明書等は、それ単独で政令第 22 条第 1 項の本人確認書類として認める余地がないわけではないが、他人へ提出することを通常とする書類であり本人以外の者が所持している可能性も高いことから、原則として、別の本人確認書類の提示又は提出を追加して求めるなどして慎重に確認することが必要である。

注 8 【その他疑義がある場合】上記のほか、提示又は提出された書類に疑義がある場合は、適宜、事情の説明を求め、又は追加で他の本人確認書類の提示又は提出を求める。

注 9 【通知カード及び表面に個人番号が記載されている書類の取扱い】内閣府大臣官房番号制度担当室参事官及び総務省自治行政局住民制度課長は、平成 27 年 8 月 28 日付け府番第 285 号及び総行住第 102 号において、各府省等に対し、番号法第 16 条の規定に基づく本人確認以外の一般的な本人確認の手続において、通知カード（令和 2 年 5 月以降、通知カードによる個人番号の通知は廃止され個人番号通知書に変更）及び表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類を本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられる旨を通知している。

注 10 【送付請求において住民票の写し以外を用いる場合】災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由により、住民票の写しが送付できないか、又は住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所若しくは居所が異なる場合は、住民票の写し以外の（ ）の書類であって開示請求書の住所又は居所と記載が一致するものの送付を求める。この場合、（Ⅰ）の書類の住所の記載については、記載されていなくとも、又は開示請求書と異なるものが記載されていても構わないが、疑義が残る場合は、開示請求者に説明した上で、所在施設の管理者等の関係者に問い合わせ、事情を確認することが必要である。

なお、（ ）の書類として、開示請求者が申告した住所又は居所に宛てて確認のための書面を転送不要扱いで送付し、当該請求者自身が署名した当該書面の提出を求めることとすれば、より確実に住所又は居所の確認をすることができる（時間がかかるため、開示請求者には当該書面等において当該確認の必要性について十分な説明をすることが望ましい）。また、刑事施設又は地方入国管理官署に収容されている等の事情で他の確認手段がない場合にも、これらの施設の発行する在所証明等の送付（（ ）の書類に相当）を求めることと併せて、この方法を用いることが考えられる。

注 11 【送付請求において住所不一致・不記載の場合】（Ⅰ）又は（ ）のいずれかの書類について、婚姻や転居等の事由により氏名又は住所が開示請求書に記載されたものと異なっている場合や住所の記載がない場合には、開示請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書と同一の氏名、住所等が記載されている他の本人確認書類の送付を求める。ただし、注 10 に該当する場合は、この限りでない。

注 12 【法人による開示請求】成年後見人となっている福祉関係の公益社団法

人、社会福祉法人等が法定代理人として開示請求をする場合については、法定代理人の資格を証明する書類（政令第22条第3項）として成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法第47条）等が必要となるほか、提示又は提出を求める本人確認書類の例は次のとおり。

窓口請求の場合（政令第22条第1項）：請求の任に当たる者（担当者）に係る上表（1）アの書類に加えて、法人の印鑑証明書（又は印鑑カード）及びそれにより証明される印が押された担当者への委任状（代表者本人が請求の任に当たる場合は委任状不要）。

送付請求の場合（政令第22条第2項）：の本人確認書類の複写物に加え、法人の登記事項証明書。なお確認のため開示請求書にも押印を求める。

注13 【任意代理人の資格を証明する書類として委任状を提出する場合】任意代理人の資格を証明する書類として委任状の提出を受ける場合には、その真正性を確認するために、委任者の実印を押印することとした上で印鑑登録証明書の添付を求める、又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物の添付を求める。これらの措置については、法令上の義務ではなく、委任状の真正性の確認のための運用上の措置であることに留意する。

なお、委任状の様式については、様式第2-29-1から第2-29-36までを参照の上、作成されたい。

6-1-2-3 開示請求書の補正（法第77条第3項）

法第77条（第3項）

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

開示請求書に形式上の不備があると認める場合には、開示請求者に対して、相当の期間を定めて、開示請求書の補正を求めることができる（法第77条第3項。ガイドライン7-1-3（3）（開示請求書の補正）を参照のこと。）。補正を求めるに当たっては、次の事項に留意する。

（1）形式上の不備

開示請求書に形式上の不備があるときは、行政手続法第7条の規定により、速やかに、補正を求めるか請求を拒否する決定（法第82条第2項による不開示の決定）をするかのいずれかを行わなければならないが、適切な情報提供を行うなどにより、できる限り補正を求めることが望ましい。

形式上の不備がある場合としては、例えば、次のような場合がある。

法第 77 条第 1 項の記載事項が記載されていない場合

同項第 2 号の保有個人情報に特定するに足る事項の記載が不十分であるため
開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合

開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合

本人確認書類や代理人の資格を証明する書類が提示又は提出されていない場合
()

() 提示又は提出された書類に不備があり、補正の求めを行っても不備が解消されない場合も含む。

(2) 相当の期間

行政手続法第 7 条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に応じて行政機関の長等が判断する。

(3) 補正の方法

補正については、開示請求者に対して、窓口への来所による開示請求書の修正又は開示請求書の記載を修正する旨の書面の提出を求め、開示請求者本人に開示請求書の記載を修正してもらうことが望ましい。

なお、明らかな誤字・脱字など不備が軽微な場合や、開示請求者本人に開示請求書の記載の修正を求めることが困難な場合等には、開示請求者の了解を得た上で、窓口等の担当者が本人に代わって記載を修正することも可能である。この場合には、修正した開示請求書の写しを開示請求者に送付し確認を求めるなど事後のトラブルが生じないように十分配慮する。

(4) 補正の参考となる情報の提供

保有個人情報の特定が不十分である開示請求がなされた場合には、法第 77 条第 3 項の趣旨を踏まえ、開示請求者に対して、保有個人情報の特定に資する情報の提供を積極的に行うことが必要である。特定不十分として不開示決定を行うということは、開示請求者に対して十分な情報提供を行ったにもかかわらず、開示請求者が補正の求めに応じなかった場合など開示請求者側に特別の事情がなければ生じないものであることに留意する。

6-1-3 開示・不開示の審査

6-1-3-1 不開示情報該当性の審査（法第 78 条）

法第 78 条

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
（１）～（７） （略）
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、法第 78 条第 1 項に規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第 82 条第 1 項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第 2 項）かの判断を行う。

（１） 不開示情報該当性の審査

当該判断は、保有個人情報の内容、利用目的に則し、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

なお、情報公開法等における先例も十分参考になり得るものと考えられる。また、不開示情報は、法第 78 条第 1 項に規定する不開示情報のいずれか一つに該当するだけでなく、複数の不開示情報に該当することもあるのでその点にも留意する（ガイドライン 7-1-4（開示義務）を参照のこと。）。

また、法に基づいて本人の特定個人情報の開示請求が行われた場合、番号法第 2 条第 6 項の本人（個人番号によって識別される特定の個人本人）がその開示を求めているのであるから、法第 78 条第 1 項に定められた不開示情報に該当する部分を除いて、開示することとなる。

（２） 審査基準の策定

保有個人情報の開示・不開示の決定は、開示請求を受けた行政機関の長等が本項各号の不開示情報が記録されているかどうかを判断することによって行う。

（３） 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合等の取扱い

開示請求に係る保有個人情報が、請求先の行政機関等の保有する保有個人情報に該当しない場合、文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合、開示

請求の対象外となっている場合等には、行政機関等において開示請求者にその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。しかしながら、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるため、以上のような場合であっても、開示請求が行われることがあり得る。その場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。

また、開示請求に係る保有個人情報に特定されていない場合の事由により、開示請求者に補正を求めたが、開示請求者がこれに応じなかった場合には、開示請求書に形式上の不備があるものとして、不開示決定を行うこととなる。

6-1-3-1-1 不開示情報（個人に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

法第 78 条（第 1 項第 1 号及び第 2 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1） 開示請求者（第 76 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 86 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（2） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員を除く。）独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（１） 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

【具体例】

例１）患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報

例２）児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合におけるの当該告発等の情報

（２） 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下 6-1-3-1-1（２）開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報）及び（３）（開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの）において同じ。）が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。

具体的には、以下に該当するものは不開示情報となる。

氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの

開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【具体例】

例１）匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

例２）開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

なお、不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

（３） 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの

以下の情報は、上記（２）の開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれている。

法令の規定（１）により又は慣行として開示請求者が知ることができ（２）（

３）又は知ることが予定されている（４）情報

- （１）何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる（３-３（その他（法令））を参照のこと。）。
- （２）慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。
- （３）行政機関（国）においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 3 日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「情報公開申合せ」という。）各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。行政機関においては、本通知により公表を行うこととなる公務員の氏名については、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当するものとして、開示されることとなる。
- （４）実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

公務員等（１）の職及び職務の遂行に係る情報（２）（３）

- （１）国家公務員法第 2 条第 1 項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。
- （２）公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。

- （ 3 ） 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものがあるが、その職名と職務遂行の内容については不開示とはならない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

この点、行政機関においては、行政機関情報公開法において、氏名を公にすることにより、同法第 5 条第 2 号から第 6 号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（情報公開申合せ）、当該職員の氏名について、及び に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

また、独立行政法人等において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど情報公開申合せによることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

6-1-3-1-2 不開示情報（法人等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 3 号）

法第 78 条（第 1 項第 3 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- （3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもの

その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（１） 法人等に関する情報として不開示となる情報

法人その他の団体（１）に関する情報（２）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の 又は に該当するものは、不開示情報とされている。

- （１）株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。
- （２）法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利（１）競争上の地位（２）その他正当な利益（３）を害するおそれ（４）があるもの

- （１）信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。
- （２）法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。
- （３）ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。
- （４）「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

行政機関等の要請（１）を受けて（２）開示しない（３）との条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例（４）として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること（５）が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- （１）法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

- (2) 行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。
- (3) 法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- (4) 法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。
- (5) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

6-1-3-1-3 不開示情報（国の安全等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 4 号）

法第 78 条（第 1 項第 4 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (4) 行政機関の長が第 82 条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(1) 国の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長が、開示することにより、国の安全（ 1 ）が害されるおそれ（ 2 ）他国若しくは国際機関（ 3 ）との信頼関係が損なわれるおそれ（ 4 ）又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ（ 5 ）があると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報（ 6 ）は、不開示情報とされている。なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がないが、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号イが適用される。

- (1) 国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和

が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

- (2) 国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。
- (3) 「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。
- (4) 他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- (5) 他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。
- (6) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

6-1-3-1-4 不開示情報（公共の安全等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 5 号）

法第 78 条（第 1 項第 5 号）

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（１） 公共の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長又は地方公共団体のうち都道府県の機関が、開示することにより、犯罪の予防（１）、鎮圧（２）又は捜査（３）、公訴の維持（４）、刑の執行（５）その他の公共の安全と秩序の維持（６）（７）（８）に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報とされている。なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用がないが、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号ロが適用される。

- （１） 罪の発生を未然に防止することをいう。
- （２） 犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- （３） 捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。
- （４） 「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- （５） 「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 1 編第 2 章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、拘置の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。
- （６） 刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。
- （７） 開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれが

あるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

- (8) 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第 78 条第 1 項第 7 号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

6-1-3-1-5 不開示情報（審議、検討等に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 6 号）

法第 78 条（第 1 項第 6 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1) 審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関（ 1 ）独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報（ 2 ）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に（ 3 ）損なわれるおそれ（ 4 ）不当に（ 3 ）国民の間に混乱を生じさせるおそれ（ 5 ）又は特定の者に不当に（ 3 ）利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ（ 6 ）がある情報は、不開示情報となる。

- (1) 国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。
- (2) 国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- (3) 審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、

開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

- (4) 開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。
- (5) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。
- (6) 尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

(2) 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

6-1-3-1-6 不開示情報（事務又は事業に関する情報）（法第 78 条第 1 項第 7 号）

法第 78 条（第 1 項第 7 号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信

頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（１） 事務又は事業に関する情報として不開示となる情報

国の機関（１）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第 78 条第 1 項第 7 号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（２）があるものとして から までに示す情報は、不開示情報とされている。

（１）国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

（２）当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

【その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当し得る例】

例）同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る（ ）おそれ

（ ）国の安全が害されるおそれ等については、6-1-3-1-3（不開示情報（国の安全等に関する情報））を参照のこと。

独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす（ ）おそれ

監査（ 1） 検査（ 2） 取締り（ 3） 試験（ 4）又は租税の賦課若しくは徴収（ 5）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ（ 6）又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

（ 1）主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

（ 2）法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

（ 3）行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

（ 4）人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

（ 5）租税には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

（ 6）同号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

契約（ 1） 交渉（ 2）又は争訟（ 3）に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（ 4）

（ 1）相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

- (2) 当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。
- (4) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（ ）

- () 例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、() 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、() 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（ ）

- () 例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

6-1-3-2 部分開示の可否（法第 79 条）

法第 79 条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、次の場合には部分開示をしなければならない（法第79条）。

不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合（同条第1項）

開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合（法第79条第2項）

不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合には、当該不開示情報部分を除いて開示しなければならない（法第79条第1項。ガイドライン7-1-5（部分開示）を参照のこと。）。特に、電磁的記録に記録された保有個人情報については、その記録媒体の特性等から、容易に区分して除くことができるか否かが問題となることがあり、6-1-8-1（2）「部分開示の実施方法」を参考に個別に判断する必要がある。

なお、不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができるとき」に当たらないため、不開示とすることになる。

開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分を除いて開示しなければならない（法第79条第2項）。

6-1-3-3 裁量的開示の判断（法第80条）

法第 80 条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第 78 条の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量することになる。裁量的開示は、行政機関等として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、行政的判断により、開示することができるとするものである（ガイドライン 7-1-6（裁量的開示）を参照のこと。）。

6-1-3-4 存否応答拒否の適否（法第 81 条）

法第 81 条

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる（法第 81 条。ガイドライン 7-1-7（保有個人情報の存否に関する情報）を参照のこと。）。

なお、このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

6-1-4 開示決定等の通知

6-1-4-1 開示決定（法第 82 条第 1 項）

法第 82 条（第 1 項）

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

政令第 24 条

- 1 法第 82 条第 1 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第 87 条第 3 項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項(行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。)
- 2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第 82 条第 1 項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合(事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。) その旨及び前項各号に掲げる事項
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示することを決定したときは、速やかに、開示請求者に対して、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を書面(様式第 2 - 2)により通知する。当該書面には、このほか開示の実施に関して政令第 24 条に規定する事項についても記載する。

なお、開示決定通知書を送付する際には、保有個人情報の開示の実施方法等の申出書の様式(様式第 2 - 3)を同封する。

(1) 開示する保有個人情報の利用目的

開示することとした保有個人情報が、行政機関等においてどのような目的で利用されているかについて、開示請求者が分かるように、少なくとも個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの利用目的と同程度の具体的な記載とする。

(2) 開示請求者が求めることのできる開示の実施の方法

開示することとした保有個人情報の開示の実施方法については、当該保有個人情報の記録の状況等に応じて、閲覧、写しの交付や電磁的記録の提供等実施できる全ての方法について記載し、その中から開示請求者が希望する方法を選択することができるようにする。

（３） 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
いつ、どこで開示の実施が可能か記載する。

（４） 写しの送付による開示を実施する場合の準備日数、複写に要する費用及び送付
費用

写しを送付する場合に、当該写しを作成し、発送するまでのおよその日数、複写
に要する費用及び送付費用を記載する。

（５） 不開示とした部分がある場合の不開示部分及び不開示理由

開示請求に係る保有個人情報の一部について開示することを決定したときには、ど
の部分を開示としたか記載するとともに、当該部分を不開示とした理由について記
載する。不開示理由については、不開示とした部分ごとに、該当する不開示事由の全
てについて記載する必要がある（詳しくは、6-1-4-2（不開示決定）を参照のこと。）

（６） 開示請求書に任意的に記載された開示の実施の方法による開示の実施等の可否

開示請求書に開示の実施の方法等に係る任意的記載事項が記載されているとき（政
令第23条）は、上記（１）から（５）までに加え、記載された方法による開示の実施が
可能か否かについても記載する（6-1-8-3【表2】（開示請求書の開示の実施の方法等が
記載されている場合の取扱い）を参照のこと）

6-1-4-2 不開示決定（法第82条第2項）

法第82条（第2項）

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条
の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有
していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、そ
の旨を書面により通知しなければならない。

開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないことを決定したときは、速やかに、
開示請求者に対して、その旨を書面（様式第2-4）により通知する。

（１） 不開示理由の記載

開示請求に係る保有個人情報について全部を開示しないこととした場合の理由の提
示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定
を受けた開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救
済を求めたり、あるいは開示請求の内容を変更して再度開示請求を行うなどの対応を
採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不開示理由は全て提示す
る。

（２） 理由の記載方法

不開示理由は、行政手続法第 8 条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示情報を規定する法第 78 条のどの規定に該当するかだけでなく、開示請求に係る審査基準の内容といった不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要がある。

不開示情報に該当する場合

開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、法第 78 条のどの規定に該当するかを記載する。

不存在の場合

開示請求に係る保有個人情報が存在しない理由（○年○月○日に保存期間○年が満了したので廃棄等）を具体的に記載する。

開示請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

存否応答拒否をする場合

存否応答拒否をする場合においても、不開示情報が明らかにならない範囲で、法第 81 条の条項を示す以外に、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に法第 78 条に規定するどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要がある。

なお、存否応答拒否をする場合には、以後の同様の開示請求に対しても、同じ対応を採る必要があることから、存否応答拒否に該当する類型として整理しておく必要がある。

6-1-4-3 1 件とみなされる複数の行政文書の開示決定等（政令第 27 条第 2 項）

政令第 27 条（第 2 項）

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を 1 件の行政文書とみなす。

（１） 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）第 13 条第 2 項第 1 号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書

（２） 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

行政機関の長に対して、1 通の開示請求書により 1 件とみなされる複数の行政文書に記録された保有個人情報について開示請求が行われ、当該複数の保有個人情報について開示決定等を行った場合は、基本的には、当該複数の開示決定等は 1 通の通知書により行う（開示決定と不開示決定とがある場合はそれぞれ 1 通の通知書）。ただし、各保有個人情報について、その量や開示・不開示の審査の難易度が異なるなどの事情により、開示決定等の期限が異なるような場合には、審査が終了し開示決定等をしたものから順次通知することもできる（6-1-9-1（1）（行政機関の長に対する開示請求の場合）を参照のこと。）。

6-1-5 開示決定等の期限

6-1-5-1 開示決定等を行う期限（法第 83 条第 1 項）

法第 83 条（第 1 項）

- 1 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から 30 日以内に、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」か「保有個人情報の全部を開示しない」かの決定を行わなければならない。

なお、条例に規定することにより開示決定等を行う期限を 30 日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に開示決定等を行う必要がある。

【施行条例第 3 条第 1 項】

県の機関（議会を除く。第 5 条及び第 7 条において同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）は、法第 83 条第 1 項の規定にかかわらず、開示決定等を、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

施行条例により、当該期限を 14 日と規定している。これにより、旧条例と同様の期限とし、情報公開条例と実質的に同様の期限となっている。

（1） 起算時点

「開示請求があった日」とは、開示請求書が開示決定等を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、開示請求書が相手の

支配領域に入った日をいう。

行政機関等に来所して開示請求を行う場合

この場合には、開示請求者が行政機関等に来所して開示請求書を提出した日が「開示請求があった日」となる。

開示請求書を行政機関等に送付して開示請求を行う場合

この場合には、開示請求書が事務所に配達された日が「開示請求があった日」となる。

オンラインにより開示請求を行う場合

この場合には、デジタル手続法第 6 条第 3 項の規定に基づき、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに開示請求書が到達したものとみなされることから、一般的には、行政機関等の汎用受付等システムに備えられたファイルへの記録が完了した日が「開示請求があった日」となる。

（２） 期間計算

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 140 条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数（ ）は算入されない。

（ ）補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。なお、「補正を求めた日」とは、行政機関等において補正書の発送等を行った日をいう。

6-1-5-2 期限の延長（法第 83 条第 2 項）

法第 83 条（第 2 項）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30 日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30 日以内に限りその期限を延長することができる（法第 83 条第 2 項）。

なお、条例に規定することにより延長できる日数を 30 日より短い日数とすることができる。この場合には、当該日数以内に限り（ ）その期限を延長することができる。

施行条例により、当該期限を規定しているものの、法と同様の期限であり、情報公開条例と同様の期限となっている。

- （ ）開示決定を行う期限を、法が定める 30 日（法第 83 条第 1 項）より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30 日を超えることができない。

【施行条例第 3 条第 2 項】

法第 83 条第 2 項及び前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（１） 開示請求者への通知

期限を延長する場合には、開示請求者に対して、遅滞なく、書面（様式第 2 - 5）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。当該通知は、遅くとも開示請求があった日から 14 日以内（補正に要した日を除く。）に開示請求者になされることが望ましい。

（２） 延長後の期間

「延長後の期間」は、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、必要最小限の日数とする。なお、併せて開示決定等の期限についても具体的な年月日を記載する。

（３） 延長の理由

「事務処理上の困難その他正当な理由」は、請求に係る保有個人情報量の多少、請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。

したがって、延長の理由としては、例えば、開示請求に係る保有個人情報が多いこと、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要すること、第三者意見の聴取に一定の日数が必要であること、本人又は代理人の確認手続に一定の日数が必要であることといった事情を記載する。

6-1-5-3 期限の特例（法第 84 条）

法第 84 条

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支

障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 14 日以内はもとより、法第 83 条第 2 項の規定に基づく期限の延長（30 日以内）を行ったとしても、当該期限内（60（44）日以内）に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、法第 84 条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

なお、この場合、60（44）日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うべきであり、期限の特例の対象となるのはその残りの分であることに留意する。
（ ） 条例において、法が定める開示決定等の期限を短縮している場合には、当該条例の定めによる期限による。

【施行条例第 4 条】

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、法第 84 条及び前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

施行条例により、当該期限を 44 日と規定している。これにより、旧条例と同様の期限とし、情報公開条例と実質的に同様の期限となっている。

(1) 開示請求者への通知

特例規定を適用する場合には、開示請求者に対して、書面（様式第 2 - 6）により、特例規定を適用する旨、その理由及び 44 日以内に開示決定等できないと考えられる残りの保有個人情報についての開示決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、開示請求があった日から 14 日以内（補正に要した日を除く。）に開示請求者

になされなければならない。

（２） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」は、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示す。「この規定を適用する理由」としては、本条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」であることを踏まえ、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことが必要である。

（３） 延長の理由

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるかどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、行政機関等の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断する。

また、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の業務に容認できない遅滞等の支障を来す場合には、「事務の遂行に著しい支障」が生じていると解される。

なお、災害対応等のような通常ではないケースにあつて、最大限努力を行っても 44 日以内に処理することができない場合には、行政機関等の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況を考慮した上で「著しく大量」に該当するものとして、同条の規定を適用できる余地がある。

6-1-5-4 期限についての留意点

開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた行政機関の長等（行政不服審査法上の行政庁）の不作为（法令に基づく申請に対して何らの処分をしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、開示請求者から当該不作为についての審査請求（行政不服審査法第 3 条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある（6-4-1-1（２）（不作为についての審査請求）を参照のこと。）。

なお、6-1-5-1（開示決定等を行う期限）及び 6-1-5-2（期限の延長）のとおり開示決定等を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。他方、法定の期限の到来前における不作为の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第 49 条第 1 項）。

また、6-1-5-3（期限の特例）の期限の特例規定を適用する場合には、44 日以内に開

示決定等がされなかった部分について、開示決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

6-1-6 事案の移送（法第 85 条）

法第 85 条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第 82 条第 1 項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときには、事案を移送することができる。事案の移送は、行政機関及び独立行政法人等の間における場合のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や地方公共団体の機関相互の間における場合など、行政機関等の間においても行うことが可能である（ガイドライン 7-1-9（事案の移送）を参照のこと。）

ただし、開示請求に係る保有個人情報が番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報である場合には、事案の移送ができない（番号法第 31 条）。

なお、事案の移送は、開示請求を受けた行政機関等において開示請求の対象となる保有個人情報を保有していることが前提となることから、当該開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合には、保有している他の行政機関等を教示するか、不存在又は存否応答拒否（法第 81 条）を理由とする不開示決定を行うことになる。

事案を移送するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

（１） 移送の協議を行うべき場合

開示請求を受けた行政機関の長等は、少なくとも次の から までの場合には、移送に関する協議を行うものとする。なお、このことは、 から まで以外の場合における移送の協議を行うことを妨げるものではない。

また、移送に関する協議を行う際には、移送対象となっている保有個人情報の特定を確実に行った上で、移送先の機関において当該保有個人情報を保有しているか、開示・不開示の判断を行うことが可能か等について、移送先と十分に協議を行うことが必要である。

開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合

開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等が他の行政機関等と共同で作成されたものである場合

開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が、他の行政機関等の事務・事業に係るものである場合

なお、移送の協議先の窓口は、地方公共団体の機関の場合には当該機関の個人情報保護を担当する課や請求の対象となっている情報と関係が深い担当課（例えば、請求の対象となっている情報の提供元など。）あるいは、地方公共団体における個人情報の取扱いを統括する課等が考えられる。地方独立行政法人の場合には当該地方独立行政法人の個人情報保護担当課等とすることが考えられる。

開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から 30（14）日以内に、開示決定等を行わなければならないが、地方公共団体においては条例に規定することにより開示決定等を行う期限を規定することが可能である（6-1-5-1（開示決定等を行う期限）を参照のこと。）。

移送先が地方公共団体の機関又は地方独立行政法人となる場合には、移送先における開示決定等を行う期限が 30（14）日より短い可能性もあるため、移送に関する協議は速やかに開始することが望ましい（6-1-5-4（期限についての留意点）を参照のこと。）。

三重県では開示決定等を行う期限を 14 日以内としているが、行政機関等により、期限が異なることに留意する。

（２） 協議期間

移送に係る協議を含め移送に要する日数は、開示決定等を行うまでの期間に算入されることになるため、移送の協議は、開示請求を適法なものとして受け付けた後速やかに開始し、原則 1 週間以内に終了するものとする。

なお、移送に関する協議が整わない場合には、移送することはできず、開示請求を受けた行政機関の長等が開示決定等を行う。

（３） 他の行政機関の長等に対する移送

他の行政機関の長等に対して、事案を移送する場合には、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称、請求者の氏名等を記載した書面（様式第２－７）に、必要な資料を添付して行う。なお、関係機関と協議の結果、複数の機関に事案を移送することとなる場合には、その旨書面に記載する。

（４） 移送した旨の開示請求者への通知

移送に関する協議が整い、他の行政機関の長等に事案を移送した場合には、移送した行政機関の長等は、直ちに、開示請求者に対して、事案を移送した旨のほか、次に掲げる事項を書面により通知する（様式第２－８）。

移送先の行政機関の長等（連絡先を含む。）

移送年月日

移送の理由

（５） 移送した行政機関の長等の協力

事案を移送した場合には、移送を受けた行政機関の長等において開示決定等を行うことになる。その際、移送した行政機関の長等は、開示の実施に必要な協力をする（法第 85 条第 3 項）こととされており、また、移送前にした行為は移送を受けた行政機関の長等が行ったものとみなされる（同条第 2 項）。このため、移送した行政機関の長等は、次のような協力を行う。

移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供

開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した行政機関等では開示請求書の写しを作成し保管）

移送先の行政機関等が開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等を保有していない場合には、当該行政文書等の写しの提供又は原本の貸与

閲覧する方法による開示の実施のための行政文書等の貸与又は閲覧場所の提供

（６） 措置結果の連絡

移送を受けた行政機関の長等は、開示決定等を行ったときには、移送した行政機関の長等に対して、速やかに開示決定等の結果について連絡する。

（７） 開示決定等を行う期限が異なる地方公共団体の機関又は地方独立行政法人間で移送が行われた場合の開示決定等を行う期限

開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から 30（14）日以内に、開示決定等を行わなければならないが、地方公共団体においては条例に規定することにより開示決定等を行う期限を 30（14）日より短い日数とすることが可能である（6-1-5-1（開示決定等を行う期限）を参照のこと。）

例えば、移送を受けた地方公共団体において開示決定等を行う期限を 30 日より短い日数としていることを一因として、当該地方公共団体の機関において、移送を受けた時点で、開示決定等を行う期限まで時間的猶予がない場合も考えられるが、この場合であっても、請求に係る保有個人情報の量の多少、請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かを判断し、事務処理上の困難がある場合には、移送先において期限の延長を行うこととなる。

なお、移送がなされた場合の開示決定の期限は、移送元における期限の定め拘束されるものではなく、移送を受けた行政機関等における期限による。

（８） その他

開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等が複数存在し、かつ、それらが複数の行政機関等により作成されたものである場合には、開示請求者の利便性を確保する観点から、開示請求を受けた行政機関等において一括して開示決定等を行うことが望ましいが、記録されている保有個人情報の内容により他の行政機関等が開示・不開示の判断を行うことが適当な行政文書等については、移送する。

6-1-7 第三者意見の聴取（法第 86 条）

法第 86 条

- 1 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 105 条第 2 項第 3 号及び第 107 条第 1 項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - （１） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 78 条第 1 項第 2 号口又は同項第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - （２） 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 80 条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した

場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 105 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（１） 任意的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該情報が法第 78 条に規定する不開示情報に該当するか否かを判断するに当たって当該第三者の意見を聞く必要があると認められる場合には、よりの確な開示決定等を行うため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる（ガイドライン 7-1-10（１）（任意的意見聴取）を参照のこと。）

なお、この場合の「第三者」とは、開示請求者以外の者（個人又は法人その他の団体）であるが、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない（国等に関する情報が含まれている場合の取扱いについては、（５）（開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に関する情報が含まれている場合の取扱い）を参照のこと。）

（２） 必要的意見聴取

開示請求に係る保有個人情報に含まれる第三者に関する情報を開示すると当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、人の生命、健康等を保護するために、次の 又は の規定に基づき当該情報を開示しようとするときは、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在の把握について合理的な努力を行ったにもかかわらず、所在が判明しない場合には、その必要はない（ガイドライン 7-1-10（２）（必要的意見聴取）を参照のこと。）

法第 78 条第 1 項第 2 号ロ又は同条第 3 号ただし書の規定（法第 78 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の不開示情報を含んでいるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報）

法第 80 条の規定（法第 78 条の不開示情報を含んでいるが、個人の権利利益を保護するため開示することが特に必要であると認められる情報）

（３） 意見聴取の手続

必要的意見聴取については、当該第三者に対し、所定の事項を書面（様式第 2 - 10）により通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。意見書の様式（様式第 2 - 11）は、通知書に同封する。

なお、任意的意見聴取については、通知を書面により行うことが法令上定められているわけではないが、意見照会を行ったことを明確にしておく観点から、通常は書面（様式第 2 - 9）によることが望ましい。

第三者に通知する書面には、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容、開示請求の年月日、意見書の提出先等を記載する（政令第 25 条第 2 項及び第 3 項）。このうち、「当該第三者に関する情報の内容」については、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意しつつ（政令第 25 条第 1 項）当該第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する必要がある。

（４） 意見書の提出期限

行政機関の長等は、開示請求があった日から 14 日以内に開示決定等を行わなければならないことから、意見書の提出は提出期限を設けることとしている（政令第 25 条第 2 項及び第 3 項）。

提出期限を設定するに当たっては、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示請求に係る保有個人情報が開示された場合に自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保できるよう配慮する。

通常、提出期限として 1 週間程度の期間を確保することが考えられるが、意見書の提出を短期間に行うことができないことについて合理的な理由があり、そのために必要な提出期限を設定することにより、結果として 14 日以内に開示決定等を行うことができないこととなる場合には、法第 83 条第 2 項の規定に基づき期限の延長を行う。

（５） 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に関する情報が含まれている場合の取扱い

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、法第 86 条の「第三者」に含まれていないため、開示請求に係る保有個人情報にこれらの情報が含まれている場合であっても、同条の意見聴取手続の対象とはならない。

しかしながら、開示・不開示の判断を行うに当たって必要と判断する場合には、開示・不開示の判断を行うための調査の一環として、適宜、関係する国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対して意見の照会や事実関係の確認を行うものとする。

（６） 反対意見書を提出した第三者への通知

開示決定をするに当たり、開示請求に係る保有個人情報に自己に関する情報が含まれている第三者に意見聴取を行い、当該第三者から反対意見書が提出されている場合には、開示決定後直ちに、当該第三者に対して書面（様式第 2 - 12）により、開示決定を行った旨、その理由及び開示実施日を通知しなければならない（ガイドライン 7-1-10（３）（反対意見書を提出した場合の手続）を参照のこと。）。

また、当該第三者から反対意見書が提出されている場合で、開示をしない旨の決定を行った場合も、第三者との信頼関係を保つうえからも、書面（様式第 2-13）又は口頭（電話）等により通知するものとする。

6-1-8 開示の実施

6-1-8-1 開示の実施方法（法第 87 条第 1 項及び第 2 項）

法第 87 条（第 1 項及び第 2 項）

- 1 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（１） 保有個人情報を記録する行政文書等の種類による具体的な開示の実施方法

保有個人情報の開示については、開示請求に係る保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときは各行政機関等が定める方法により行う。

また、保有個人情報の行政文書等をスキャナ及びプログラムを使って読み取り、PDF 等の電磁的記録に変換して開示することは、県の機関等の長が認める場合には行うことができる。

ただし、開示請求された保有個人情報に不開示情報を含む場合は、（３）不開示情報を含む行政文書等を電子的に開示する際の黒塗り処理の方法を参考に適切に処理し、開示することとする。

文書又は図画

文書又は図画の閲覧又は写しの交付の具体的な方法については、法令等において特段の定めはないので、各行政機関等が、保有個人情報が記録されている文書又は図画の種類等に応じてその具体的な方法を定めた上で適切な方法により実施することとなる。

閲覧による開示

閲覧による開示は原則として不開示情報がない場合は原本により行う。ただし、法第 87 条第 1 項ただし書きにより、次に該当する場合は原本を複製したものを閲覧させることにより行うことができる。なお、保有個人情報が記録された行政文書等の写しの閲覧による開示については、複製に要した費用は開示請求者から

徴収しない。

- ア 保有個人情報記録された行政文書等の部分開示をする場合で、不開示部分に目隠し用黒テープを貼るなどの作業に多大な労力がかかる場合には、不開示情報を含むページをその写しにより開示することができる
- イ 開示場所を変更する場合（地域機関が当該地域機関の所在する場所以外で開示を行う場合など）
- ウ 当該行政文書等の保存に支障を生じるおそれがあると認められる場合
- エ その他正当な理由があるとき
 - ・ 日常業務に使用している台帳等を開示する場合で、開示することにより業務に支障をきたすとき
 - ・ 歴史的、文化的価値がある行政文書等で、特に慎重な取扱いを要する場合
 - ・ その他原本に代え複写したものを閲覧させることにより開示を行うことにつき正当な理由があるとき

写しの作成方法

- ア 写しの交付部数は、開示請求 1 件につき 1 部とする。
- イ 文書、図画、写真及びフィルムについては、当該行政文書等の原本を複写する。
なお、各担当課等において複写が困難なものについては、業者委託など他の方法により行う。
各担当課等における複写機による写しの作成方法は、具体的には次のとおりとする。
 - (ア) 原本の大きさと同じ大きさのものを作成するものとし、拡大又は縮小は行わない。ただし、B5 判の行政文書等を A4 判の用紙を用いて写しを作成する場合等は、この限りでない。
 - (イ) 日本産業規格 A3 判を最大とする。この場合において、原本の大きさが日本産業規格 A3 判を超えるときは、分割して複写することとする。
 - (ウ) 原本の大きさが日本産業規格 A3 判を超えるときを除き、原本 1 枚につき 1 枚を作成するものとし、2 枚以上の原本により 1 枚を作成することは行わない。ただし、製本された原本を見開きで複写する場合は、この限りでない。
 - (エ) 両面への作成は行わない。ただし、特に必要があるときは、開示請求者に確認の上、両面への作成を行うことができる（費用は 2 枚分となる。）。

なお、文書又は図画の閲覧については、原則として、当該文書又は図画の原本を閲覧させることとされているが、法第 87 条第 1 項ただし書の規定に基づき、原本の閲覧により保存に支障を生じるおそれがあると認められるときには、当該文書又は図画の写しを作成し、当該写しを閲覧に供することができる。

電磁的記録

電磁的記録についての開示の方法については、電磁的記録の種類や情報化の進展状況等に応じて各行政機関等が定めるとともに、当該定めを一般の閲覧に供しなけ

ればならない（法第 87 条第 2 項）。一般の閲覧に供する方法としては、ホームページに掲載することとする。

法第 87 条第 2 項の規定による電磁的記録の開示の方法は、次のとおりである。

電磁的記録（映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものを除く。以下 及び において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（閲覧にあっては白黒出力に限る。）を閲覧させ、又は交付することにより行う。

にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下 において「複写物」という。）を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又はこれを複写したものを交付することにより開示を行うことができる。

ア 不開示情報がないこと。

イ 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）が配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること。

ウ 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。

次のいずれにも該当するときは、電磁的記録（映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下 において「複写物」という。）を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものの複写物を交付することにより開示を行うことができる。

ア 不開示情報がないこと。

イ 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複写が技術的に容易であること。

ウ 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。

から の規定にかかわらず、電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用を開示請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したのから不開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより開示を行うことができる。

電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を県の機関の長が所有する電磁的記録媒体に複写し交付することにより行う。ただし、当該媒体が未開封の新品であり、使用することに問題がないと県の機関の長が認める場合は除く。

「不開示情報がないこと」とは、不開示情報を被覆した結果、不開示情報がなくなった場合含む。

（２） 部分開示の実施方法

保有個人情報の部分開示を実施する場合には、不開示情報が明らかにならないよう

開示の実施の方法ごとに適切に行う必要がある。また、開示の実施を受ける者にとって、部分開示（部分不開示）の範囲や量が明確になるように開示を実施する必要もある。

保有個人情報記録された行政文書等の種類に応じた部分開示の実施方法は、次のとおりである。

文書又は図画

文書又は図画に記録された保有個人情報について部分開示を行う場合には、例えば、原本の不開示部分を被覆シール等で覆う方法により閲覧に供することも考えられるが、不開示部分が明らかにならないようにするため、原本のコピーに黒塗りを行い、さらにコピーしたものを閲覧に供することも考えられる。また、写しの交付についても、閲覧の場合と同様の作業を行った上で交付する。

なお、不開示部分の範囲や量を明らかにしておく必要があるため、不開示情報を除去し、除去した部分を詰めた形で当該文書のコピーを作成することは、適当ではない。

電磁的記録

電磁的記録に記録された保有個人情報について、用紙に出力したものを閲覧により部分開示する場合には、上記の「文書又は図画」と同様の方法により行う。また、写しの交付についても、閲覧の場合と同様の作業を行った上で行う。

（３） 不開示情報を含む行政文書等を電子的に開示する際の墨塗り処理の方法

不開示情報は、不開示とすることで保護すべき利益に着目して法第 78 条第 1 項各号に典型的に定められており（ガイドライン 7-1-4（開示義務）を参照のこと。）不開示情報が誤って漏えいした場合には、個人の権利利益を含む各種の権利利益が侵害されることとなる。

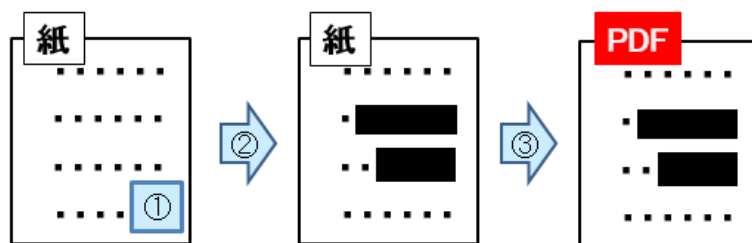
したがって、不開示情報を含む行政文書等を電子的に開示する場合、結果として、墨塗り処理を行った不開示部分の内容が判明してしまうことのないよう、以下の点を参考にして、複数人で確認を行う等、確実に作業を行う必要がある。

なお、下記に掲げる不開示部分のマスキングに関する措置については、開示の実施段階において確実に講じられている必要がある。開示の実施に当たっては、開示しようとする文書の不開示部分にマスキングが施されているか、当該部分が判読できる状態になっていないか等、再度、目視確認した上で行うことが必要である。

電磁的記録の提供により開示しようとする行政文書等が紙の文書のとき。

電磁的記録の提供により開示しようとする行政文書等が紙の文書であるときは、

そのコピー（写し）を用意し、そのコピー（写し）の不開示にしようとする部分に墨塗り処理を行い、これをスキャナで読み取って電磁的記録（PDF ファイル）とし、当該電磁的記録を開示する。



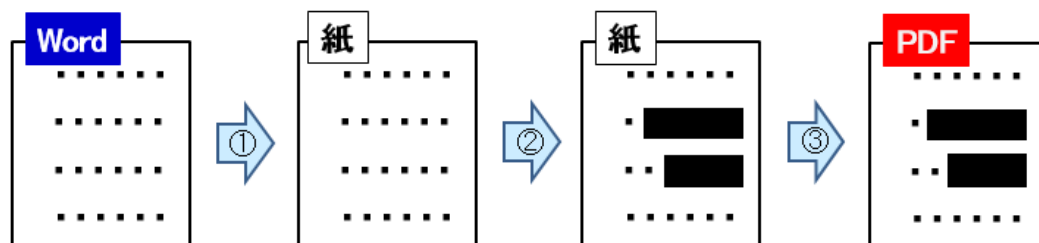
- ① 行政文書のコピー（写し）を用意
- ② 不開示にしようとする部分を墨塗り（例：マジックペン等で塗り潰し）
- ③ スキャナで読み取って電磁的記録化（PDFファイル）

なお、不開示にしようとする部分に墨塗り処理を行った後、当該部分が判読できる状態になっていないか目視で確認することが必要である。

電磁的記録の提供により開示しようとする行政文書等が電磁的記録のとき。

電磁的記録の提供により開示しようとする行政文書等が電磁的記録であるときの墨塗り処理の方法として、次のア及びイが考えられる。

ア 一度、プリントアウトして紙媒体とした上で、不開示にしようとする部分に墨塗り処理を行い、これをスキャナで読み取って再び電磁的記録（PDF ファイル）とし、当該電磁的記録を開示する。

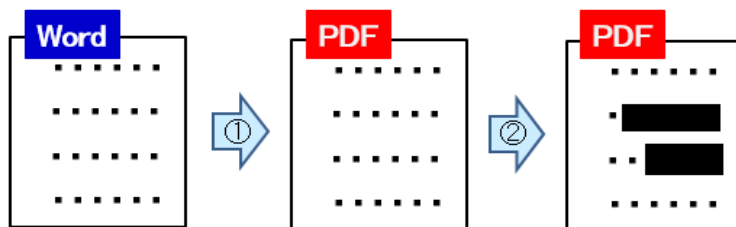


- ① 行政文書をプリントアウトして紙媒体を用意
- ② 不開示にしようとする部分を墨塗り（例：マジックペン等で塗り潰し）
- ③ スキャナで読み取って電磁的記録化（PDFファイル）

なお、不開示にしようとする部分に墨塗り処理を行った後、当該部分が判読できる状態になっていないか目視で確認することが必要である。

イ 電磁的記録のテキストデータ等を PDF ファイルに変換する等により PDF ファイル上で作業を行う場合、マスキング処理（次の「墨消し」機能を利用する方法、又は、「ハイライト」機能によるマスキング処理を行った後、JPEG 形式等の画像ファイルに変換する方法）を行い、当該電磁的記録を開示する。なお、又はの方法により難しい場合は、他の方法により墨塗り処理を行う。

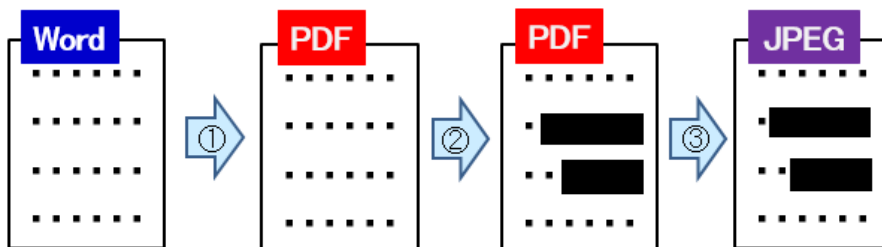
「Acrobat DC」に装備されている「墨消し」機能を利用する方法
 アドビシステムズ社の「Acrobat DC」に装備されている「墨消し」機能を使えば、当該部分に含まれる情報を完全に削除することが可能である。



- ① 行政文書をPDFファイルに変換
- ② 「墨消し」機能により不開示にしようとする部分を墨塗り

使用している「Acrobat」が「Acrobat DC」よりも古いバージョンで、「墨消し」機能が利用できない場合

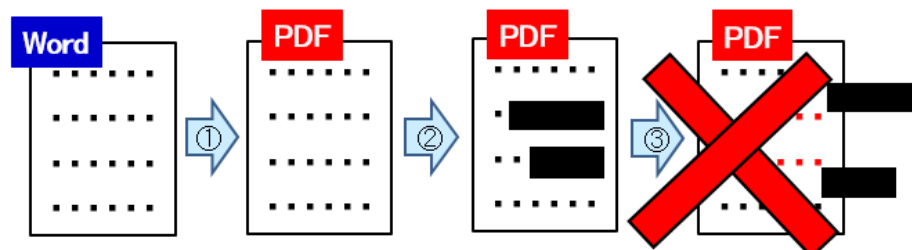
PDF ファイルの「ハイライト」機能によるマスキング処理を行った後、JPEG 形式等の画像ファイルに変換する方法が考えられる。



- ① 行政文書をPDFファイルに変換
- ② 「ハイライト」機能により不開示にしようとする部分に黒マーカーを引く
- ③ PDF ファイルをJPEG形式等の画像ファイルに変換

【不適切なマスキングの例】

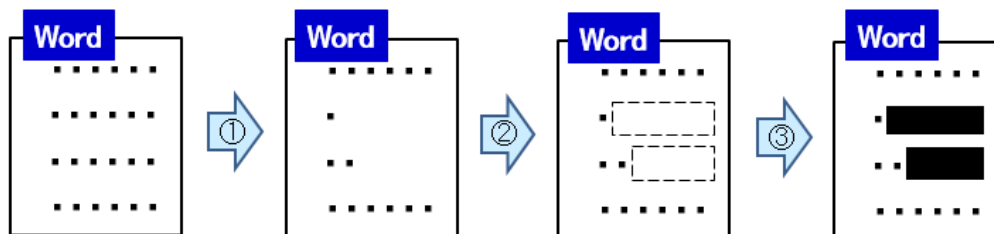
PDF ファイルに「ハイライト」機能によるマスキング処理を施しただけでは、その後にハイライト部分を容易に外すことが可能であり、不開示部分のテキストデータが保持されているため、マスキング処理の方法としては不十分である。



- ① 行政文書をPDFファイルに変換
- ② 「ハイライト」機能により不開示にしようとする部分に黒色のマーカーを付す
- ③ マーカーを外すことで、不開示情報を確認することができる

その他に考えられる方法

ア 電磁的記録の開示にしようとする部分の情報（文字等）を削除し、黒く塗り潰したテキストボックスを置いた上で、当該電磁的記録を開示する。

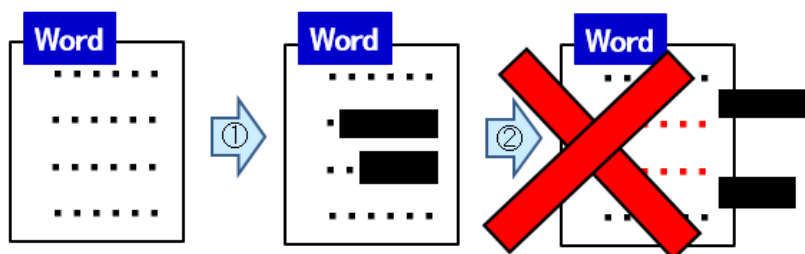


- ① 不開示にしようとする部分の情報（文字等）を削除
- ② 不開示にしようとする部分がどこか目視で把握可能にするため、削除した文字数分空白を入力
- ③ 当該空白の上に黒く塗り潰したテキストボックスを置く
(Excelファイルでは、セルを黒く塗り潰す)

なお、不開示にしようとする部分の情報（文字等）を削除した後、「変更履歴の記録」機能により、当該情報が判読できる状態になっていないことを目視で確認することが必要である。

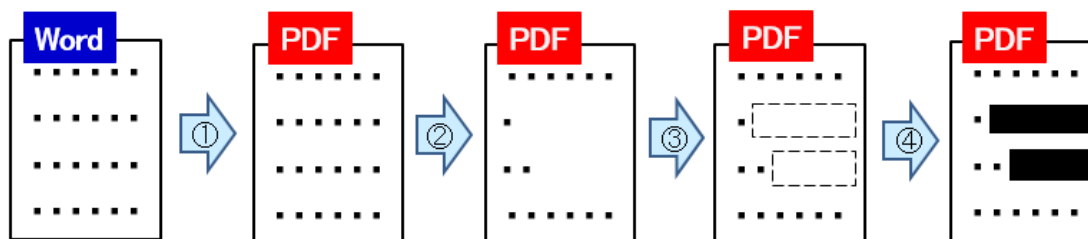
【不適切なマスキングの例】

上記の例で、不開示部分の情報を削除することなく、単に、当該部分に黒く塗りつぶしたテキストボックスを置くだけでは、その後に当該テキストボックスを容易に外すことが可能であり、不開示部分のテキストデータが保持されているため、マスキング処理の方法としては不十分である。



- ① 不開示にしようとする部分の情報（文字等）を削除せずに黒く塗り潰したテキストボックスを置く
- ② テキストボックスをずらしたり削除したりすることで、不開示情報を確認することができる

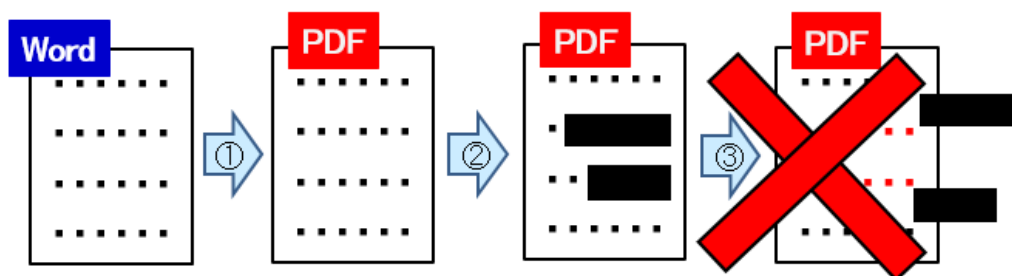
イ PDF ファイル上で作業を行う場合、「PDF を編集」機能及び「注釈」機能を使用し、上記アと同様の作業を行った上で、当該電磁的記録を開示する。



- ① 行政文書をPDFファイルに変換
- ② 「PDF を編集」機能により不開示にしようとする部分の情報(文字等)を削除
- ③ 不開示にしようとする部分がどこか目視で把握可能にするため、
「PDF を編集」機能により削除した文字数分空白を入力
- ④ 「注釈」機能により当該空白の上に黒く塗り潰したテキストボックスを置く

【不適切なマスキングの例】

上記の例で、不開示部分の情報を削除することなく、単に、当該部分に黒く塗りつぶしたテキストボックスを置くだけでは、上記ア【不適切なマスキングの例】と同様、不開示部分のテキストデータが保持されており、当該テキストボックスを容易に外すことが可能であるため、マスキング処理の方法としては不十分である。



- ① 行政文書をPDFファイルに変換
- ② 不開示にしようとする部分の情報(文字等)を削除せずに黒く塗り潰したテキストボックスを置く
- ③ テキストボックスをずらしたり削除したりことで、不開示情報を確認することができる

備考

ア 電磁的記録の例として、便宜上 Word における墨塗り処理の方法を掲げているが、一太郎等の文書作成ソフトや Excel 等の表計算ソフトについても、上記に示す方法により墨塗り処理を行うことが必要である。

イ 上記で示していない墨塗り処理の方法を妨げるものではないが、墨塗りした部分が判明することがないように、元の情報が完全に削除されるような処理を行うことが必要である。

ウ 複数の文書ファイルを PDF ファイルに変換し、「ファイルを結合」機能により結合する際、元の文書ファイルのファイル名が PDF ファイルの「しおり」の名称として保持されることから、当該ファイル名に個人情報(氏名等)等の不開示情報が記載されている場合、それが表示(開示)されることになるので、付加情報等(しおり機能表示、プロパティ等)の各種機能における不開示情報の削除につ

いても、厳格なチェックを行う等の配慮が必要である（なお、全部開示の場合にも同様の配慮が必要である。）。

（４） その他留意すべき事項

開示の実施方法

開示の実施は、開示の実施方法等の種類に応じて次のとおり行う。

（ ） 事務所における開示

事務所において、閲覧等により保有個人情報の開示を行う場合には、本人確認書類（県の機関等の長が不要と認める場合は除く。）と開示決定通知書を持参した当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人に対して行う。開示決定通知書を持参していない場合であっても、開示請求者が当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることが証明されれば、開示の実施を行うことができる。

（ ） 写しの送付による開示

保有個人情報が記録された行政文書等の写しを開示請求者に送付する場合には、開示請求書に記載されている住所又は居所宛てに送付する。

写しの送付にあたっては、本人限定受取郵便又は親展とした書留郵便等とする。

代理人に対する開示

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって開示請求を行うことができるが、開示の実施を受ける前にその資格を喪失したときには、開示の実施を受けることができない（政令第 22 条第 4 項及び第 5 項）。このため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に対して開示の実施を行う場合には、提示又は提出された書類等で本人の生年月日等を確認するなどにより、法定代理人としての資格を喪失していないことを確認することが必要である。

任意代理人に対して開示の実施を行う場合にも、本人に対して任意代理人としての資格を喪失していないことを確認することが必要である。

開示対象

法に基づく開示請求の対象は保有個人情報であることから、開示決定に基づき保有個人情報の開示を実施する場合には、同一の行政文書等に記載されている開示決定に基づく保有個人情報でない部分については開示しなくてもよい。この場合、開示決定に基づく保有個人情報でない部分については、白抜きとする。

開示の際には白抜きにした部分について、理由を説明する。

様式第 2-2 開示決定通知書「5 備考」の欄にその旨記載することとする。

こうしたケースは、特に、保有個人情報と他の情報がこん然一体として同一の行政文書等内に記録されているような散在情報に対して開示請求が行われた場合に生じ得るものと考えられる。一方、データベース化した保有個人情報については、記録されている情報の全てが何らかの形で個人情報として整理されることになるものと考えられることから、通常は、こうしたケースは生じないものと考えられる。

他の法令による開示の実施との調整

開示請求に係る保有個人情報について、他の法令において開示の制度が定められており、その実施方法が法第 87 条第 1 項本文に規定する方法と同一である場合には、当該同一の方法による開示の実施は、他の法令の規定により行うことになる（法第 88 条）。

特定個人情報を含む情報の開示

特定個人情報については、法第 88 条の適用を除外し、他の法令の規定に基づき開示することとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わない（番号法第 30 条及び第 31 条）。

特定個人情報の記載のある保有個人情報を開示請求者に送付するに当たっては、発送前の確認作業を徹底した上で、送付する必要がある。

6-1-8-2 開示の実施方法等申出書の確認（法第 87 条第 3 項及び第 4 項）

法第 87 条（第 3 項及び第 4 項）

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第 82 条第 1 項に規定する通知があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

政令第 26 条

- 1 法第 87 条第 3 項の規定による申出は、書面により行わなければならない。
- 2 第 24 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当する旨の法第 82 条第 1 項の規定による通知があった場合において、第 23 条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第 87 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。
- 3 法第 87 条第 3 項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - （1）求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

- （２） 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- （３） 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- （４） 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

開示決定に基づき開示を受ける者は、開示決定通知があった日から原則として 30 日以内に、求める開示の実施の方法等（政令第 26 条第 3 項各号）を書面（様式第 2 - 3）により申し出ることになる。

開示の実施方法等申出書についての主な確認事項は、次のとおりである。

（１） 求める開示の実施の方法

求める開示の実施の方法は、開示決定通知書で提示した方法のうちから選択するものである。この点を確認する。開示決定通知書で提示した方法以外の方法を記載している場合には、申出をした開示請求の本人、法定代理人又は任意代理人（以下「申出人」という。）に連絡を取り、開示の実施の方法を確定する。また、開示決定に係る保有個人情報について部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めている場合には、それぞれ求める部分が明確になっているかについて確認する。

（２） 開示の実施を求める部分の特定

開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求めている場合で、「○○に関連する部分」などのように開示の実施を求める部分が不明確な記載となっているときには、申出人に対して、開示の実施を求める部分を明確にするよう求める。

（３） 開示の実施を希望する日

事務所における開示の実施を希望する日については、開示決定通知書で提示した日のうちから選択するものである。これを確認する。選択した日が複数ある場合、提示した日以外の日を記載している場合等には、申出人に連絡を取り、実施日を確定する。

（４） 写しの送付の希望の有無

写しの送付を求める旨が記載されている場合には、送付に要する費用として開示決定通知書に記載された額が納付されているか（複写に要する費用及び送付に要する費用など）を確認する。

（５） 開示の実施の方法等の申出

開示を受ける者は、開示決定通知があった日から原則として 30 日以内に開示の実施

の方法等を書面により行政機関等に申し出ることになる。この場合の 30 日とは、開示を受ける者が行政機関等の発出した開示決定通知書を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に、当該申出書を投かん等すれば足りる。

行政機関等が郵送により開示決定通知書を発出する場合には、一般的に当該通知があったことを知り得る状態になるのは、日本国内であれば、開示決定通知書の発出からおおよそ 2 ないし 3 日後と考えられることから、その日が「通知があった日」に当たるものと考えられる。

なお、30 日の申請期間内に申出をすることができなかったことについて、災害や病気療養中等の正当な理由がある場合には、30 日経過後であっても申し出ることができる。このため、30 日経過後の申出があった場合には、期間内に申出ができなかったことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは開示をする。

6-1-8-3 開示請求書に開示の実施方法等が記載されている場合の取扱い

開示請求者は、任意的記載事項として、開示請求書に開示の実施の方法等について記載することができる（政令第 23 条）。開示請求書にこれらの事項が記載されている場合には、当該記載のとおり開示を実施することができるか否かにより、【表 2】（開示請求書の開示の実施の方法等が記載されている場合の取扱い）のような取扱いを行う。

なお、開示請求者の希望する方法（事務所における開示の実施を求める場合は希望する日を含む。）により開示を実施することができる場合には、開示請求者は当該方法を変更しないのであれば、開示の実施方法等申出書を提出する必要がある（政令第 26 条第 2 項）。この場合、行政機関等は、開示決定通知書が開示請求者に到達してから開示請求者が実施方法について改めて検討を行うために必要な合理的期間が経過した後、写しの送付等の開示の実施を行う。

【表 2】 開示請求書の開示の実施の方法等が記載されている場合の取扱い

開示請求書に記載された開示の実施方法等への対応可能性			行政機関等及び開示請求者の対応等
開示請求書に記載された開示の実施方法等により開示を実施することができる場合	事務所における開示の実施を求める場合	希望する日に開示を実施することができる場合	【開示決定通知書】 様式イ ・希望する方法による開示を実施することができる旨記載 【開示の実施方法等申出書】 ・実施方法、希望日を変更しない場合には、提出不要
		希望する日に開示を実施することができない場合	【開示決定通知書】 様式ウ ・希望する日に開示を実施することができない旨記載 【開示の実施方法等申出書】 ・提出必要
	写しの送付の方法による開示の実施を求める場合		【開示決定通知書】 様式イ ・希望する方法による開示を実施することができる旨記載（準備日数、送付費用を含む。） 【開示の実施方法等申出書】 ・実施方法を変更しない場合には、提出不要
開示請求書に記載された開示の実施方法等により開示を実施することができない場合			【開示決定通知書】 様式エ ・希望する方法等による開示を実施することができない旨記載 【開示の実施方法等申出書】 ・提出必要

様式イ、ウ、エとは、事務対応ガイド（三重県版） 様式編様式 2-2 記載要領 4 イ、ウ、エのことをいう。

6-1-9 手数料

6-1-9-1 手数料の額（法第 89 条）

法第 89 条

- 1 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第2項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

政令第27条（第1項及び第2項） （以下略）

（1） 地方公共団体の機関に対する開示請求の場合

手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費（1）の範囲内において条例で定めるとされている。

6-1-9-4（1）参照 施行条例により規定している。

（2） 地方独立行政法人に対する開示請求の場合

手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、その額は、実費の範囲内において、かつ、地方公共団体の機関が自らに対する開示請求に係る手数料の額として条例で定める額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

また、地方独立行政法人が手数料の額を定めたときは、例えば、自組織のホームページに掲載することなどにより、その定めを一般の閲覧に供しなければならない。

6-1-9-2 行政機関における手数料の納付方法（法第89条第1項）

法第89条（第1項）

- 1 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

政令第27条（第3項） （以下略）

6-1-9-3 行政機関における手数料の過誤納の場合の手続 （以下略）

6-1-9-4 地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人における手数料の納付方法（法第 89 条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項及び第 9 項）

法第 89 条（第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項及び第 9 項）

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 （略）
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 （略）
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 （略）
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（1） 地方公共団体の機関に対する開示請求の場合

地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、手数料を納める。

施行条例により規定しており、開示請求に係る手数料は無料とし、開示に要する費用の額については、三重県個人情報の保護に関する法律施行細則により規定している。

【施行条例第 5 条】

法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない開示請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、県の機関が別に定めるところにより、当該保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用を負担しなければならない。

【三重県個人情報の保護に関する法律施行細則第 2 条第 1 項】

第 2 条 施行条例第 5 条の保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用の額は、別表のとおりとする。

（別表）

区分	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は 図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	（１）用紙に出力したものの交付（日本産業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
	（２）電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額
	（３）不開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から不開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

写しの作成に要する費用として納入する額は、複写機による写しは1枚（日本産業規格A3判以内の大きさ）につき白黒10円、カラー40円とする。また、両面コピーをした場合は、2枚に換算して算定する。

なお、これを超える大きさのものについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

図画、フィルム等で業者委託の方法により複製した場合は、当該委託に要する費用（実費）とする。

開示に要する費用については、前納とし、現金により納入する。

【三重県個人情報の保護に関する法律施行細則第2条第2項】

2 前項に規定する費用は、前納とし、現金で納付するものとする。ただし、当該費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成後又は電磁的記録の開示後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該行政文書等の写しが作成される前に、電磁的記録の開示を受けるものは当該電磁的記録の開示を受ける前に、原則として現金により納入する。

ただし、当該費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。

現金の納付を受けたときは、開示請求者に対し領収書（三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第7号様式）を交付する。

複写費用・・・現金、普通為替、定額小為替等（複写費用と同額にならない定額小為替については、受領できないことに注意）

（２） 地方独立行政法人に対する開示請求の場合

地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納める。

地方独立行政法人は、以上の定めを、例えば、自組織のホームページに掲載することなどにより、一般の閲覧に供しなければならない。

（３） 送付に要する費用の納付（政令第 28 条）

地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方公共団体等行政文書の写しの送付を求める場合には、当該地方公共団体の規則で定める方法により、送付に要する費用を納付する（政令第 28 条第 4 項）。

送付に要する費用の額については、三重県個人情報の保護に関する法律施行細則により規定している。

【三重県個人情報の保護に関する法律施行細則第 3 条】

県の機関（議会及び公営企業管理者を除く。）の開示決定に基づき、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報の写し又は保有個人情報の電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

保有個人情報の写し及び電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの送付を受けようとする場合の送料は、前納とし、郵便切手で納付するものとする。

郵便切手の額が不足している場合には、開示請求者に対して不足分の追加を求める。また、必要額より多い額の郵便切手が送付されてきた場合には、送付されてきた切手が複数枚で、かつ、送付に必要な額の切手を分離できる場合には、分離し、残りは行政文書の写しを送付する際に返却することとし、分離が不可能である場合にはそのまま使用する。

また、地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方公共団体等行政文書の写しの送付を求める場合には、当該地方独立行政法人の定めるところにより、送付に要する費用を納付する（同条第 2 項又は第 5 項）。なお、地方独立行政法人は、写しの送付に要する費用の納付に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない（同条第 3 項及び第 6 項）。

6-2 訂正

6-2-1 訂正請求（法第 90 条第 1 項及び第 2 項）

法第 90 条（第 1 項及び第 2 項）

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 98 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - （1） 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - （2） 開示決定に係る保有個人情報であって、第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第 127 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる（法第 90 条第 1 項）。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められている（法第 90 条第 2 項。ガイドライン 7-2-1（訂正請求の主体）を参照のこと。）。

行政機関等に対する訂正請求には、開示請求と同様に、行政機関等に来所して行う場合、訂正請求書を行政機関等に送付して行う場合がある。

訂正請求書が提出された場合、行政機関等は、訂正請求書の内容の確認（法第 91 条第 1 項）、訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認（同条第 2 項）を行うとともに、必要に応じて訂正請求書の補正（同条第 3 項）及び事案の移送（法第 96 条）等の手続を行う。

6-2-2 訂正請求の手続

6-2-2-1 訂正請求書の内容の確認（法第 90 条第 3 項及び第 91 条第 1 項）

法第 90 条（第 3 項）

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

法第 91 条（第 1 項）

- 1 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

行政機関等において、訂正請求書(様式第2-16)を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである。これらの事項を確認する際には、開示請求書の内容の確認と同様の点に留意して行う必要がある(6-1-2-1(開示請求書の内容の確認)を参照のこと。)

なお、以下の(1)から(3)までの要件(法第90条)を満たしていない訂正請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、法第65条(正確性の確保)の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- (1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。
- (2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の訂正請求であるかどうか。
- (3) 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。
- (4) 訂正請求の宛先が正しいかどうか。
- (5) 訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
- (6) 訂正請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。
- (7) その他訂正請求書の記載に不備がないかどうか。
 - (1) 以上の確認に当たっては、6-2-2-1(8)(その他確認に当たって留意すべき事項)も参照のこと。
 - (2) 本人確認書類に関しては6-2-2-2(本人確認)を参照のこと。

- (1) 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。

訂正請求者が訂正を求める保有個人情報について、法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報、法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令()の規定により開示を受けたもの、のいずれかに該当するものであるか否かについて、訂正請求書に記載されている「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」(法第91条第1項第2号)等を基に確認する。訂正請求者が開示を受けた日を失念しているために当該記載がない場合には、訂正請求書の「保有個人情報を特定するに足る事項」の記載等に基づき、開示を受けた保有個人情報かどうかを確認する。

- () 条例を含む。ただし、当該条例の規定による開示が、理由なく保有個人情報の利用目的以外の目的のために提供するものであってはならない(法第69条。4-

5-1（目的外利用及び提供の禁止の原則）及び 4-5-2（例外的に目的外利用・提供が認められる場合）を参照のこと。）

なお、「法令」に条例を含むこととしている法の条項については、3-3（その他（法令））を参照のこと。

法の規定による開示決定に基づく開示を受けずに、何らかの方法により入手した情報について直接、訂正請求が行われることも考えられるが、この場合には、まず、法の規定による開示決定を受ける必要があること及び法の規定による開示請求手続等について教示するなど適切な情報提供を行う。なお、開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、法第 93 条第 2 項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

（２） 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の訂正請求であるかどうか。

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行うことを要する（法第 90 条第 3 項）。このため、訂正請求書に記載されている「保有個人情報の開示を受けた日」を基に保有個人情報の開示を受けた日を確認する。訂正請求者が開示を受けた日を失念しているために当該記載がない場合には、訂正請求書の「保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載等に基づき、行政機関等において当該開示の実施日を確認し、90 日以内かどうかについて確認する。

期間の計算は、開示決定等の場合と同様に、「保有個人情報の開示を受けた日」の翌日から起算して 90 日以内に、訂正請求書を投函等すれば足りる。「開示を受けた日」とは、事務所における開示の場合には当該実施日、写しの送付の方法による場合には開示請求者に写しが郵送された日を指す。

請求期間を徒過している場合には、訂正請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、法第 93 条第 2 項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

（３） 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

訂正請求者が求める保有個人情報の訂正に関して、他の法令の規定に基づく特別の手続がある場合には、当該手続による（法第 90 条第 1 項ただし書）。この場合には、訂正請求者に対して他の法令の規定に基づく訂正手続について教示するなど情報提供を行う。

（４） 訂正請求の宛先が正しいかどうか。

宛先間違いの訂正請求については、開示請求と同様の処理を行う。

（５） 訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

訂正請求の対象は、法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であることから、訂正請求書に「保有個人情報の開示を受けた日」が記載されている場合には、この記載を基に、行政機関等が管理する開示請求手続の関係書類等と照合することにより訂正請求に係る保有個人情報を特定することが可能である。

訂正請求者が開示を受けた日を失念している場合には、訂正請求を受けた行政機関等において訂正請求者が訂正を求める特定の保有個人情報を識別することができる程度に、開示請求や開示決定等のおおよその時期、開示を受けた保有個人情報の内容等が訂正請求書に記載されている必要がある。

これらの記載がない場合、行政機関等は請求者に対して補正を求める（6-2-2-3（訂正請求書の補正）を参照のこと。）。

行政機関等において、訂正請求者が訂正を求める保有個人情報を特定することができる場合であっても、それが法の規定による開示決定を受けたものでない場合には、訂正請求の対象とならない。

（６） 訂正請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

訂正請求の趣旨の記載については、「○○を に訂正せよ。」「○○を削除せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのかが明確となっているか確認する。単に、「○○を訂正せよ。」という記載では、訂正の具体的な内容が明確でないことから、補正を求める。

訂正請求の理由の記載については、当該訂正請求を受けた行政機関等が事実確認のための調査等を行う際に重要な判断材料となり得ると考えられることから、明確かつ具体的であることが必要である。

これらの記載が不十分な場合、行政機関等は請求者に対して補正を求める（6-2-2-3（訂正請求書の補正）を参照のこと。）。

なお、訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外である。

（７） その他訂正請求書の記載に不備がないかどうか。

6-1-2-1（４）（その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。）を参照のこと。

（８） その他確認に当たって留意すべき事項

6-1-2-1（６）（その他確認に当たって留意すべき事項）を参照のこと。

6-2-2-2 本人確認（法第91条第2項）

法第 91 条（第 2 項）

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

政令第 29 条

第 22 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 76 条第 2 項」とあるのは、訂正請求については「第 90 条第 2 項」と、利用停止請求については「第 98 条第 2 項」と読み替えるものとする。

開示請求の場合と同様に、訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理人としての資格を有することを確認する（6-1-2-2（本人確認）を参照のこと。）。

なお、法定代理人又は任意代理人は、開示請求の場合と異なり、訂正請求の時点でその資格を有していれば足り、訂正請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を行政機関の長等に届け出る必要はない（政令第 29 条）。

他方で、後記のとおり、訂正請求後、訂正することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい（6-2-4-1（訂正決定）を参照のこと。）。

6-2-2-3 訂正請求書の補正（法第 91 条第 3 項）

法第 91 条（第 3 項）

- 3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

開示請求の場合と同様に、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合には、訂正請求書の補正を求めることができる（法第 91 条第 3 項。6-1-2-3（開示請求書の補正）を参照のこと。）。

なお、形式上の不備とは、法第 91 条第 1 項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。訂正請求に係る保有個人情報法第 90 条第 1 項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場

合）及び同条第 3 項の期間を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。

6-2-3 訂正・不訂正の審査（法第 92 条）

法第 92 条

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の訂正をする」（法第 93 条第 1 項）か「保有個人情報の訂正をしない」（同条第 2 項）かの決定を行う。

なお、当該決定は、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

（１） 訂正請求に理由があると認められない場合

行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。

行政機関等による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい（6-2-4-2（２）（理由の記載方法）を参照のこと。）。

行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。ただし、行政機関等において、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

（２） 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断

行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由

があると認められる場合を含む。)には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。

(3) 総括

整理すると、【表3】(訂正請求に係る判断)のとおりである。

【表3】 訂正請求に係る判断

訂正請求に係る保有個人情報の内容の事実性		利用目的の達成に必要な範囲内の請求内容かどうか	決定内容	備考
事実であることが判明した場合		-	不訂正	-
事実であるか判明しなかった場合		-	不訂正	事実関係が不明確な旨を注記
事実でないことが判明した場合	a 請求内容の全部	全部範囲内	訂正	-
		一部範囲内	訂正(利用目的の達成に必要な範囲内)	訂正決定通知書には、不訂正とした部分とその理由を記載する。
		全部範囲外	不訂正	-
	b 請求内容の一部	訂正請求に理由があると判断した部分について、aと同様の判断を行う。	-	-

(注) 請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正決定をした上で、必要に応じて職権で訂正を行う。

6-2-4 訂正決定等の通知

6-2-4-1 訂正決定(法第93条第1項)

法第93条(第1項)

1 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報の内容を訂正することを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を書面(様式第2-17)により通知する(法第93条第1項)。

訂正請求者が代理人である場合であって、訂正することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、

必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

訂正請求に基づき、当該請求内容の一部について訂正を実施することを決定した場合（例えば、訂正請求書には 10 か所の訂正が記載されているが、訂正の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、訂正決定を行った上、訂正決定通知書に不訂正とした部分及びその理由を記載する。

6-2-4-2 不訂正決定（法第 93 条第 2 項）

法第 93 条（第 2 項）

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

訂正請求に理由があるとは認められない又は訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超えるとして、訂正しないことを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を書面（様式第 2 - 18）により通知する（法第 93 条第 2 項）。

（１） 不訂正理由の記載

訂正請求に係る保有個人情報について訂正しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた訂正請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは訂正請求の内容を変更して再度訂正請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不訂正理由は全て提示する。

（２） 理由の記載方法

不訂正理由は、訂正請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。

訂正請求に理由があると認められない場合

行政機関等として事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載する。

訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合

訂正請求に理由があると認められるにもかかわらず、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からみて、当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由について記載する。

訂正請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

訂正請求に係る保有個人情報が法第 90 条第 1 項各号に該当しない場合又は同条第 3 項の期間を徒過した後に訂正請求がなされた場合

法に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨又は開示を受けた日から 90 日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

6-2-5 訂正決定等の期限

6-2-5-1 訂正決定等を行う期限（法第 94 条第 1 項）

法第 94 条（第 1 項）

1 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 91 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

訂正請求を受けた行政機関の長等は、法第 94 条第 1 項の規定に基づき、原則として、訂正請求があった日から 30 日以内に、「保有個人情報の訂正をする」か「保有個人情報の訂正をしない」かの決定を行わなければならない。

なお、条例に規定することにより訂正決定等を行う期限を 30 日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に訂正決定等を行う必要がある（6-1-5-1（開示決定等を行う期限）を参照のこと。）

三重県では、施行条例等により、規定しておらず、法の適用を受ける。

6-2-5-2 期限の延長（法第 94 条第 2 項）

法第 94 条（第 2 項）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30 日以内に訂正決定等を行うことができない場合には、30 日以内に限りその期限を延

長することができる。期限を延長する場合には、訂正請求者に対して、遅滞なく、書面（様式第 2 - 19）により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

なお、条例に規定することにより延長できる日数を 30 日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に限り（ ）その期限を延長することができる。三重県では、施行条例等により、規定しておらず、法の適用を受ける。

「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、訂正請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要する場合、調査の結果に基づき訂正するか否かあるいはどの範囲で訂正するかの判断に時間を要する場合等が想定される（6-1-5-2（期限の延長）を参照のこと。）

6-2-5-3 期限の特例（法第 95 条）

法第 95 条

行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （1） この条の規定を適用する旨及びその理由
- （2） 訂正決定等をする期限

訂正請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査や、調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、訂正請求があった日から 30 日以内はもとより、法第 94 条第 2 項の規定に基づく期限の延長（30 日以内）を行ったとしても当該期限内（60 日以内）に訂正決定等を行うことが困難な場合には、法第 95 条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

特例規定を適用する場合には、訂正請求者に対して、書面（様式第 2 - 20）により、特例規定を適用する旨、その理由及び訂正決定等をする期限を通知しなければならない。当該通知は、訂正請求があった日から 30 日以内に訂正請求者になされなければならない。

6-2-5-4 期限についての留意点

訂正請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた行政機関の長等（行政不服審査法上の行政庁）の不作为がある場合には、訂正請求者から当該不作为についての審査請求（行政不服審査法第 3 条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある（6-1-5-4（期限についての留意点）を参照のこと。）

なお、6-2-5-1（訂正決定等を行う期限）及び6-2-5-2（期限の延長）のとおり訂正決定等を行う期限は法定されており、当該期限（——）が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第49条第1項）。

また、6-2-5-3（期限の特例）の期限の特例規定を適用する場合には、60日以内に訂正決定等がされなかった部分について、訂正決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

6-2-6 事案の移送（法第96条）

法第96条

- 1 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報に第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

訂正請求に係る保有個人情報が、他の行政機関等に移送され、当該移送先において開示の実施を行ったものである場合など他の行政機関等において訂正決定等を行うことに正当な理由があるときには、法第96条第1項の規定により、事案を移送することができる（6-1-6（事案の移送）を参照のこと。様式第2-21及び第2-22）。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報である場合には、事案の移送ができない（番号法第31条）。

なお、開示請求の場合と異なり、移送先において訂正決定を行った場合には、移送した行政機関等において訂正の実施を行う。

6-2-7 保有個人情報の提供先への通知（法第 97 条）

法第 97 条

行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

訂正請求に基づき訂正を行う保有個人情報を第三者に提供していた場合、提供先において当該保有個人情報を基に行政処分等が行われる等の事情があると判断されるときには、提供先に対して、訂正を行った旨を書面（様式第 2 - 23）により通知する。

なお、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報について訂正を実施した場合において必要があると認めるときは、当該記録と同一の記録を保有する者である内閣総理大臣（ 1 ）及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者（ 2 ）に通知する（ 3 ）ものとしている（番号法第 31 条）。

- （ 1 ）デジタル庁が保有する特定個人情報について訂正を実施した場合は除く。
- （ 2 ）デジタル庁が保有する特定個人情報について訂正を実施した場合に限る。
- （ 3 ）情報照会者、情報提供者、条例事務関係情報照会者、条例事務関係情報提供者のうち訂正を実施した自己（行政機関の長等）については、通知の対象外。

6-3 利用停止

6-3-1 利用停止請求（法第 98 条第 1 項及び第 2 項）

法第 98 条（第 1 項及び第 2 項）

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
 - （1） 第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - （2） 第 69 条第 1 項及び第 2 項又は第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第

127 条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下 から までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる（法第 98 条第 1 項）。

また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求が認められている（法第 98 条第 2 項。ガイドライン 7-3-1（利用停止請求の主体）を参照のこと。）。

行政機関等に対する利用停止請求には、開示請求及び訂正請求と同様に、行政機関等に来所して行う場合、利用停止請求書を行政機関等に送付して行う場合がある。

利用停止請求書が提出された場合、行政機関等は、利用停止請求書の内容の確認（法第 99 条第 1 項）利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることの確認（同条第 2 項）を行うとともに、必要に応じて、利用停止請求書の補正（同条第 3 項）等の手続を行う。

ただし、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報については利用停止請求ができない（番号法第 31 条）。

6-3-2 利用停止請求の手続

6-3-2-1 利用停止請求書の内容の確認（法第 98 条第 3 項及び第 99 条第 1 項）

法第 98 条（第 3 項）

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

法第 99 条（第 1 項）

1 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- （1） 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- （2） 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- （3） 利用停止請求の趣旨及び理由

行政機関等において、利用停止請求書（様式第2-24）を受け付ける際の主な確認事項は、次のとおりである（6-2-2-1（訂正請求書の内容の確認）を参照のこと）。

なお、以下の（1）から（4）までの要件（法第98条）を満たしていない利用停止請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、法第61条（個人情報の保有の制限等）、第69条（利用及び提供の制限）等の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- （1） 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの利用停止請求であるかどうか。
- （2） 保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されているときのいずれかに該当することを理由とする利用停止請求であるかどうか。
- （3） 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の利用停止請求であるかどうか。
- （4） 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。
- （5） 利用停止請求の宛先が正しいかどうか。
- （6） 利用停止請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
- （7） 利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。
- （8） その他利用停止請求書の記載に不備がないかどうか。
 - （1）以上の確認に当たっては、6-3-2-1（9）（その他確認に当たって留意すべき事項）も参照のこと。
 - （2）本人確認書類に関しては6-3-2-2（本人確認）を参照のこと。

- （1） 法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの利用停止請求であるかどうか。

6-2-2-1（1）（法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。）を参照のこと。

- （2） 保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されて

いるとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されているときのいずれかに該当することを理由とする利用停止請求であるかどうか。

利用停止請求者が利用停止を求める保有個人情報以下の から までのいずれかに該当することを理由として利用停止請求が行われているか否かについて、利用停止請求書に記載されている「利用停止請求の趣旨及び理由」を基に確認する。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている

偽りその他不正の手段により取得されている

所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的に利用又は提供されている

所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されている

なお、特定個人情報（ ）については、

利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている、

偽りその他不正の手段により取得されている、

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当しないにもかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されている（独立行政法人等においては番号法第 9 条第 5 項の規定に基づく場合を除く）

番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている、又は第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている、

番号法第 19 条の規定に違反して提供されている

ときは、利用停止請求をすることができる（番号法第 30 条）

（ ）番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報については、利用停止請求の対象外とされている（番号法第 31 条）

（3） 保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の利用停止請求であるかどうか。

6-2-2-1（2）（保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内の訂正請求であるかどうか。）を参照のこと。

（4） 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

6-2-2-1(3)(保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。)を参照のこと。

(5) 利用停止請求の宛先が正しいかどうか。

6-2-2-1(4)(訂正請求の宛先が正しいかどうか。)を参照のこと。

(6) 利用停止請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

6-2-2-1(5)(訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。)を参照のこと。

(7) 利用停止請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

利用停止請求の趣旨の記載については、「○○の利用を停止せよ。」「○○を消去せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の措置（利用の停止、消去又は提供の停止）を求めるのかが明確となっているか確認する。

特に、開示を受けた保有個人情報の一部について利用停止を求める場合や部分ごとに異なる措置を求める場合には、注意する必要がある。

当該保有個人情報が、行政機関等により適法に取得されたものでなく、かつ、法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることを理由として保有個人情報の消去（法第98条第1項第1号）及び提供の停止（同項第2号）を同時に求めることも可能である。

なお、例えば、法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることのみを理由とする場合には、保有個人情報の提供の停止を求めることができる（法第98条第1項第2号）が、保有個人情報の消去を求めることはできない。そのような請求があった場合には、利用停止請求者に対して補正を求める。また、当該提供を受けた提供先に対して保有個人情報又は保有個人データが適法に取得されたものではないことを理由として当該保有個人情報又は保有個人データの消去及び利用の停止を求めることが可能であると考えられる場合には、その旨を教示する。

利用停止請求の理由の記載については、当該請求を受けた行政機関等が事実関係を確認するために必要な調査を行うことができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されていることが必要である。

(8) その他利用停止請求書の記載に不備がないかどうか。

6-1-2-1(4)(その他開示請求書の記載に不備がないかどうか。)を参照のこと。

(9) その他確認に当たって留意すべき事項

6-1-2-1（6）（その他確認に当たって留意すべき事項）を参照のこと。

6-3-2-2 本人確認（法第 99 条第 2 項）

法第 99 条（第 2 項）

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

開示請求及び訂正請求の場合と同様に、利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理人としての資格を有することを確認する（6-1-2-2（本人確認）を参照のこと）。

なお、法定代理人又は任意代理人は、訂正請求の場合と同様に、利用停止請求の時点でその資格を有していれば足り、利用停止請求後に資格を喪失した場合であっても、その旨を行政機関の長等に届け出る必要はない。

他方で、後記のとおり、利用停止請求後、利用停止することの決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい（6-3-4-1（利用停止決定）を参照のこと。）。

6-3-2-3 利用停止請求書の補正（法第 99 条第 3 項）

法第 99 条（第 3 項）

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

6-2-2-3（訂正請求書の補正）を参照のこと。

6-3-3 利用停止・不利用停止の審査（法第 100 条）

法第 100 条

行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性

質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の利用停止をする」（法第 101 条第 1 項）か「保有個人情報の利用停止をしない」（同条第 2 項）かの判断を行う。

なお、当該判断は、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

（１） 利用停止請求に理由があると認められない場合

行政機関等による調査の結果、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。

行政機関等による調査の結果、当該保有個人情報が、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

（２） 利用停止請求に理由があると認められる場合

行政機関等による調査の結果、法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、当該行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第 100 条ただし書）。

6-3-4 利用停止決定等の通知

6-3-4-1 利用停止決定（法第 101 条第 1 項）

法第 101 条（第 1 項）

- 1 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をすることを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、その旨を書面（様式第 2 - 25）により通知する。

オンラインにより通知を行うことも法制上は可能（デジタル手続法第 7 条及びデジタル手続法施行規則第 7 条等）とされている（オンラインによる手続を行う場合の留意点は、6-1-2-1（開示請求書の内容の確認）も参照のこと。）

利用停止請求者が代理人である場合であって、利用停止することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、行政機関の長等は、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

利用停止請求に基づき、当該請求内容の一部について利用停止を実施することを決定した場合（例えば、利用停止請求書には 10 か所の利用停止が記載されているが、利用停止の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、利用停止決定を行う。また、保有個人情報の消去を求めているが利用の停止を決定する場合等のように、当該利用停止請求を受けて必ずしも請求の趣旨どおりの利用停止決定を行わなくても請求に理由があると認めて何らかの利用停止を行う場合にも、利用停止決定を行うこととなる。これらの場合、利用停止決定通知書に、不利用停止とした部分及びその理由、利用停止請求の趣旨と異なる利用停止を行うことを決定した理由等について記載する。

6-3-4-2 不利用停止決定（法第 101 条第 2 項）

法第 101 条（第 2 項）

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるとは認められない又は法第 100 条ただし書に該当するとして利用停止をしないことを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、その旨を書面（様式第 2 - 26）により通知する。

（1） 不利用停止理由の記載

利用停止請求に係る保有個人情報について利用停止しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた利用停止請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは利用停止請求の内容を変更して再度利用停止請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不利用停止理由は全て提示する。

（２） 理由の記載方法

不利用停止理由は、利用停止請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある（6-2-4-2（不訂正決定）を参照のこと）。

6-3-5 利用停止決定等の期限

6-3-5-1 利用停止決定等を行う期限（法第 102 条第 1 項）

法第 102 条（第 1 項）

1 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 99 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6-2-5-1（訂正決定等を行う期限）を参照のこと。

6-3-5-2 期限の延長（法第 102 条第 2 項）

法第 102 条（第 2 項）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6-2-5-2（期限の延長）を参照のこと（様式第 2 - 27）。

6-3-5-3 期限の特例（法第 103 条）

法第 103 条

行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- （１） この条の規定を適用する旨及びその理由
- （２） 利用停止決定等をする期限

6-2-5-3（期限の特例）を参照のこと（様式第 2 - 28）。

6-3-5-4 期限についての留意点

利用停止請求から相当の期間が経過したにもかかわらず請求を受けた行政機関の長等（行政不服審査法上の行政庁）の不作为がある場合には、利用停止請求者から当該不作为についての審査請求（行政不服審査法第3条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある（6-4-1-1（2）（不作为についての審査請求）を参照のこと。）

なお、6-3-5-1（利用停止決定等を行う期限）及び6-3-5-2（期限の延長）のとおり利用停止決定等を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。他方、法定の期限の到来前における不作为の審査請求は、一般的には、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第49条第1項）。

また、6-3-5-3（期限の特例）の期限の特例規定を適用する場合には、60日以内に利用停止決定等がされなかった部分について、利用停止決定等がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作为に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

6-4 審査請求対応

6-4-1 行政機関の長等に対する審査請求（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。）

6-4-1-1 審査請求手続（法第104条）

法第104条

1 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作为に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。（以下略）

6-4-2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対する審査請求

6-4-2-1 審査請求手続（法第106条及び第107条第2項）

行政不服審査法第 4 条

審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- (1) 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等
- (2) 宮内庁長官又は内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- (3) 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- (4) 前三号に掲げる場合以外の場合 当該処分庁等の最上級行政庁

法第 106 条

- 1 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条、第 40 条、第 42 条、第 2 章第 4 節及び第 50 条第 2 項の規定は、適用しない。
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第 9 条第 4 項	前項に規定する場合において、審査庁	第 4 条又は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 107 条第 2 項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第 14 条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第 31 条第 1 項	同法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する第 31 条第 1 項
	前項において読み替えて適用する第 34 条	同法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する第 34 条
	前項において読み替えて適用する第 36 条	同法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する第 36 条

第 11 条第 2 項	第 9 条第 1 項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 3 項、第 33 条から第 37 条まで、第 38 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 39 条並びに第 41 条第 1 項及び第 2 項	審理員	審査庁
第 25 条第 7 項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第 40 条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第 29 条第 1 項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第 29 条第 2 項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第 29 条第 5 項	審理員は	審査庁は、第 2 項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第 30 条第 3 項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）

第 31 条第 2 項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第 50 条第 1 項第 3 号において同じ。）
第 41 条第 3 項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第 1 項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第 2 項及び第 43 条第 2 項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	終結した旨を通知するものとする
第 44 条	行政不服審査会等	第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関
	受けたとき（前条第 1 項の規定による諮問を要しない場合（同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合にあっては同項第 2 号又は第 3 号に規定する議を経たとき）	受けたとき
第 50 条第 1 項第 4 号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関
第 81 条第 3 項において準用する第 74 条	第 43 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

法第 107 条（第 2 項）

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

政令第 30 条

法第 106 条の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第 3 条第 2 項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	審査庁
第 5 条	法第 29 条第 1 項本文	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 29 条第 1 項本文
第 6 条第 1 項	弁明書は	個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 29 条第 2 項の規定により提出し、又は作成する弁明書は
	を提出しなければならない	とする
第 6 条第 2 項	法第 29 条第 5 項	個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 29 条第 5 項
第 7 条第 1 項	反論書は	個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 30 条第 1 項の規定により提出する反論書は
	参加人及び処分庁等の数	参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人の数）
	を、法第 30 条第 2 項に規定する	とし、個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 30 条第 2 項の規定により提出する

		審査請求人及び処分庁等の数	審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数）
		を、それぞれ提出しなければならない	とする
第 7 条第 2 項		法第 30 条第 3 項	個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 30 条第 3 項
第 8 条	審査員		審査庁
	審理関係人がある		審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）がある
第 9 条	審査員		審査庁
	法第 37 条第 2 項		個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 37 条第 2 項
第 10 条、第 11 条及び第 14 条第 1 項		法第 38 条第 1 項	個人情報保護法第 106 条第 2 項において読み替えて適用する法第 38 条第 1 項

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、令和 3 年改正法の施行前における地方公共団体における一般的な運用を考慮した上で、審理員指名及び審理員審理の規定を適用しないこととした上で、審査庁における審理手続を行うこととしている。

なお、条例の定めにより審査庁における審理手続自体を不要とすることは、本条の規定に反することとなる（法第 108 条）。

（１） 審査請求先

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、処分行政庁に対して、審査請求をすることができる（行政不服審査法第 2 条）。

（２） 不作為についての審査請求

開示請求、訂正請求又は利用停止請求をした者は、当該請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、行政不服審査法第 4 条各号に定める審査請求をすべき行政庁に対して、当該不作為についての審査請求をすることができる（行政不服審査法第 3 条）。ここで「相当の期間」とは、行政不服審査法にお

いては、社会通念上処理するのに必要とされる期間を意味するとされており、法においても、処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいうとされていることに留意する必要がある。

なお、決定を行う期限は法定されており、当該期限が経過した後も何らの処分をしないことは、一般的には、違法になる。他方、法定の期限の到来前における不作為の審査請求は、一般的には、却下される（行政不服審査法第 49 条第 1 項）。

また、期限の特例規定を適用する場合には、44 日以内に決定がされなかった部分について、決定がされるべき相当な期間が経過した後に、当該部分に係る不作為に対する審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

（３） 審査請求を受けた場合の対応

審査請求を受けたときは、審査請求書の記載事項について確認を行い、補正を要する場合（行政不服審査法第 19 条の規定に違反する場合）には、相当の期間を定めて補正を命じなければならない（行政不服審査法第 23 条）。補正命令に従って指定の期間内に補正された場合、当初から適法な審査請求があったものとして取り扱う。

なお、補正ができるにもかかわらず、補正を命じないで審査請求を却下した場合、当該裁決は違法なものとなる。

（４） 審査請求が不適法であり却下する場合の対応

審査請求が不適法であり却下する場合（法第 105 条第 1 項第 1 号）とは、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等についての審査請求が審査請求期間（処分があったことを知った日から 3 か月以内（行政不服審査法第 18 条第 1 項）又は処分があった日から 1 年以内（同条第 2 項））の経過後にされた場合又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求が当該不作為に係る開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求から相当の期間（行政不服審査法第 3 条）が経過しないでされたものである場合、審査請求をすべき行政庁を誤った場合（ ） 審査請求人適格のない者からの審査請求である場合、存在しない開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求である場合、審査請求書の記載の不備について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため形式的不備がある審査請求となっている場合等が該当する。

（ ）処分庁が請求者に審査請求をすべき行政庁を誤って教示した場合、行政不服審査法第 22 条第 1 項の規定により、教示された行政庁に審査請求されたとき、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付しなければならないこととされているため、却下とならない。

また、請求者が処分庁名を誤って審査請求書に記載した場合、一般的に補正を求めることができるため、直ちに却下する場合には該当しない。

（５） 開示決定に反対する第三者から審査請求があった場合の対応

開示決定に反対する第三者（第 86 条第 3 項）から審査請求があった場合、一般的には、行政機関の長等は、当該第三者の申立てにより又は職権で、開示の実施を停止（執行停止）することが必要になる（行政不服審査法第 25 条第 2 項及び第 3 項）。

なお、執行停止した場合には、当該第三者及び開示請求者に対してその旨を通知することが適当である。

6-4-2-2 審査庁の留意点

（１） 審査庁となるべき行政庁

審査庁となるべき行政庁は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）を定めるよう努めなければならない。また、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のもの）の事務所に備え付ける、ホームページに掲載するなどして公にしなければならない（行政不服審査法第 16 条）。

審査請求書が県の機関等に到達した日から起算して 90 日以内に裁決を行うよう努めることとする。

（２） 行政不服審査法の適用除外

開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等についての審査請求又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、審理員の指名（行政不服審査法第 9 条第 1 項から第 3 項）、審理員となるべき者の名簿（同法第 17 条）、審理員による執行停止の意見書の提出（同法第 40 条）、審理員意見書（同法第 42 条）、行政不服審査会等への諮問（同法第 2 章第 4 節）及び裁決書への審理員意見書の添付（同法第 50 条第 2 項）の適用を除外し、審理員による審議手続を設けないこととするとともに、審理手続に関連する条項の読み替え規定を設けている。地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、審査庁において審理手続を終結した際は、法第 105 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関への諮問を行う（ガイドライン 7-4-4（行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に対する諮問（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人関係） 6-4-4（行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関への諮問）を参照のこと。）。

三重県情報公開・個人情報保護審査会は、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の一つである。

（３） その他

行政不服審査法に基づく処分についての審査請求はすることができず、行政不服審査法に基づく処分の不作為についての審査請求もすることができない（行政不服審査

法第 7 条第 1 項第 12 号）

6-4-3 情報公開・個人情報保護審査会への諮問（法第 105 条第 1 項及び第 2 項）

法第 105 条（第 1 項及び第 2 項）

- 1 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。
 - （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - （3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - （4） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人という。以下この項及び法第 107 条第 1 項第 2 号において同じ。）
 - （2） 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - （3） 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

6-4-4 行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関への諮問（法第 105 条第 3 項）

法第 105 条

- 1 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。
 - （1）～（4） （略）

- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第105条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関（ ）に対して諮問する。

行政不服審査法第5章第1節第2款（審査会の調査審議の手續）の規定は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関について準用されている（行政不服審査法第81条第3項）。

（1） 諮問の手續

行政機関の長等による三重県情報公開・個人情報審査会への諮問は、諮問書（様式第2-31から第2-34まで）を提出して行う。諮問に際しては、同審査会における調査審議の効率化に資するため、原則として、開示請求書等、開示決定等通知書等及び審査請求書の写しのほか、審査請求に対する行政機関等としての考え方やその理由を記載した書面を添付する。

なお、簡易・迅速な手續による国民等の権利利益の救済という行政不服審査法の趣旨に鑑み、行政機関等は、行政不服審査法に基づく審査請求を受けた場合には、速やかに、不開示決定等の処分を行った理由等を整理したものを添えて、同審査会に諮問する必要がある。また、行政機関等は、同審査会に速やかに諮問することができるように、不開示決定等の処分を行う時点において、その理由として、審査基準の内容、該当する事実、開示等決定を行った場合に想定される支障、こうした支障が生じるおそれがあると判断した根拠について具体的かつ詳細に整理しておくことが必要である。特に、部分開示等を行う場合にはこれらを項目ごとに整理する必要がある。

（2） 諮問通知書の送付

行政機関の長等が同審査会に諮問したときは、法第105条第2項各号に規定する者（審査請求人、参加人等）に対して、諮問通知書（様式第2-36）を送付する。

（3） 同審査会への資料の提出等

同審査会から、審査会条例第 11 条の規定に基づき、保有個人情報の提示、指定された方法により分類又は整理した資料の作成・提出、意見書又は資料の提出を求められた場合には、事案に応じた的確な検討を行い、指定された期限までに適切に対応することが必要である。

なお、審査請求に係る保有個人情報の取扱いについて特別の配慮を必要とする場合、提出した資料に不開示情報が含まれている場合等には、あらかじめその旨を申し出るなど慎重な取扱いを要請することが必要である。

（４） 裁決

諮問庁（審査庁）は、法第 106 条第 2 項の規定により読み替えられる行政不服審査法第 44 条及び第 50 条第 1 項の規定に基づき、同審査会から答申を受けたときは、理由（主文が答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）その他の事項を記載した裁決書により、遅滞なく裁決しなければならない。

同審査会の答申を受けた後でなければ、裁決を行ってはならないことは当然である。

（５） 請求を却下し若しくは棄却する処分全部若しくは一部を裁決で取り消す場合又は不作為が違法若しくは不当である旨を裁決で宣言する場合

処分庁等（不作為庁を含む。）又は審査庁は、請求を却下し若しくは棄却する処分の全部若しくは一部を裁決で取り消す場合又は不作為が違法若しくは不当である旨を裁決で宣言する場合において、当該請求に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該処分をする（命ずる）措置を執る（行政不服審査法第 46 条第 2 項及び第 49 条第 3 項）。

6-4-5 審査請求事案の事務処理の迅速化

審査請求を受けた事案については、簡易迅速な手続により、権利利益の救済を図ることが重要であることから、審査請求事案の迅速な事務処理について、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成 17 年 8 月 3 日情報公開に関する連絡会議申合せ）に準じて、十分留意する必要がある。

6-5 開示請求等事案の進行管理

開示請求等事案の適切な進行管理は、開示決定等の法定期限の遵守、補正、第三者保護手続、審査請求等の開示請求者等に対する適正手続の保障、同審査会の調査審議手続又は裁判手続への適切な対応等の観点から、非常に重要である。

行政機関等匿名加工情報編

7 行政機関等匿名加工情報

行政機関等における行政機関等匿名加工情報の提供等については、法第 5 章第 5 節において規定されている。なお、法第 125 条第 2 項の規定により、同節の規定については、法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人による取扱いについても独立行政法人等又は地方独立行政法人等による取扱いとみなして適用される。

7-1 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等（法第 109 条）

法第 109 条

- 1 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。
- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
 - （1） 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）
 - （2） 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 第 69 条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

行政機関の長等（ ）は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者からの提案を受けて個人の権利利益の保護に支障を生ずるおそれがない範囲で行政機関等匿名加工情報を作成することができる（法第 109 条第 1 項。ガイドライン 8-1（行政機関等匿名加工情報の取扱いに係る義務）を参照のこと。）。なお、本節の規定に基づいて作成及び提供する行政機関等匿名加工情報については、行政機関等匿名加工情報ファイル（第 60 条第 4 項）を構成するものに限られる。

（ ）都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人 については、行政機関等匿名加工情報の提案の募集（法第 111 条）は、当分の間、任意である。

（1） 行政機関等匿名加工情報の提供

行政機関の長等は、次のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

法令に基づく場合（法第 5 章第 5 節の規定に従う場合を含む。）

保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

（２） 削除情報の利用及び提供

法第 5 章第 5 節に定める手続に従い作成する行政機関等匿名加工情報の提供は、上記（１） 及び に掲げる場合に限られる。削除情報（ ）は、それ自体が保有個人情報に該当する場合があります。行政機関等匿名加工情報の提供が可能な場合と同等の場合となるよう、利用及び提供できる場合を 法令に基づく場合及び 利用目的の範囲内とすることとしている。

（ ）「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号として定義される。

7-2 提案の対象となる個人情報ファイルの選定及び個人情報ファイル簿への記載（法第 60 条第 3 項及び第 110 条）

法第 60 条（第 3 項）

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。） 独立行政法人等情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除き、同条第 2 号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

（１） 第 75 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

（２） 行政機関情報公開法第 3 条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第 3 条、独立行政法人等情報公開法第 3 条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

（3） 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第 116 条第 1 項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

法第 110 条

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第 75 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 10 号」とあるのは、「第 10 号並びに第 110 条各号」とする。

（1） 第 112 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

（2） 第 112 条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが提案の募集対象となるかどうかを判断し、次に当該個人情報ファイルが提案の募集対象になると認める場合は、「提案の募集をする個人情報ファイル」である旨などを個人情報ファイル簿に記載しなければならない（法第 60 条第 3 項及び第 110 条）。

（注）本章中、行政機関情報公開法に定める関係条文は、独立行政法人等情報公開法の該当条文又は地方公共団体の情報公開条例のそれに相当する条文に適宜読み替えるものとする。

7-2-1 提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定

提案の募集対象となる個人情報ファイルは、法第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当するものである（ 1 ）（ 2 ）。したがって、行政機関等は、以下を参考に法第 60 条第 3 項各号の該当性を適切に判断し、提案の募集対象となる個人情報ファイルを選定しなければならない。

（ 1 ）行政機関等匿名加工情報の作成に用いる保有個人情報については、法第 2 条第 1 項に規定する個人情報であるため、仮に、個人情報ファイルを構成する保有個人情報が、生存する個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等そのものからは特定の個人を識別することができず、かつ、個人識別符号が

含まれないが、他の情報と容易に照合し、特定の個人を識別することができることとなるものである場合には、提案の募集対象となる。

- (2) 加工対象の除外規定から、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号（特定の個人を識別することができる記述等）が除かれているため、同号に該当する情報が記載されている個人情報ファイルは、提案募集の対象となる。

その際、行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める義務（法第 128 条）があることを踏まえ、あらかじめ提案の募集対象に選定した理由及び不選定とした理由をともに明確にし、その選定・不選定の理由に関する問合せに対応する必要がある。

(1) 法第 60 条第 3 項第 1 号

個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイルであることを要件とするものである（法第 75 条。なお、個人情報ファイル簿に掲載される個人情報ファイルについては、3-2-4（個人情報ファイル）を参照のこと。）

(2) 法第 60 条第 3 項第 2 号

行政機関等に対して、行政機関情報公開法第 3 条【情報公開条例第 5 条】の規定に基づく開示請求があったとしたならば（ ） 次の 又は のいずれかを行うことになるものに該当することを要件とするものである。

- () 個人情報ファイルを一の行政文書として、これに対する開示請求があったとしたならば、という意味である。また、行政機関情報公開法【情報公開条例】が適用除外としているものは、提案の募集の対象外となる。

個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）

個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の開示・不開示を判断するに当たり、行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項【情報公開条例第 17 条第 1 項又は第 2 項】の規定による意見書の提出の機会を与える必要がなく、かつ、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるものをいう（ 1）（ 2）。

- (1) 個人情報ファイルの名称、記録項目等個人情報ファイル簿で公表することとされている事項（法第 75 条第 1 項及び第 4 項）はここでの判断の考慮要素に含まず、個人情報ファイルを構成する個々の保有個人情報の内容について、その全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるものを意味する。
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をすることとなるものである場合に、不開示とする部分のうち次の部分は加工対象外となる。
- ・ 行政機関情報公開法第 5 条第 2 号から第 6 号までの各号に定める不開示情報（第 2 号ただし書に規定する情報を含む）【情報公開条例第 7 条第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの各号に定める非開示情報（第 3 号ただ

し書きに規定する情報も含む）】に該当する部分（法第 60 条第 3 項柱書）

- ・ 行政機関情報公開法第 6 条第 2 項【情報公開条例第 9 条第 2 項】の規定により部分開示ができない部分。なお、行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項【情報公開条例第 17 条第 1 項又は第 2 項】の規定による意見書の提出の機会を付与する必要があるものは、次の（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）に該当することとなる。

行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項【情報公開条例第 17 条第 1 項又は第 2 項】の規定により意見書の提出の機会を与えること（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）

行政機関情報公開法第 13 条第 1 項【情報公開条例第 17 条第 1 項】、開示請求に係る行政文書に第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができるとしている。

このため、本項で規定する「意見書の提出の機会を与える」場合とは、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人はこの第三者に該当するので、当該本人に対して意見書の提出の機会を与える必要があると認める場合をいう。

行政機関情報公開法第 13 条第 2 項【情報公開条例第 17 条第 2 項】の規定により、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

- ・ 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第 5 条第 1 号【情報公開条例第 7 条第 2 号】ロ又は同法同条第 2 号【情報公開条例第 7 条第 3 号】ただし書に規定する情報（ 1 ）に該当すると認められるとき。
 - ・ 第三者に関する情報が記録されている行政文書を行政機関情報公開法第 7 条【情報公開条例第 10 条】の規定により開示しようとするとき（ 2 ）。
- （ 1 ）個人に関する情報として同法同条第 1 号【情報公開条例第 7 条第 2 号】本文に規定する情報に該当し、又は法人その他の団体に関する情報として同法同条第 2 号【情報公開条例第 7 条第 3 号】柱書に規定する情報に該当するが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- （ 2 ）不開示情報【非開示情報】を公益上特に必要があると認めて開示しようとするとき。

（ 3 ） 法第 60 条第 3 項第 3 号

法第 60 条第 3 項第 3 号は、例えば、次のいずれかに該当する個人情報ファイルについては、これを用いて行政機関等匿名加工情報を作成した場合に行政の適正かつ円滑

な運営に支障が生じることから、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集対象とすることは適当でないことから規定されたものである。

【行政の適正かつ円滑な運営に支障が生じることとして提案の募集の対象とすることが適当ではない場合の例】

事例 1) 加工可能な状態とするために多大な作業を要するもの（電子計算機処理されていないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルであって、多大な作業が必要なもの等）

事例 2) 行政機関等匿名加工情報の作成のためには情報システムの運用を長期間停止する必要がある等適正かつ円滑な運営ができなくなるもの

事例 3) 情報システムの仕様上、電磁的記録としての出力が不可能であるもの

事例 4) 情報公開請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が一の情報項目の内容に限られる等極めて限定的であり、かつ、情報公開請求した場合に、当該情報項目の内容が開示されるため、情報公開請求すれば足り、行政機関等匿名加工情報の提案の募集を行う実質的意義がなく、提案の募集対象とすることで非効率な行政運営となるもの

いずれにしても、各行政機関等は本号の趣旨を踏まえて慎重に判断（ ）するものとする。

（ ）上記の事例 1) から事例 4) までは例示であり、各行政機関等は、本号に当てはまるかどうかを十分に検討し、適切に判断することが必要である。

7-2-2 個人情報ファイル簿への記載

行政機関等においては、当該行政機関等が保有している個人情報ファイルが法第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない（法第 110 条）。

法第 112 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

法第 112 条第 1 項の提案を受ける組織の名称（ ）及び所在地

（ ）所管課室等の具体的名称を記載すること。

7-3 提案の募集（法第 111 条）

7-3-1 募集の手続

法第 111 条

行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

規則第 53 条

- 1 法第 111 条の規定による提案の募集は、毎年度 1 回以上、当該募集の開始の日から 30 日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集対象となる旨を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイル（法第 110 条）について、定期的に当該提案の募集を行わなければならない（法第 111 条。ガイドライン 8-2（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集）を参照のこと。）。

また、提案をする者が容易かつ的確に提案することができるよう、提案に資する情報の提供等を行う必要がある（法第 127 条）。

なお、三重県行政機関等匿名加工情報取扱要領に基づき、提案募集等を行う。

（１） 提案の募集の公示

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集に関して必要な事項をあらかじめ公示する（規則第 53 条第 2 項）。この公示は、行政機関等が行政機関等匿名加工情報に関する提案について募集することを広く一般に周知するものであり、提案の募集に関して必要な事項を募集要綱として公表する。

この募集要綱は、とりわけ提案を予定する者に対して提案をするために了知しておくべき情報を提供するものとしなければならない。

（２） 提案の募集の実施

行政機関等は、毎年度 1 回以上、募集の開始の日から 30 日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、提案を募集しなければならない（規則第 53 条第 1 項）（ 1 ）（ 2 ）。その時期及び期間については、本制度の理念にのっとり、提案募集は年度のうち可能な限り早い時期に開始し、また、提案者の利便と各機関及び法人の事務負担等とのバランスを考慮し、30 日にこだわらず、複数月にわたり提案募集の期間を設けるよう努める。

提案の募集を開始する場合、提案をする者の利便性を考慮し、各年度の募集開始の日よりも前に、あらかじめインターネットを利用して提案の募集を開始するときはホームページ（ウェブサイト）に、その他の方法により提案の募集を開始するときは当該方法に、次に掲げる事項を、当該ホームページ等の新着情報等のトップページ及び個人情報関連のページに、見やすく表示する（規則第 53 条）。

提案の募集の開始日及びその期間

提案の募集対象となる個人情報ファイルの一覧

各個人情報ファイルの概要

- （ 1 ）提案の募集対象となる個人情報ファイルを保有しない場合は、提案の募集をする必要はないが、その行政機関等は提案を募集しないことについて、問い合わせ等があった場合には説明責任を負う。
- （ 2 ）提案の募集期間は、その年度内とするものであり、年度をまたぐものではない。

（ 3 ） 提案の募集の単位

提案の募集は、原則として、個人情報ファイル単位で行うものとする。ただし、同種の個人情報ファイルを複数の部局や複数の地方支分部局にわたって保有している場合は、これらを取りまとめて提案を募集しても差し支えない。

7-3-2 情報提供等（法第 127 条）

法第 127 条

行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 112 条第 1 項若しくは第 118 条第 1 項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

提案をしようとする者は、行政機関等匿名加工情報の提供に関する具体的な手続や、提案の募集対象となっている個人情報ファイル簿の内容等について十分に制度を理解していない場合があり、行政機関等に対して、電話又は来訪等により、制度や個人情報ファイル簿の内容等について情報提供を求めることが考えられる。

そこで、行政機関等においては、提案をしようとする者が容易かつ的確に提案することができるよう、7-3-1（1）（提案の募集の公示）のほか、提案に資する情報の提供等を行う必要がある（法第 127 条）。

なお、この情報は、提案をしようとする者等からの問合せに対応して行うほか、できる限り各行政機関等のホームページ（ウェブサイト）などにより提供するようにしておくこと（7-3-1（1）（提案の募集の公示）及び（2）（提案の募集の実施）を参照のこと。）が望ましい。

【提案に資する情報の例】

事例 1）提案をしようとしている者がその対象とすることを想定している個人情報ファイルに含まれている保有個人情報

事例 2) 提案をしようとしている者がその対象とすることを想定している個人情報ファイルに含まれる本人の数の規模等

7-4 提案の手続

7-4-1 提案書の受付・審査対応部署

個人情報ファイル簿に記載した組織（7-2-2（個人情報ファイル簿への記載）を参照のこと。）において、「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（規則別記様式第 7）又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（規則別記様式第 12）（以下「提案書」という。）の受付を行う。

提案の審査については、対象の個人情報ファイルがその用に供される事務を遂行する組織等、審査を適切に行うことができる部署において行う。

7-4-2 事前チェック

行政機関等においては、提案書の提出後において書類不備などによる提案書の再提出を求めることが極力ないよう、また提案の手続を円滑かつ効率的に進めるため、提案をしようとしている者との間で、面談、電子メール、電話などにより、様式第 3-1 を参考に作成した募集要綱に記載した項目を踏まえ、できる限り提案しようとする者の書類の案について事前チェックするとともに、手数料に関する情報等を十分に説明する。ただし、この事前チェックをもって提案をしようとする者に審査基準に適合するという予断や確信を抱かせることがないように十分に注意しなければならない。

7-4-3 提案することができる者の範囲（法第 113 条）

法第 113 条

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により前条第 1 項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

- (5) 第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

規則第 55 条

法第 113 条第 2 号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問わない。また、単独提案、共同提案のいずれも可能である。

ただし、行政機関等匿名加工情報の提供は、個人の権利利益の保護に支障を生じるおそれがない範囲で行うものであるから、次の欠格事由に該当する者は、行政機関等匿名加工情報に関する提案を行うことはできない（法第 113 条、法第 118 条、7-5(1)（欠格事由）を参照のこと。）。

未成年者

精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（規則第 55 条）

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

法第 120 条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者（ 1 ）

法人その他の団体であって、その役員のうちに上記 から までのいずれかに該当する者があるもの（ 2 ）

- (1) 法第 112 条第 1 項の提案先である行政機関等以外の行政機関等から契約を解除された者を含む。
- (2) ここにいう役員とは、役職名を問わず、法人その他の団体の業務執行の意思決定に影響を及ぼす権限を有する者（例えば、理事、取締役、執行役、執行役員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者）をいう。

7-4-4 代理人による提案書の提出

提案をする者が代理人（法定代理人であるか任意代理人であるかを問わない。以下同じ。）により提案をする場合、提案書に代理人の権限を証する書面（様式第 3 - 2（委

任状（代理人の権限を証する書面）を参照のこと。）を添えなければならない（規則第54条第2項）。

代理人は、その委任の範囲内において行政機関等匿名加工情報に関する提案について、随時、行政機関等とやりとりをすることとなることから、提案内容について精通している者であることが望まれる。また、提案をする者から代理人を通じて提案に関して行政機関等からの情報提供の依頼があった場合は、必要な情報提供を行うものとする。

なお、行政機関等は、代理人による提案がなされた場合であっても、必要と認めるときは、提案をする者にヒアリングなどを求めることを妨げるものではない。

7-4-5 提案書の記載事項の確認（法第112条）

法第112条

- 1 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。
- 2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。
 - （1） 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
 - （2） 提案に係る個人情報ファイルの名称
 - （3） 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
 - （4） 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
 - （5） 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
 - （6） 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 - （7） 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 - （8） 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
 - （1） 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - （2） 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

規則第 54 条

- 1 法第 112 条第 1 項の提案は、別記様式第 7 により行うものとする。
- 2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第 7 に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。
- 3 法第 112 条第 2 項第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。
- 4 法第 112 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前 6 月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (3) 提案をする者がやむを得ない事由により前 2 号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類
 - (4) 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類
- 5 前項の規定は、代理人によって第 1 項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第 1 号から第 3 号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 6 法第 112 条第 3 項第 1 号（法第 118 条第 2 項で準用する場合を含む。）の書面は、別記様式第 8 によるものとする。
- 7 行政機関の長等は、法第 112 条第 2 項の規定により提出された書面又は同条第 3 項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第 1 項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

規則第 57 条

法第 114 条第 1 項第 5 号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第 112 条第 2 項第 5 号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

行政機関等匿名加工情報に関する提案に当たっては、規則別記様式第 7 に基づいて作成した書面を提出する必要があるため、提案を受け付けた行政機関等は、以下の事項(法第 112 条第 2 項各号)が適切に記載され不備がないことを確認することとなる。

提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名（法第 112 条第 2 項第 1 号）

提案をする者が個人の場合、氏名、住所又は居所、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）が記載されていることを確認する必要がある。

法人その他の団体（以下「法人等」という。）の場合、法人等の名称、代表者の氏名、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス、また、担当部署等がある場合には、当該担当部署名及び担当者の氏名）が記載されていることを確認する必要がある。

提案に係る個人情報ファイルの名称（法第 112 条第 2 項第 2 号）

行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの名称が記載されていることを確認する必要がある。

提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数（法第 112 条第 2 項第 3 号）

個人情報ファイルごとに本人の数の上限が決まっていること、また、下限が 1,000 人と定められていること（規則第 56 条）に沿っていることを確認する必要がある。

加工の方法を特定するに足りる事項（法第 112 条第 2 項第 4 号）

行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報が記載されていることを確認する必要がある。

具体的には、提案対象となる個人情報ファイルに含まれる記録項目のうち、どの項目について行政機関等匿名加工情報として提供を希望し、また、提供を希望する各々の記録項目について、どの程度の情報（例えば、「住所」について、「都道府県名のみ」の情報を希望する等）が記載されているかを確認する必要がある。

利用の目的及び方法その他事業の内容（法第 112 条第 2 項第 5 号）

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法及び利用に供する事業の内容が記載されていることを確認することとなる。

利用の目的及び方法その他事業の内容は、いずれも明確に記載されていることを確認することとなるが、とりわけ事業の内容は、記載されている利用の目的及び方法が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する理由

を含め、添付書類（7-4-6（提案書の添付書類）を参照のこと。）と併せて具体的かつ詳細に記載されていることを確認する必要がある。

事業の用に供しようとする期間（法第112条第2項第6号）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間が、事業の目的及び内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間（規則第57条）が記載されていることを確認する必要がある。

行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止等適切な管理のための措置（法第112条第2項第7号）

行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止等の適切な管理のための措置には、7-11-2（行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置）を踏まえた措置が記載されていることを確認する必要がある（ ）。

なお、行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者の氏名、所属及び職名並びに実際に利用する場所、利用する環境、保管場所及び管理方法等も併せて記載を求める。

（ ）行政機関等匿名加工情報が民間事業者等に提供された場合、行政機関等匿名加工情報は法上の匿名加工情報に包含されるため、匿名加工情報取扱事業者に係る規律の対象となり、これを適切に取り扱う義務が課される（7-5（6）（行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置）を参照のこと。）。

希望する提供方法（法第112条第2項第8号及び規則第54条第3項）

提案書に記載されている希望する提供媒体及び提供の方法を確認するものであり、行政機関等匿名加工情報を提供する場合に用いる電子記録媒体としてCD-R又はDVD-Rのいずれ（規則別記様式第7）を希望し、また、その提供の方法として、窓口での直接受領又は郵送による方法のいずれを希望しているかを確認する。

7-4-6 提案書の添付書類

行政機関等匿名加工情報に関する提案に当たっては、提案書のほか、以下の書類（以下「添付書類」という。）が添付され、当該書類に不備がないことを確認する（法第112条第3項）。

欠格事由に該当しないことの誓約書（法第112条第3項第1号及び規則第54条第6項）

提案をする者が法第113条に定める欠格事由に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）（規則別記様式第8を参照のこと。）を確認する必要がある。

ただし、提案をする者が法人等の場合、当該法人等の役員全員の全誓約書を確認するという趣旨ではないことに注意しなければならない。

事業が新産業の創出等に資することを明らかにする書面（法第 112 条第 3 項第 2 号）

行政機関等匿名加工情報をその利用に供する事業が新産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにするための書面が具体的かつ詳細に説明されていることを確認する必要がある。

例えば、「事業が新産業の創出等に資することを明らかにする書面」の裏付けとして、事業計画等、事業内容及びその目的・効果を具体的に説明された書類を求め、これを確認することが考えられる。

その他行政機関の長等が必要と認める書類（規則第 54 条第 4 項第 4 号）

上記 及び の書類のほか、必要に応じ、提案の審査に必要と認める書類を求めることができる。

なお、「行政機関の長等が必要と認める書類」は、できる限り募集要綱に記載しておくことが望ましい。

7-4-7 本人確認書類

行政機関等は、提案書に添付された以下の書類により、提案者（代理人による提案の場合は、提案者及び代理人）が本人であることを確認する必要がある（法第 112 条第 3 項柱書及び規則第 54 条第 4 項及び第 5 項）。

（１） 提案をする者（又は代理人）が個人である場合

規則第 54 条第 4 項第 1 号に定めるもの

提案の日において有効な「運転免許証」、「個人番号カード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるものを添付する（規則第 54 条第 4 項第 1 号）。

また、同号で明記されている書類のほかに、次の書類が考えられる。

- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 運転経歴証明書
- ・ 住民基本台帳カード（住所の記載があるものに限る。）
- ・ 身体障害者手帳等官公庁が発行・交付した各種福祉手帳
- ・ 外国人登録証明書

やむを得ない理由により規則第 54 条第 4 項第 1 号が定める書類を添付することができない場合

やむを得ない理由により上記 の書類を添付できない場合にあっては、提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類を添付する（規則第 54 条第 4 項第 3 号）。

- ・ 上記 の書類が更新中の場合に発行・交付される仮証明書や引換書類

（２） 提案をする者（又は代理人）が法人等である場合

規則第 54 条第 4 項第 2 号が定めるもの

法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案日前 6 月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるものを添付する（規則第 54 条第 4 項第 2 号）。

また、同号で明記されている書類のほか、法人番号指定通知書が挙げられる。

やむを得ない理由により規則第 54 条第 4 項第 2 号が定める書類を添付することができない場合

やむを得ない理由により上記 の書類を添付できない場合にあっては、提案者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類を添付する（規則第 54 条第 4 項第 3 号）。

行政機関の長等が必要と認める書類（規則第 54 条第 4 項第 4 号）

提案書中、提案をする者として列記されている「連絡先」に記載されている「担当者」の本人確認書類が挙げられる（ ）

- （ ）当該担当者自身の本人確認書類に加え、必要に応じて、当該法人等から当該担当者に提案の任に当たらせることを証する書類の提出を求めることが考えられる。

7-4-8 提案書等に関する説明の要求及び訂正の求め

行政機関等においては、提案書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、又は記載が不十分である場合、提案をする者（又は代理人）に対して、期間を定めて、説明を求め、又は提案書等の訂正を求めることができる（規則第 54 条第 7 項）。

7-4-9 提案書の受付方法

提案書の受付には、 行政機関等の担当窓口で提案をする者又はその代理人から直接受け付ける場合、 郵送（ ）により受け付ける場合が挙げられる。

- （ ）信書便による受付も認められるが、いわゆる宅配便による受付は認められない。

7-5 提案の審査等（法第 114 条第 1 項）

法第 114 条（第 1 項）

- 1 行政機関の長等は、第 112 条第 1 項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
 - （1） 第 112 条第 1 項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - （2） 第 112 条第 2 項第 3 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - （3） 第 112 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項により特定される加工の方法が第 116 条第 1 項の基準に適合するものであること。
 - （4） 第 112 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - （5） 第 112 条第 2 項第 6 号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
 - （6） 第 112 条第 2 項第 5 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第 7 号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - （7） 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

規則第 56 条

法第 114 条第 1 項第 2 号の個人情報保護委員会規則で定める数は、1,000 人とする。

規則第 57 条

法第 114 条第 1 項第 5 号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第 112 条第 2 項第 5 号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

規則第 58 条

法第 114 条第 1 項第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

受け付けた提案については、提案書及び添付書類等に記載された内容に関し、以下の各審査基準に適合するかどうかについて審査しなければならない。なお、当該審査及び通知については、行政手続法第 7 条の規定の趣旨も踏まえて、速やかに行わなければならない（法第 114 条第 1 項。ガイドライン 8-2（3）（提案の審査及び審査結果の通知）を参照のこと。）。

なお、提案の審査に当たっては、規則第 62 条で定める加工基準（ ）や規則第 65 条で定める安全管理の措置の基準に照らして適切な提案内容となっていることはもとより、行政機関等匿名加工情報を利用した事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する観点から妥当なものとなっていること等が求められる。

（ ）規則第 34 条において定める匿名加工情報の加工基準と同様のものとしている。

（1） 欠格事由（法第 114 条第 1 項第 1 号及び規則第 55 条）

提案をした者の法第 113 条に定める欠格事由の該当性を審査する場合、提案書に添付された誓約書（法第 112 条第 3 項第 1 号、規則第 54 条第 6 項）により判断するほか、当該提案をした者が法第 120 条による契約解除の日から 2 年を経過しない者等に該当するかどうかを審査する。

（2） 行政機関等匿名加工情報の本人の数（法第 114 条第 1 項第 2 号及び規則第 56 条）

行政機関等匿名加工情報の本人の数は、行政機関等匿名加工情報を民間事業者に効果的に活用させる観点から、その下限となる本人の数は 1,000 人であること、また、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下としていることを審査する。

個人情報ファイルに含まれる本人の数（ ）を計上する時点（加工対象となる個人情報ファイルの更新時点）は、行政機関等において適時判断を行うこととなるが、原則として提案募集期間終了時における人数によるものとする（加工の対象とするファイルについても同様である。）。

（ ）個人情報ファイルに含まれる本人が当該ファイルの中で重複して出てくる場合は、名寄せをした上で人数を計上するものとする。

（3） 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法（法第 114 条第 1 項第 3 号及び規則第 62 条）

提案書記載事項等から特定される加工方法が規則第 62 条で定める加工基準（7-9（行政機関等匿名加工情報の作成等）を参照のこと。）に照らして適切なものであることを審査する必要がある。

また、本審査に当たっては、提案書等から、個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点や曖昧な点については、提案者に対して説明又は訂正を求め、行政機関等及び提案をした者との間で認識に相違が生じないように留意しなければならない。

（４） 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容（法第 114 条第 1 項第 4 号）

提案書記載の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを審査する必要がある。ただし、本審査に関しては、事業の目的及び内容の重要度や有用性を評価し、定量的な指標に合致することを判断することや複数の提案があった場合に各々の提案の間で優劣をつけるようないわば比較審査をすることまでを求めるものではないことに注意しなければならない。

また、事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は本基準に適合し得るが、提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、事業内容からして提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が乏しいと認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。

（５） 行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間（法第 114 条第 1 項第 5 号及び規則第 57 条）

提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間が利用目的及び方法、事業内容からみて必要な期間であることを事業計画等の書類により審査する必要がある。したがって、事業内容に照らして明らかに不要な期間と認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。

なお、当該期間は、法第 118 条第 1 項の提案手続により実質的に延長をすることができる場合がある（7-16（取扱従事者の変更）（１）を参照のこと。）。

（６） 行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置（法第 114 条第 1 項第 6 号）

提案書記載の行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置（以下「安全管理の措置」という。）が本人の権利利益を保護するために適切なものであることを審査する必要がある。

本審査に当たっては、行政機関等匿名加工情報に係る安全管理の措置等を総合的に判断することとなるが、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者は、当該行政機関等匿名加工情報を法における匿名加工情報として取り扱うこととなることに鑑み、法

において匿名加工情報について求められる安全管理の措置に照らして適切なものであることを審査する。

（参考）

民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

3-2-3-2 匿名加工情報の安全管理措置等

（略）

個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理措置、苦情処理等の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

当該安全管理等の措置については、個人情報と同様の取扱いを求めるものではないが、例えば、法第 23 条から第 25 条までに定める個人データの安全管理、従業員の監督及び委託先の監督並びに法第 40 条に定める個人情報の取扱いに関する苦情の処理で求められる措置の例（ ）を参考にすることも考えられる。具体的には、事業の性質、匿名加工情報の取扱状況、取り扱う匿名加工情報の性質、量等に応じて、合理的かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

なお、匿名加工情報には識別行為の禁止義務が課されていることから、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、それを取り扱う者が不適正な取扱いをすることがないよう、匿名加工情報に該当することを明確に認識できるようにしておくことが重要である。そのため、作成した匿名加工情報について、匿名加工情報を取り扱う者にとってその情報が匿名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

（ ）詳細は、民間部門ガイドライン（通則編）3-4-2（安全管理措置）3-4-3（従業員の監督）3-4-4（委託先の監督）3-9（個人情報の取扱いに関する苦情処理）を参照のこと。

（7） 行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成することができること（法第 114 条第 1 項第 7 号及び規則第 58 条）

提案に係る行政機関等匿名加工情報を行政機関等が作成する場合に行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障が及ぶとなると、当該事務又は事業の適正かつ円滑な運営に支障を生じることから設けている審査基準であり、次のような例が考えられる（ ）

【行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼすこととなる例】

事例 1) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成するに当たり、作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関等自らが作成するとすると事務又は事業の遂行に著しい支障が及ぶ場合

事例 2) 記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要があり、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合

事例 3) 抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければ抽出できないデータ量を有する個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

() 一つの個人情報ファイルについて提案が多数なされた場合、法第 114 条第 1 項第 7 号（規則第 58 条）の審査基準を満たさない場合が考えられる。このような場合、行政機関等匿名加工情報の作成を効率的に遂行するため、提案を一本化又は共通化するよう各提案者の承諾を得て提案の内容を調整する方法も考えられる。

7-6 手数料等の額（法第 119 条）

法第 119 条

- 1 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 前条第 2 項において準用する第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第 2 項において準用する第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第 115 条の規定（前条第 2 項において準用する場合を含む。第 8 項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。
- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第 3 項又は第 4 項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 10 地方独立行政法人は、前 2 項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

政令第 31 条

- 1 法第 119 条第 1 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
 - (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第 119 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 1 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - (2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600 円
- 3 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。
 - (1) 特許庁
 - (2) その長が法第 126 条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であって、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの
- 4 法第 119 条第 3 項の政令で定める額は、第 1 項に定める額とする。
- 5 法第 119 条第 4 項の同条第 3 項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第 2 項に定める額とする。

審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、提案をした者にその旨と併せて手数料又は利用料（以下「手数料等」という。）の額を通知する。このため、審

査結果の通知前にはあらかじめ手数料等の額を積算しておく必要がある（法第 114 条第 2 項、政令第 31 条及び規則第 59 条第 2 項）。

なお、手数料等に関しては、行政機関においては政令等により定めがあるが、地方公共団体においては条例で定めるところによるもの、独立行政法人等においては実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該独立行政法人等が定めるところによるもの、及び地方独立行政法人においては実費を勘案し、かつ、第 3 項又は第 4 項の条例で定める手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定めるところによるものとされている（法第 119 条）。

地方公共団体の機関においては、手数料の額は、行政機関における手数料の額を標準として条例で手数料の額を定める（法第 119 条第 3 項及び政令第 31 条第 4 項）。

【施行条例第 6 条】

1 法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第 119 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

施行条例において、県の機関については、政令と同様の手数料を規定している。

7-6-1 手数料の額の積算方法（行政機関）

手数料の額は、政令第 31 条第 1 項の規定に基づき、次の から までに掲げる額に基づいて積算する。

基本事務（審査事務等）に対応する金額として 21,000 円

行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円

行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

（１） 基本事務に対応する金額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料として、提案 1 件当たり 21,000 円とする（ ）。

（ ）行政事務の効率化の観点と、個別の提案に要する事務に応じた公平な負担の観点のバランスを考慮しつつ、政令第 31 条第 1 項においては、次の事務を考慮して積算している。

- ・ 提案の審査の事務
- ・ 審査結果等の通知及び契約の締結の事務
- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供の事務

（２） 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた金額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価 3,950 円を乗じた額とする。

（３） 作成委託をする場合

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者へ委託することが考えられる。この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、行政機関等において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を実費として手数料に加算する。

なお、作成の委託をする場合、行政機関等において委託手続をするために生じる事務（例えば、委託のための文書の起案・決裁等）に必要な時間については、作成に要する時間に応じた金額（7-6-1「行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円」を参照のこと。）に含まれ、委託を受けた者に対して支払う委託費については、行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に委託を受けた者に対して支払う実費（7-6-1「行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費」を参照のこと。）として積算する（ ）。

（ ）同一の募集期間内に特定の個人情報ファイルに対して、全く同一の提案が複数あった場合は、作成に要した費用を各々案分し手数料を算定することとなる。

7-6-2 手数料等の額の確定

行政機関については上述の手数料の額の積算方法に従って、地方公共団体については条例で定める積算方法に従って、独立行政法人等及び地方独立行政法人については

それぞれが定める積算方法に従って、算定した額を検算し確定させた後は、審査結果通知書に当該手数料等の額その他必要事項を記載し、当該審査結果通知書を送付しなければならない（法第 114 条第 2 項、規則第 59 条第 2 項）。

なお、手数料等の額が納付された後に、実際の処理に要した工数が事前に手数料等の額を積算するための工数と相違する場合など実際に要した経費等の額と納付された手数料等の額との乖離が生じることがあり得るが、差額の還付や追加納付は行わない。ただし、審査結果通知書で示した手数料等の額に形式的な誤りが判明した場合（例えば、10,000 円とすべきところを 100,000 円と誤記した場合等、手数料等の額の数値や単位を誤って記載した場合が挙げられる）はこの限りでない。

このため、提案をした者への公平な負担や適切な事務コストの回収の観点から、できる限り、このような乖離が生じることのないよう、行政機関等においては加工方法や作業内容の把握に努め、必要に応じ工数の算定方法を見直すこととし、正確な手数料等の積算を行う。

7-7 審査結果の通知等（法第 114 条第 2 項及び第 3 項）

法第 114 条（第 2 項及び第 3 項）

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第 112 条第 1 項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

（1） 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

（2） 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第 1 項の規定により審査した結果、第 112 条第 1 項の提案が第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

規則第 59 条

1 法第 114 条第 2 項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第 9 の通知書により行うものとする。

（1） 別記様式第 10 により作成した法第 115 条（法第 118 条第 2 項で準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

（2） 前号の契約の締結に関する書類

- 2 法第 114 条第 2 項第 2 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 納付すべき手数料又は利用料（以下この項において「手数料等」という。）の額
 - (2) 手数料等の納付方法
 - (3) 手数料等の納付期限
 - (4) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- 3 法第 114 条第 3 項の規定による通知は、別記様式第 11 の通知書により行うものとする。

行政機関の長等は、審査後、提案をした者に対して審査結果を通知（ ）しなければならない（法第 114 条第 2 項及び第 3 項）。

（ ）審査結果の通知について、当該審査は契約という私法上の行為のための準備的行為として、契約相手を決定するための要件該当性を審査するものであり、行政処分として構成されるものではない。

7-7-1 審査基準に適合する場合

（1） 通知の内容及び方法

審査の結果、提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則別記様式第 9 により作成した審査結果通知書により通知する必要がある。当該審査結果通知書には、次の事項（以下「規則記載事項」という。）を記載しなければならない（規則第 59 条第 2 項）。ただし、規則記載事項以外に行政機関の長等が必要と認める事項を通知することを妨げるものではない（例：行政機関等匿名加工情報の名称）。

法第 115 条の規定により行政機関の長等との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

納付すべき手数料等の額

手数料等の納付方法

手数料等の納付期限

行政機関等匿名加工情報の提供の方法

（2） 通知の際に添付する書類

審査結果通知書には、次の書類を添付する必要がある（規則第 59 条第 1 項各号）。

規則別記様式第 10 により作成した行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する申込書（以下「契約締結に関する申込書」という。）

契約書

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書は 2 通とし、各行政機関の長等が作成する（様式第 3 - 3（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書）を参照の

こと。）。この場合、提案に係る行政機関等匿名加工情報の性質や事業の内容、提案をした者の意向も踏まえて個別の条項を設けることを妨げない。

7-7-2 審査基準に適合しない場合

審査の結果、提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合は、規則別記様式第 11 により作成した通知書により通知を行う必要がある（法第 114 条第 3 項、規則第 59 条第 3 項）。また、提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に該当しない理由については、どの基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載する。

7-8 手数料等の納付及び契約の締結（法第 115 条）

法第 115 条

前条第 2 項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

規則第 61 条

法第 115 条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第 59 条第 1 項の書類を提出することにより行うものとする。

審査基準に適合する旨の通知を受けた提案をした者は、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる（法第 115 条）。

行政機関の長等は、手数料等の納付及び契約の締結の申込みがあったときは、納付された手数料等の収納及び契約の締結を行うものとする。具体的な手続は以下のとおり。

（１） 手数料等の納付

提案をした者が契約の締結をしようとする場合、審査結果通知書により行政機関等から通知された手数料等の額を、同じく通知された納付方法により、行政機関等に納付しなければならない。

行政機関以外への手数料等の納付

地方公共団体の機関においては条例で定めるところによるもの、独立行政法人等及び地方独立行政法人においては当該独立行政法人が定めるところによるもの（法第 119 条）とされていることから、これらの機関及び法人の窓口においては、提案を

する者に対しては納付方法を十分に周知するとともに、個々の照会等に対して十分に説明を行う必要がある。

【三重県個人情報の保護に関する法律施行細則第 4 条】

施行条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の手数料は、法第 115 条（第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する前に現金で納付するものとする。

手数料の納付を確認してから、契約締結を行うこと。

（２） 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する申込書の提出
審査基準に適合する旨の通知を受けた提案をした者は、審査結果の通知書に添付された申込書に必要事項を記入し、契約書 2 通に添付して提出する（規則第 61 条）。

なお、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）における課税文書に該当する場合には、同法に基づき、2 通提出する契約書のうち 1 通に手数料とは別に収入印紙を貼付する必要がある。また、当該貼付は提案をした者が行う。

（３） 契約書の送付

契約締結に関する申込書及び契約書を受領した行政機関等は、手数料等の納付を確認の上、提案した者から受領した契約書 2 通に記名し、うち 1 通は提案をした者に送付する。

7-9 行政機関等匿名加工情報の作成等（法第 116 条）

法第 116 条

- 1 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

規則第 62 条

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （１） 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する。

行政機関の長等は、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容や仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報の作成等を実施することとなるが、その作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、契約を締結した提案をした者又は代理人に照会するなど確認を行いながら処理を遂行する。

行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、規則第 62 条各号に定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない。

また、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合、当該委託を受けた者にもこれを準用する。なお、当該委託を受けた者が、個人情報取扱事業者に該当する場合には、法第 4 章の規定に基づき、個人情報等を適正に取り扱う必要がある。

- 個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて

7-9-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除

規則第 62 条（第 1 号）

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

行政機関等が取り扱う保有個人情報には、一般に、氏名、住所、生年月日、性別の他、様々な個人に関する記述等が含まれている。これらの記述等は、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものもある。このような特定の個人を識別できる記述等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工しなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法でなければならない()。例えば、生年月日の情報を生年の情報に置き換える場合のように、元の記述等をより抽象的な記述に置き換える方法がある。

【想定される加工の事例】

事例 1) 氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の () から () までの措置を講ずる。

- () 氏名を削除する。
- () 住所を削除する。又は、〇〇県 市に置き換える。
- () 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

事例 2) 氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の () 及び () の措置を講ずる。

- () 氏名、電話番号を削除する。
- () 住所を削除する。又は、〇〇県 市に置き換える。

() 仮 ID を付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。

例えば、仮にハッシュ関数等を用いて氏名・住所・連絡先のように個々人に固有の記述等から仮 ID を生成しようとする際、当該記述等に同じ関数を単純に用いると元の当該記述等を復元することができる規則性を有することとなる可能性がある場合には、当該記述等(例えば、氏名+連絡先)に乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を検討することが考えられる。

なお、乱数等の他の記述等を加えた上でハッシュ関数等を用いるなどの手法を用いる場合、行政機関等匿名加工情報の作成後に、仮 ID への置き換えに用いたハッシュ関数等と乱数等の他の記述等の組み合わせを保有し続けることは認められないことについて、7-11-2(行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置)を参照のこと。

7-9-2 個人識別符号の削除

規則第 62 条（第 2 号）

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （２） 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

加工対象となる保有個人情報が、個人識別符号（3-2-2（個人識別符号）を参照のこと。）を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにしなければならない。

なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。

7-9-3 情報を相互に連結する符号の削除

規則第 62 条（第 3 号）

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （３） 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

行政機関等が加工対象となる保有個人情報を取り扱う上で、例えば、取得した保有個人情報を分散管理等しようとするために、当該保有個人情報を分割あるいは全部又は一部を複製等した上で、当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報と保有個人情報とを相互に連結するための符号として ID 等を付することが考えられる。このような ID は、保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結するために用いられるものであり、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながり得ることから、加工対象となる保有個人情報から削除又は他の符号への置き換えを行わなければならない。

保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号のうち、「現に行政機関等において取り扱う情報（ 1 ）を相互に連結する符号」がここでの

加工対象となる。具体的には、ここで対象となる符号は、行政機関等匿名加工情報を作成しようとする時点において、実際に取り扱う情報を相互に連結するように利用されているものが該当する。例えば、分散管理のための ID として実際に使われているものであれば、管理用に附番された ID あるいは電話番号等もこれに該当する。

なお、他の符号に置き換える場合は、元の符号を復元できる規則性を有しない方法でなければならない。

【想定される加工の事例】

事例 1) 個人情報ファイルの情報について、氏名等の基本的な情報とその他の情報を分散管理した上で、それらを管理用 ID を付すことで連携している場合、その管理用 ID を削除する。

事例 2) 委託先へ保有個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用 ID を付すことにより元の保有個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用 ID を仮 ID (2) に置き換える。

- (1) 「現に行政機関等において取り扱う情報」とは、行政機関等匿名加工情報を作成する時点において取り扱われている情報のことを指し、これから作成する行政機関等匿名加工情報は含まれない。
- (2) 仮 ID を付す際の注意点については、7-9-1 (特定の個人を識別することができる記述等の削除) のうち () を参照のこと。

7-9-4 特異な記述等の削除

規則第 62 条 (第 4 号)

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (4) 特異な記述等を削除すること (当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第 62 条第 4 号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第 5 号において必要な措置が求められる。

【想定される加工の事例】

事例 1) 特殊な世帯（子どもが 10 人以上等）に関する情報を削除する。

事例 2) 年齢が「116 歳」という情報を「90 歳以上」に置き換える。

7-9-5 個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置

規則第 62 条（第 5 号）

法第 116 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

行政機関等匿名加工情報を作成する際には、規則第 62 条第 1 号から第 4 号までの措置をまず講ずること、特定の個人を識別できず、かつ当該保有個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報ファイルの性質によっては、規則第 62 条第 1 号から第 4 号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の保有個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、7-9-5【表 1】（行政機関等匿名加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、個人情報ファイルにおいて反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

【想定される加工の事例】

事例 1) 移動履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。（項目削除／レコード削除／セル削除）

事例 2) ある行政機関がある一定要件を満たす者に限って特別に免許した履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、当該免許された者の免許更新等の履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な免許情報（免許の種類）を広く免許というカテゴリーに置き換える。（一般化）

事例 3) 小学校の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある児童の身長が 170 cm という他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が 150cm 以上の情報について「150 cm 以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）

【表 1】行政機関等匿名加工情報の加工に係る手法例（ ）

手法名	解説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての保有個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、教員免許のデータで「特別免許制度による教員免許」を「教員免許」に置き換えること。

トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80 歳以上の数値データを「80 歳以上」というデータにまとめること。
マイクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。
データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。
ノイズ（誤差）付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報ファイルに含ませることとするもの。

（ ）行政機関等匿名加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではない。

7-9-6 行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の対応

行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託する場合は、7-15（行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の留意事項）を踏まえて実施する。

7-9-7 作成した行政機関等匿名加工情報の確認

作成した行政機関等匿名加工情報については、これを提供する前に、行政機関等において、適正に加工されていることを確認する。

7-10 作成した行政機関等匿名加工情報に関する事項のファイル簿への記載及び公表（法第 117 条）

法第 117 条

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第 110 条の規定により読み替えて適用する第 75 条第 1 項の規定の適用については、同項中「並びに第 110 条各号」とあるのは、「、第 110 条各号並びに第 117 条各号」とする。

（１） 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

規則第63条

法第117条第1号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

(1) 個人情報ファイル簿への記載

作成した行政機関等匿名加工情報については、作成に用いた個人情報ファイルが掲載されている個人情報ファイル簿に次の事項を記載する必要がある（法第117条、規則第63条）。

行政機関等匿名加工情報の概要

次の事項を記載する。

- () 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数
- () 行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目

情報の項目については、単に「住所」といった見出しの項目のみを記載するのではなく、各情報項目における情報の程度（例えば、「住所」であれば「都道府県単位」）を記載することが望ましい。

法第118条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

行政機関等匿名加工情報に関する提案の受付を行う部署及び所在地を記載する。

法第118条第1項の提案をすることができる期間

提案を受け付ける期間は、元となる個人情報ファイルの更新頻度や、当該行政機関等匿名加工情報に関して法第112条の規定に基づき提案をした者との間で締結した契約における利用期間（ ）を踏まえて設定する必要がある。

本期間の公開は、提案しようとする者の利便のために行うものであるから、一度設定した期間を短縮することは認められないが、実質的に延長することができる場合がある。例えば、作成後数年間提案を受け付けることとしつつ、提案の提出状況等を踏まえて年単位で延長するといった運用が想定される。

- () 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者は、当該行政機関等匿名加工情報に関する事業変更の提案を行うことができる（法第118条第1項）。ただし、提案の受付期間の終期を当該契約に基づく利用期間より前に設定した場合、契約者が当該利用期間中に事業変更の提案を行うことができないこととなるため、例えば、事業変更の提案を行う場合の提案の受付期間については、当該契約に基づく利用期間中とするなど、当該契約締結者の不利益とならないよう留意する必要がある。

（２） 作成した行政機関等匿名加工情報の公表

作成した行政機関等匿名加工情報については、上記（１）の各項目のほか、行政機関等匿名加工情報の特定に資するよう、当該行政機関等匿名加工情報の名称をホームページ（ウェブサイト）などで公表することが望ましい。

7-11 識別行為の禁止等（法第 121 条）

7-11-1 識別行為の禁止（法第 121 条第 1 項）

法第 121 条（第 1 項）

- 1 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

行政機関等匿名加工情報は、個人情報としての保護に関する規定が適用されないところ、法第 69 条の適用対象外となり、行政機関等の事務又は業務の遂行に必要な範囲内で任意に利用し得ることとなることから、「匿名加工情報」の安全性を担保するために、特定の個人を識別するための行為を禁止することとしている。

行政機関等匿名加工情報については、当該行政機関等匿名加工情報の作成の元となった保有個人情報に係る特定の本人を識別する目的のために他の情報と照合することが禁止されている。一方、個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合に照合を禁止するものではない。

照合の対象となる「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

7-11-2 行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置（法第 121 条第 2 項）

法第 121 条（第 2 項）

- 2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

規則第 65 条

法第 121 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、行政機関等匿名加工情報等（行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（削除情報）並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）（ ）をいう。以下同じ。）の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（規則第 65 条）。

当該措置の内容は、対象となる行政機関等匿名加工情報等が漏えいした場合における復元リスクの大きさを考慮し、当該行政機関等匿名加工情報等の量、性質等に応じた内容としなければならないが、具体的に講じなければならない項目及び具体例については、表 2（行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置の具体例）を参照のこと。

- () 「その情報を用いて当該個人情報を復元することができるもの」には、「年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しない。なお、氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名等と仮 ID の対応表は、行政機関等匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより行政機関等匿名加工情報の作成の元となった保有個人情報に係る特定の個人を識別することができるものであることから、行政機関等匿名加工情報の作成後は破棄しなければならない。また、行政機関等匿名加工情報を作成した行政機関等が、氏名等の仮 ID への置き換えに用いた置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせを保有している場合には、当該置き換えアルゴリズム及び当該乱数等のパラメータを用いて再度同じ置き換えを行うことによって、行政機関等匿名加工情報とその作成の元となった個人情報とを容易に照合でき、それにより行政機関等匿名加工情報の作成の元となった保有個人情報に係る特定の個人を識別することができることから、行政機関等匿名加工情報の作成後

は、氏名等の仮 ID への置き換えに用いた乱数等のパラメータを破棄しなければならない。

【表 2】行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置の具体例

講じなければならない措置	具体例
行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化 (規則第 65 条第 1 号)	行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるための組織体制の整備
行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った行政機関等匿名加工情報等の適切な取扱い並びに行政機関等匿名加工情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施 (規則第 65 条第 2 号)	- 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用 - 行政機関等の職員又は受託業務に従事している者の教育 - 行政機関等匿名加工情報等の取扱状況を確認する手段の整備 - 行政機関等匿名加工情報等の取扱状況の把握、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置の評価、見直し及び改善
行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置 (規則第 65 条第 3 号)	- 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止 - 機器、電子媒体等の盗難等の防止 - 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 - 削除した情報や加工方法等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄 - 行政機関等匿名加工情報等へのアクセス制御 - 行政機関等匿名加工情報等へのアクセス者の識別と認証 - 外部からの不正アクセス等の防止 - 情報システムの使用に伴う行政機関等匿名加工情報等の漏えい等の防止

7-11-3 行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者に対する準用(法第 121 条第 3 項)

法第 121 条(第 3 項)

- 3 前2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該委託を受けた者にも識別行為の禁止や適切な管理のために必要な措置に係る規定が準用される。

行政機関等においては、委託先（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）において、適切に安全管理措置等が講じられるように、契約内容に規定することや委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

7-12 従事者の義務（法第122条）

法第122条

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容を他人に知らせることをいう。

「不当な目的に利用」とするとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容を利用する場合、その他正当性を欠く目的のために、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容を利用することをいう。

例えば、特段の合理的な理由（所掌事務の遂行に必要であり、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要であること等）なく、特定の個人を識別するために行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合することは本規定に違反することとなる。

7-13 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く）の取扱いに係る義務（法第 123 条）

法第 123 条

- 1 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

行政機関等が民間事業者等から匿名加工情報を取得した場合、以下の匿名加工情報の取扱いに係る義務に従わなければならない。

（参考）令和 3 年改正法における行政機関等における個人情報の定義の見直しとの関係

令和 3 年改正法により、行政機関等が取り扱う「匿名加工情報」は、個人情報該当性が認められないこととなり、一般的な個人情報と同様の規律は課されないこととなる。

そこで、行政機関等が民間事業者等から匿名加工情報を取得した場合について、従来の個人情報取扱事業者に対するものに準じた規律を課している。

7-13-1 匿名加工情報の第三者提供に係る義務（法第 123 条第 1 項）

規則第 66 条

- 1 法第 123 条第 1 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 2 法第 123 条第 1 項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない（規則第 66 条第 1 項）。

また、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない（規則第 66 条第 2 項）。

7-13-2 識別行為の禁止等（法第 123 条第 2 項）

行政機関等が第三者から提供を受けた匿名加工情報を取り扱う場合には、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報に係る特定の個人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない。

受領した匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を取得すること

受領した匿名加工情報を、特定の本人を識別するために他の情報（ ）と照合すること。

（ ）「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

7-13-3 匿名加工情報の漏えいの防止に係る措置（法第 123 条第 3 項）

規則第 67 条

法第 123 条第 3 項の個人情報保護委員会で定める基準は、次のとおりとする。

- （1）匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- （2）匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

（３） 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

詳しくは、7-11-2（行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置）を参照のこと。

7-13-4 行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者に対する準用（法第123条第4項）

行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該委託を受けた者にも識別行為の禁止及び安全管理の措置に関する規律が準用される。

行政機関等においては、委託先（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）において、適切に安全管理措置等が講じられるように、契約内容に規定することや委託先に対して必要な助言や指導を行うことが考えられる。

7-14 行政機関等匿名加工情報の提供

（１） 提供の時期

行政機関等匿名加工情報を作成した後は、速やかに契約者に提供する必要があるが、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約において提供期限を設けている場合には、当該期限までに提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに契約者に通知する。

（２） 提供の窓口

原則として、行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルが利用に供される事務を所掌する部署において提供することが考えられるが、適切な窓口で対応する。

（３） 提供の方法

行政機関等匿名加工情報は、提案書に記載された「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」に従って提供するものとする。この場合、提供する行政機関等匿名加工情報は、法第121条第2項の規定に基づき、漏えい防止のために安全管理の措置（暗号化などセキュリティ対策等）を講ずる。

7-15 行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の留意事項

（１） 委託先の選定

法第 116 条第 2 項の規定に基づいて、行政機関等匿名加工情報の作成を委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）する場合、手数料等の積算を適切に行うため、提案をした者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査したものが積算した手数料等となる。ただし、審査結果通知の段階においては、提案者が行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結が確定的でないことから、委託先との間において提案をする者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結しておく必要がある。

このため、委託先の選定に当たっては、条件付の契約となることを十分周知し、委託契約書の締結に当たっても、当該契約が提案をする者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を明らかにしておく必要がある。

（２） 適切な管理のために必要な措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、法上遵守する必要がある規律（ ）の周知徹底を図ることはもとより、行政機関等において整備している個人情報の適正な取扱いに関する定めに従い、委託契約に秘密保持、再委託の制限等を明記するとともに、委託先における管理体制や検査に関する事項等を書面で確認するなど、適切な措置を講じるものとする（行政機関等が委託を行う場合において講ずべき安全管理措置については、4-3（安全管理措置等）（（別添）三重県個人情報取扱事務委託基準）を参照のこと。）

（ ）行政機関等匿名加工情報の作成等を委託する場合、法において、委託先に対しても行政機関等と同様に、次の から までの規律を設けている。また、委託先が個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者の義務等に関する法の規律の適用を受ける。

規則で定める加工基準に従って加工する義務（法第 116 条第 2 項）

識別行為の禁止及び適切な管理のために必要な措置を講じる義務（法第 66 条第 2 項第 1 号及び第 121 条第 3 項）

業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない義務（法第 67 条及び第 122 条）

罰則（法第 176 条、第 180 条及び第 183 条）

7-16 取扱従事者の変更

（１） 変更が生じた場合

行政機関等匿名加工情報の提供後に、提案書記載事項について、契約者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更とまで言えないもの（行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）又は代理人の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合等）については、直ちに行政機関等へ届出を行わせること。

行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業の変更にあたるもの（利用期間の延長、利用目的の追加・変更等）については、法第 118 条の規定に基づき、作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案を行わせること。

（２） 取扱従事者の変更

取扱従事者の変更については次のとおり対応する。

取扱従事者の除外

取扱従事者から除外される者が生じた場合は、行政機関等において定める記載事項変更申出書（様式第 3 - 4（記載事項変更申出書）を参照のこと。）により申出を行わせる。

取扱従事者の追加

取扱従事者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により申出を行わせるようにし、当該申出を受けた行政機関等はその理由が適切なものであることを確認する。

取扱従事者の交代

取扱従事者の交代の必要が生じた場合は、その前に記載事項変更申出書により申出を行わせるようにし、当該申出を受けた行政機関等はその理由が適切なものであることを確認する。

7-17 提供後の行政機関等匿名加工情報に係る規律

行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者においては、提供を受けた行政機関等匿名加工情報は法第 2 条第 6 項の匿名加工情報に含まれることから、匿名加工情報取扱事業者として法が定める以下の規律が適用される。

（１） 匿名加工情報取扱事業者に係る規律（法第 44 条から第 46 条までに規定する識別行為の禁止義務等）

匿名加工情報の第三者提供（法第 44 条）については、民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-5（匿名加工情報の第三者提供）を参照のこと。

識別行為の禁止（法第 45 条）については、民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-6（識別行為の禁止）を参照のこと。

匿名加工情報等の安全管理措置等（法第 46 条）については、民間部門ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-3（匿名加工情報等の安全管理措置等）を参照のこと。

（２） 委員会による監督

行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者は、法第 6 章第 2 節第 1 款の規定に基づき委員会による指導及び助言、勧告、命令等の対象となる。

（３） 罰則

法第 178 条、第 182 条及び第 184 条の規定に基づく罰則の適用がある。

7-18 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除及び不適切利用への対応（法第 120 条）

法第 120 条

行政機関の長等は、第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- （１） 偽り其他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- （２） 第 113 条各号（第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の いずれかに該当することとなったとき。
- （３） 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

7-18-1 契約の解除

（１） 法に基づく契約の解除

法第 120 条の規定により、行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次のいずれかの事由（以下「法定解除事由」という。）に該当するときは、契約を解除できる。ただし、行政機関の長等は、法定解除事由に該当しない場合であっても、契約で定める解除事由に該当すれば、契約を解除することができる。

偽り其他不正の手段により契約を締結したとき。

欠格事由に該当することとなったとき。

契約において定められた事項について重大な違反（ ）があったとき。

- （ ）「重大な違反」に当たるかどうかは個別具体的な事情により判断することとなるが、例えば、再提供が禁止されているにもかかわらず無断で第三者に提供した場合が考えられる。

（２） 契約が解除された場合の提案禁止期間

法第 113 条第 5 号の規定により、法第 120 条の規定により契約を解除された者について、契約解除の日から起算して 2 年を経過するまでは、法第 112 条第 1 項の提案をすることができない。

7-18-2 不適切利用を把握した場合の対応

（１） 不適切利用が行われた場合

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が法違反その他の契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合は、直ちに、その旨を委員会に報告する。

（２） 契約を解除する場合

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が法第 120 条各号に該当すると認め契約を解除しようとするとき及び解除したときは、直ちに、その旨を委員会に報告しなければならない（ガイドライン 8-2（５）（契約の解除等）を参照のこと。）。

7-19 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等（法第 118 条）

法第 118 条

- 1 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第 1 号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 第 112 条第 2 項及び第 3 項並びに第 113 条から第 115 条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第 112 条第 2 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに」と、同項第 4 号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第 116 条第 1 項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第 8 号中「前各号」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から前号まで」と、第 114 条第 1 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに」と、同項第 7 号中「前各号」とあるのは「第 1 号及び前 3 号」と、同条第 2 項中「前項各号」とあるのは「前項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と、同条第 3 項中「第 1 項各号」とあるのは「第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と読み替えるものとする。

既に作成された行政機関等匿名加工情報は、次の場合について、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者による提案の対象となる（法第 118 条）。

当初の提案に基づき契約を締結した者以外の者が新たに当該行政機関等匿名加工情報の提供を希望する場合

当初の提案に基づき契約を締結した者及び上記の者が、既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報について、提案書記載の利用目的以外での利用や、提案書に記載した期間を超えた利用を希望する場合

7-19-1 既作成の行政機関等匿名加工情報の提供希望

（１） 作成された行政機関等匿名加工情報の公表及び提案の契機

7-10（作成した行政機関等匿名加工情報に関する事項のファイル簿への記載及び公表）のとおり、作成された行政機関等匿名加工情報の概要等は個人情報ファイル簿で公表することとなるため、当該行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、公開された情報を見て、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案ができる（法第 118 条第 1 項前段）。

（２） 提案の手続等

提案の手続等は、基本的に当初の提案に準ずるが、次の点に留意しなければならない。

- ・ 提案の手続及び審査については、既に作成された行政機関等匿名加工情報を提供することになるため、本人の数及び加工の方法を特定するに足る事項を提案書に記載する必要はなく、これらについての審査も不要である。
- ・ 提案者となる欠格事由に関しては、新規に作成される行政機関等匿名加工情報の提案における要件と同様である（7-4-3（提案することができる者の範囲）を参照のこと。）。
- ・ 行政機関における手数料は、募集に対する提案をした者に係る手数料と同一の額である（法第 119 条第 2 項及び政令第 31 条第 2 項第 1 号）。

なお、本手続に関しては、規則別記様式 12 を用いることとなり、また、契約書は、各行政機関等において作成することとなる（様式第 3 - 5（作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書）を参照のこと。）。

7-19-2 既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する事業変更

（１） 提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する提案

行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者は、利用目的の変更や利用期間の延長等、提供を受けた行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の変更に関する提案をすることができる。

（２） 提案の手続等

提案の手続等は、基本的に当初の提案に準ずるが、以下の点に留意しなければならない。

- ・ 提案の手続及び審査については、既に作成された行政機関等匿名加工情報を提供することになるため、本人の数及び加工の方法を特定するに足りる事項を提案書に記載する必要はなく、これらについての審査も不要である。
- ・ 提案者となる欠格事由に関しては、新規に作成される行政機関等匿名加工情報の提案における要件と同様である（7-4-3（提案することができる者の範囲）を参照のこと。）
- ・ 行政機関における手数料は、12,600 円である（法第 119 条第 2 項及び政令第 31 条第 2 項第 2 号）。

本提案には規則別記様式第 12 を用いることとなる。なお、作成した行政機関等匿名加工情報が様々であることから、各行政機関等は提案内容を踏まえて契約書を作成するものとする（様式第 3 - 5（作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書）を参照のこと。）。

7-20 苦情処理（法第 128 条）

法第 128 条

行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を含む匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。行政機関等にとって、国民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関等における匿名加工情報の取扱いに関する国民からの信頼を確保するために重要である。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

（１） 苦情処理に関する責任体制の明確化

行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な責任体制を明確化するとともに苦情処理窓口を設置する。

（２） 苦情の適切かつ迅速な処理

行政機関等は、上記（１）の責任体制の下で、例えば、提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定に当たり、選定・不選定の理由を明らかにしておき、選定に関する

苦情等が寄せられた場合に、当該理由を教示（7-2-1（提案の募集対象となる個人情報ファイルの選定）を参照のこと。）するなど、適切な対応に努める必要がある（ ）。

- （ ）行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務は、法に規定されるものであり、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成・提供するものであることから、原則として、各行政機関等の個人情報の保護に関する窓口で一体的に取り扱うことが望ましい。また、苦情の円滑かつ迅速な処理に資するよう、日頃から委員会総合案内所との連携を密にしておく必要がある。

その他編

8 雑則

8-1 適用除外等

法第 124 条

- 1 第 4 節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第 5 条、独立行政法人等情報公開法第 5 条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 節（第 4 款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（１） 刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外

刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第 5 章第 4 節の規定は適用しない（法第 124 条第 1 項。ガイドライン 9-1（適用除外等）を参照のこと。）。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を法第 5 章第 4 節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。

【法第 5 章第 4 節の規定の適用が除外される場合の例】

事例）雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合

【法第 5 章第 4 節の規定の適用が除外されない場合の例】

事例）拘置所に収容されている者について、その健康等を保持するために、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療上の措置として診療を受けた場合において、当該診療に関する情報を開示請求する場合

（参考）刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を適用除外としていることとの関係

刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項は、「訴訟に関する書類及び押収物」について、法の適用除外としている。「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれる。

刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書等にも記載されているため、本項において適用除外とする旨を明記している。

（２） 検索することが著しく困難である保有個人情報の取扱い

行政機関等において、分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報（行政機関情報公開法第 5 条、独立行政法人等情報公開法第 5 条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）については、法第 5 章第 4 節第 4 款（審査請求）を除く同章第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない（法第 124 条第 2 項。ガイドライン 9-1（適用除外等）を参照のこと。）。

これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で法第 5 章第 4 節の規定が適用される。

また、本項の規定により保有していないものとみなして不開示決定を行った場合であっても、当該不開示決定に対する審査請求があった場合は、法第 5 章第 4 節第 4 款（審査請求）の規定が適用され、情報公開・個人情報保護審査会（会計検査院にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問する（審査請求について、6-4（審査請求対応）を参照のこと。）。

8-2 権限又は事務の委任

法第 126 条

行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第 2 節から前節まで（第 74 条及び第 4 節第 4 款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

政令第 32 条 （以下略）

なお、地方公共団体の機関は、地方自治法の規定（同法第 153 条等）により、法が定める事務を補助機関等に委任することができる。

8-3 開示請求等をしようとする者への情報提供等

法第 127 条

行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 112 条第 1 項若しくは第 118 条第 1 項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

行政機関の長等は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、適切な措置を講じなければならない（法第 127 条。ガイドライン 9-2（開示請求等をしようとする者への情報提供等）を参照のこと。）。

（１） 各行政機関等における案内窓口の整備

国民等から行政機関等に対して、例えば、個人情報の保護に関する制度の仕組み、行政機関等が保有している個人情報の内容、行政機関の長等に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求に関する具体的な手続等について、オンラインによるほか、来所又は電話等により、情報提供の求めがあることも考えられる。

平素から、各行政機関等においてもホームページ等を通じて国民等の参考となる情報を提供することが好ましいところであるが、国民等からのこうした情報提供の求めがあった場合には、国民等の利便性の向上を確保する観点から、懇切かつ丁寧な説明等を行うことが求められるところであり、このことは、行政機関等における事務処理の円滑化にも資することとなる。具体的には、委員会に「個人情報保護総合案内所」を整備して制度全般に関する案内を行い、各行政機関等の保有する個人情報についての参考情報を提供するほか（法第 169 条）以下のとおり、例えば、各行政機関等に対する開示請求等に関して相談に応じたり、案内、受付等を行う「個人情報保護窓口」を各行政機関等に設けることも考えられる。

各行政機関等の個人情報保護窓口は、国民等の利便性の向上、行政機関等の体制等を勘案して設置する。

各行政機関等の個人情報保護窓口の開設時間については、利用者の利便性を考慮して設定する。

地方公共団体の機関

地方公共団体の機関にあっては、当該機関の所在地やその他適当な場所において設置されることとなる。必ずしも地方公共団体の機関ごとに設置することが想定されるものではなく、地方公共団体において一つの総合案内窓口を設置し、各地方公共団体の機関における個人情報の取扱いについての相談等を受け付けることも想定される。

三重県では、三重県情報公開事務取扱要領に準じて、総合窓口として情報公開・個人情報総合窓口を設置するほか、案内窓口、受付窓口を設置する。窓口における事務についても、同要領で規定しているものに準ずることとし、開示請求、審査請求だけでなく、訂正請求、利用停止請求についても同様の取扱とする。（開示請求については、「開示の実施方法等申出書」も含む。）

なお、県の機関により、独自の窓口を設けることを妨げるものではない。

地方独立行政法人

地方独立行政法人にあっては、当該法人の所在地やその他適当な場所において設置されることとなる。

なお、各行政機関等の個人情報保護窓口の所在地、連絡先については、デジタル庁が運営するウェブサイト（e-Gov ポータル）等を通じて公表する。また、各行政機関の長等は、国民等の利便に資するため、当該行政機関の長等の属する行政機関等の個人情報保護窓口の一覧をホームページに掲載することが望ましい。

（２） 各行政機関等の個人情報保護窓口における相談への対応や案内に際しての留意点

以下の点について留意する。

相談への対応、案内

制度の仕組みや開示請求等の手続に関する相談への対応、案内については、委員会が公表する資料に加え、当該行政機関等の個人情報保護窓口の一覧や開示請求書等の記載見本等の各行政機関等が独自に作成した資料を用いるなどして効率的に行う。

他の制度の教示

開示を求める個人情報について、他の法令の規定による開示、訂正又は利用停止の制度があるとき（法第 88 条等）や、報道公表資料、官報公示資料等のように、法に基づく開示請求を行うまでもなく情報提供することができるものであるときには、その旨を説明し、関係部局等と適切に連携を取りつつ、対応する。

個人情報の特定に資する情報の提供等

行政機関の長等は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をし

ようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる必要がある（法第 127 条。ガイドライン 9-2（開示請求等をしようとする者への情報提供等）を参照のこと。）このため、個人情報保護窓口では、開示請求の対象とされている保有個人情報記録されている具体的な行政文書等や個人情報ファイルを特定することができるよう個人情報ファイル簿や行政文書ファイル管理簿の活用、関係部局への照会等を行い、求める個人情報の特定に資する情報など開示請求等を行うのに役立つ情報を積極的に提供する。また、必要に応じて、開示請求等をしようとする者がどのような個人情報を知りたいのか、行政機関等に対してどのような対応を求めているのか等について十分聴取する。

なお、請求目的の聴取について法は規定していない。求める個人情報が特定されている場合、通例は、その必要がないものと考えられるが、求める個人情報を特定するために、結果として、請求者の関心事項等について聴取することが必要となる場合もある。この場合には、開示請求等をしようとする者がこれらの事項を明らかにするのはあくまで任意によるものであることに留意する。また、必要のない情報は聴取せず、聴取した情報を利用目的以外の目的のために利用することのないようにする。

他の機関の個人情報保護窓口の紹介等

各行政機関等における個人情報保護窓口は、基本的に、当該行政機関等に係る開示請求等に関する相談への対応等を行うものであるが、内容が他の行政機関等に係るものである場合には、その旨を説明した上、当該他の行政機関等の個人情報保護窓口を紹介することなどが考えられる。

応接記録の作成

相談、受付に際して応接記録を作成する場合には、記録した開示請求者に関する情報自体が保有個人情報、場合によっては個人情報ファイルに該当することとなることから、相談、受付業務の目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない（法第 61 条）。また、当該業務の遂行に関係のない者が閲覧することができないようにするなどその取扱いにも十分注意する必要がある。

相談、案内等の方法

来所や電話によるもののほか、電子メールによる場合にも対応することができるように配慮する必要がある。

（３） 情報公開窓口との関係

行政機関や独立行政法人等では、行政機関情報公開法や独立行政法人等情報公開法（以下「情報公開法」という。）に関する相談への対応等を行う情報公開窓口を設置している場合があり、また、地方公共団体においても条例に基づく情報公開制度に関する情報公開窓口を設置している場合がある。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にあっては、情報公開条例と個人情報保護法は密接な関係を有する（例：地方公共団体の機関は、当該機関の保有する個人情報に対する開示請求に係る不開示事由について、情報公開条例との整合を図るための条例の定めをおくことが可能である（法第 78 条第 2 項。ガイドライン 7-1-4 を参照のこと））ところであり、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の事務の効率性を確保するため、相談対応において、情報公開窓口との間で密接な連携協力を図るなど、開示請求者の利便性及び地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の事務の効率性が確保されるようにすることが必要である。

三重県では、「情報公開・個人情報総合窓口」等となっており、情報公開制度と個人情報保護制度との密接な連携を図っている。

8-4 （参考）委員会による総合的な案内所の整備

法第 169 条

委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

委員会は、個人情報の保護に関する法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所（以下「個人情報保護法相談ダイヤル」という。）を整備する。

個人情報保護法相談ダイヤルにおいては、法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問に関する問合せを電話により受け付ける。開示請求等に関しては、個別の受付は行わないが、開示請求等の仕組みや具体的な手続など制度全般に関する相談への対応、各行政機関等の個人情報ファイル簿等の検索・案内を行う。このため、委員会は、各行政機関等の個人情報保護窓口と密接な連携協力を図り、効果的な案内に努める。

個人情報保護法相談ダイヤルの受付時間は、平日 9 時 30 分から 17 時 30 分までとする。また、個人情報保護法の基本的な事項については、チャットボットが 24 時間対応する。

8-5 苦情処理

法第 128 条

行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（１） 各行政機関の長等における苦情の処理

行政機関等に対しては、個人情報等の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられる。

また、行政機関等にとっても、国民等から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関等における個人情報の取扱いに関する国民等からの信頼を確保するために重要である。

このような苦情の多くは、各行政機関等における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、当該行政機関の長等の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要である（ガイドライン 9-3（苦情処理）を参照のこと。）。

（２） 行政機関等匿名加工情報についての苦情処理

7-20（苦情処理）を参照のこと。

8-6 地方公共団体に置く審議会等への諮問

法第 129 条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第 129 条。ガイドライン 9-4（地方公共団体に置く審議会等への諮問）を参照のこと。）。

以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

令和 3 年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の

機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和 3 年改正法の趣旨に反するものである。

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第 166 条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

なお、令和 3 年改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、令和 3 年改正法の施行後においては、改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある。

【施行条例第 7 条】

県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 29 年三重県条例第 1 号）第 3 条第 1 項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

県の機関は、意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

9 委員会による監視等

9-1 委員会による監視

法第 156 条

委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

法第 157 条

委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

法第 158 条

委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

法第 159 条

委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

法第 160 条

第 149 条第 1 項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第 57 条第 1 項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

委員会は、法第 5 章の規定の円滑な運用を確保するために必要な場合には、行政機関の長等（会計検査院長を除く。）及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人に対して、資料の提出の要求及び実地調査（法第 156 条）、指導及び助言（法第 157 条）並びに勧告（法第 158 条）を行うとともに、勧告に基づいてとった措置についての報告の要求（法第 159 条）を行う（ガイドライン 10-1（委員会による監視）を参照のこと。）。

委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う個人情報等の取扱いのうち、条例に基づくものであ

っても、法第 5 章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある（ガイドライン 10-1（委員会による監視）を参照のこと。）

なお、条例で制定することのできる事項等については、ガイドライン 11（条例との関係）及び 9-5（1）地方公共団体における条例の改廃を参照のこと。

なお、委員会は、行政機関の長等が、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者（報道機関、著述を業として行う者、宗教団体及び政治団体）（ ）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しない（法第 160 条）

（ ）これらの者については、一定の場合において法第 4 章の規定の適用が除外されている。

9-2 情報公開・個人情報保護審査会との連携

審査会の答申等については、総務省ホームページ（情報公開・個人情報保護審査会）を通じて閲覧することが可能である。

9-3 施行の状況の報告等（法第 165 条）

法第 165 条

- 1 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
- 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

委員会は、各行政機関の長等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人から、法の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度当該報告を取りまとめて概要を公表する（法第 165 条）

委員会による行政機関等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人における法の施行状況の把握は、監視措置の実効性を担保するために不可欠であり、また、法の施行状況等を広く国民等に明らかにして透明性を高め、法及びその運用に関して正確な理解を深めることは個人の権利利益の保護に資するものであるから、行政機関等及び同項各号に掲げる法人においては、委員会に対して必要な情報を正確に報告することが求められる（ガイドライン 10-3（施行の状況の報告等）を参照のこと。）

施行状況の調査事項については、的確に取りまとめて報告することができるように日頃から必要なデータ等の収集・管理を適切に行うことが必要である。

9-4 地方公共団体による必要な情報等の提供の求め（法第 166 条）

法第 166 条

- 1 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。
- 2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる（法第 166 条第 1 項）。

地方公共団体においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましい。

9-5 条例の届出（法第 167 条）

法第 167 条

- 1 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

規則第 70 条

法第 167 条第 1 項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法）により行うものとする。

地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

なお、当該届出の対象となる条例の範囲としては、法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護や

データ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が対象となるが、届出が必要な条例か否かは、当該条例の名称等の形式的事項ではなく、当該条例の各規定について、法の趣旨・目的に照らして実質的に判断する必要がある（ガイドライン 10-5（条例の届出）を参照のこと。）。

地方公共団体における条例の改廃

令和 3 年改正法の施行後は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるため、（基本的には法の規定が直接地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されることになるため）既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおりとされている。

【条例に規定されることが想定されるもの】

- ・ 本人開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
- ・ 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項、第 108 条）
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・ 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・ 令和 3 年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- ・ オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・ 目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・ 開示請求等の手続について令和 3 年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・ 個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

なお、法は、委員会が、地方公共団体の求めに応じ、必要な情報提供や技術的助言を行うことを法律上の責務として規定（法第 166 条）（ガイドライン 10-4（地方公共

団体による必要な情報等の提供の求め）及び 9-4（地方公共団体による必要な情報等の提供の求め）を参照のこと。）しており、条例案の策定過程において、地方公共団体から法の解釈等について、委員会に対して必要な情報の提供を求めることは想定される。

また、委員会は、法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が条例に基づき行う個人情報等の取扱いであっても、法第 5 章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。（ガイドライン 10-1（委員会による監視）を参照のこと。）

様式編

- ・本様式は、「県の機関等」として三重県知事を想定しており、異なる場合は、適宜、修正してください。
- ・本様式は、本文中の注記号等作成にあたって不要な部分を削除して使用してください。
- ・本様式は、事務の遂行上、規定するものであり、本様式によらずとも、必要事項が記載されている場合は、受理する必要がある。特に審査請求の様式等は、任意の様式で足り、請求者の要望から規定しているため、必要な事項が記載されている場合は、本様式によらず受理しなければならない。
- ・様式の（説明）については、各所属で適宜変更していただくことが可能である。

様式 目次

様式名称	記載要領等
1 個人情報ファイル簿	
< 様式第1 - 1 > 個人情報ファイル簿	○
2 開示、訂正及び利用停止	
< 様式第2 - 1 > 保有個人情報開示請求書	○
< 様式第2 - 2 > 保有個人情報開示決定通知書	○
< 様式第2 - 3 > 開示の実施方法等申出書	—
< 様式第2 - 4 > 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書	○
< 様式第2 - 5 > 保有個人情報開示決定等期限延長通知書	○
< 様式第2 - 6 > 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	○
< 様式第2 - 7 > 他の行政機関の長等への開示請求事案移送書	○
< 様式第2 - 8 > 開示請求者への開示請求事案移送通知書 (他の行政機関の長等)	○
< 様式第2 - 9 > 第三者意見照会書（法第86条第1項適用）	○
< 様式第2 - 10 > 第三者意見照会書（法第86条第2項適用）	
< 様式第2 - 11 > 第三者開示決定等意見書	○
< 様式第2 - 12 > 開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	○
< 様式第2 - 13 > 不開示とした旨の反対意見書提出者への通知書	—
< 様式第2 - 14 > 開示請求に対する意思の確認について	—
< 様式第2 - 15 > 確認書	—
< 様式第2 - 16 > 訂正請求書	○
< 様式第2 - 17 > 訂正決定通知書	—
< 様式第2 - 18 > 訂正をしない旨の決定通知書	○
< 様式第2 - 19 > 訂正決定等期限延長通知書	様式第2 - 5 の記載要領参照
< 様式第2 - 20 > 訂正決定等期限特例延長通知書	様式第2 - 6 の記載要領参照
< 様式第2 - 21 > 他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書	様式第2 - 7 の記載要領参照
< 様式第2 - 22 > 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書	様式第2 - 8 の記載要領参照
< 様式第2 - 23 > 保有個人情報提供先への訂正決定通知書	—
< 様式第2 - 24 > 利用停止請求書	○
< 様式第2 - 25 > 利用停止決定通知書	—
< 様式第2 - 26 > 利用停止をしない旨の決定通知書	様式第2 - 18 の記載要領参照
< 様式第2 - 27 > 利用停止決定等期限延長通知書	様式第2 - 5 の記載要領参照

< 様式第2 - 28 > 利用停止決定等期限特例延長通知書	様式第 2 - 6 の記載要領参照
< 様式第2 - 29 - 1 > 委任状（個人情報に係る開示請求用）	—
< 様式第2 - 29 - 2 > 委任状（訂正請求用）	—
< 様式第2 - 29 - 3 > 委任状（利用停止請求用）	—
< 様式第2 - 30 > 審査請求書	—
< 様式第2 - 31 > 諮問書（開示決定等）	—
< 様式第2 - 32 > 諮問書（訂正決定等）	—
< 様式第2 - 33 > 諮問書（利用停止決定等）	—
< 様式第2 - 34 > 諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）	—
< 様式第2 - 35 > 諮問をした旨の通知書（審査請求人等）	—

（様式第 1 - 1 関係）個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称		
2	行政機関等の名称		
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的		
5	記録項目		
6	記録範囲		
7	記録情報の収集方法		
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
9	記録情報の経常的提供先		
10	開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称)	
		(所在地)	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
15	行政機関等匿名加工情報の概要		
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
18	備考		

個人情報ファイル簿の記載要領

「個人情報ファイル簿」(様式第1-1)については、以下のように記載するものとする。

1 個人情報ファイルの名称

当該ファイルが利用に供される事務が具体的に明らかになるような名称を記載する。

(例) ○○管理者ファイル、○○受給権者ファイル

2 行政機関等の名称

当該ファイルを保有している行政機関等の名称を記載する。

(例) 三重県知事、三重県教育委員会

3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

当該ファイルを利用する事務を所掌する課室等の名称を記載する。ただし、本庁と地域機関が共通の利用目的でファイルを共有している、あるいは複数の地域機関が共通の利用目的でファイルを共有している場合は、本庁の所属を記載し、その旨備考に記載する。

なお、それぞれの地域機関の所属でしか保管していない場合は、地域機関の所属を記載する。

(例) ○○部○○課、○○局○○事務所

4 個人情報ファイルの利用目的

当該ファイルがどのような事務に利用されるのか県民が具体的に認識できるよう、利用目的をできる限り特定して、分かりやすい表現で記載する。また、試験結果等を本人に提供することが予定されている場合や事業の委託業者に個人情報を提供することが予定されている場合は、予め利用目的に含めて記載することが望ましい。

(例) ○○審査事務における本人の資格審査のために利用する。

○○試験における適正な対応及び当該試験結果の提供のため

○○事業の円滑な実施(委託業者への提供も含む)のため

5 記録項目

当該ファイルに記録される項目を分かりやすい表現で具体的に記載する。ただし、法第75条第3項(個人情報ファイル簿に記載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき)の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

また、各記録項目に順に番号を付すとともに、各記録項目の間を「、」で区切る。

(例) 1 氏名、2 住所、3 性別、4 免許番号、5 発給額・・・

6 記録範囲

保有個人情報の本人として当該ファイルに記録される個人の範囲を分かりやすい表現で具

体的に記載する。

保有個人情報の本人として記録される個人の種類が複数ある場合には、全てを列挙する。

本人とは、他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索できるものに限る。個人Aに着目してAの個人情報を記録したファイルに、個人Bの個人情報が記録されているが、その記述等では検索することができない場合は、当該Bについては本人としての記録範囲に含まれない。（本人とその家族の情報も記録されているが、家族の名前では検索できない場合等）

（例）○○申請書を提出した者（令和 年度以降）、本人からの申告、○○からの提供、○○調査

7 記録情報の収集方法

保有個人情報の収集の相手方及び手段を分かりやすい表現で記載する。ただし、法第 75 条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

記録情報に法第 2 条第 3 項の要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの。（参照 法第 2 条第 3 項、政令第 2 条））が含まれる場合には「含む」と記載し、含まない場合には「含まない」と記載する。

9 記録情報の経常的提供先

記録情報を経常的に提供する相手方の名称を記載する。ただし、法第 75 条第 3 項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。なお、相手方とは、当該「県の機関」以外をいう。（知事部局と教育委員会は別の「県の機関」となる）

一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間毎に提供する場合、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等が含まれる。提供先の具体的な名称を記載することを原則とする。経常的提供は、利用目的の提供か利用目的以外の提供かを問わない。（委託業者も含む）

10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地

開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する課室等の名称及び所在地を記載する。複数ある場合には列挙する。当該ファイルを利用する事務を所掌する課室等の名称を記載する。

ただし、本庁と地域機関が共通の利用目的でファイルを共有している、あるいは複数の地域機関が共通の利用目的でファイルを共有している場合は、本庁の所属名と所在地を記載する。

（例）（名 称）○○○○部○○○○課

（所在地）〒514-8570 三重県津市広明町 13

また、個別の法令の規定により開示請求等ができることとされており、例えば、法第 5 章第 4 節の適用を除外されているものについては、「別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署（連絡先××）にお問合せください。」と記載する。

11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、該当する記録項目に付した番号及び当該法令の条項（法令番号を含む。）を記載する。

（例） 2、4 及び 5 の各記録項目の内容については、法（平成××年法律第○○号）第○条第○号に基づき訂正請求ができる。

12 個人情報ファイルの種別及び政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無

個人情報ファイルの種別の欄は、該当する□にレ点を記入すること。

まず、本票のファイルが法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）か、第 2 号（マニュアル処理（手作業）ファイル）かのどちらかを選択する。

電算処理ファイルの場合は、令第 21 条第 7 項の有無として、当該ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理（手作業）ファイルがあるかどうかについて、該当する□にレ点を記入すること。

13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルについては「該当」と記載し、提案募集の対象とならない場合には「非該当」と記載する。

行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルとは、個人情報ファイル簿を作成・公表するもののうち、以下のものとする。

個人情報ファイルに公文書開示請求があった場合、個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの等

県政の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲で、行政機関匿名加工情報を作成ができるものであること（多大な作業を要するもの（紙媒体等）、長期のシステム停止が必要となるもの、加工できる箇所が限定的で実質的意義がないもの等は除く）

なお、非該当と判断した場合は、その理由を「18 備考」に記載する。

14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

13 に「該当」と記載した場合には、行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地を記載し、「非該当」と記載した場合には「-」を記載する。

提案を受け付ける組織とは、当該ファイルを利用する事務を所掌する課室等の名称を記載する。ただし、本庁と地域機関が共通の利用目的でファイルを共有している、あるいは複数の地域機関が共通の利用目的でファイルを共有している場合は、本庁の所属名と所在地を記載する。

（例）（名称） 三重県○○○○部○○○○課

（所在地）〒514-8570 三重県津市広明町 13

15 行政機関等匿名加工情報の概要

提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成した場合には、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（記録項目及び情報の粒度（住所であれ

ば都道府県単位等))を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「 - 」を記載する。

(例) 本人の数：1万人、情報の項目：氏名(削除) 住所(市町村単位に置換え) 生年月日(生年月に置換え) 性別(男女の別)

16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

15 に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、作成された行政機関等匿名加工情報の提案を受け付ける組織とは、当該ファイルを利用する事務を所掌する課室等の名称を記載する。ただし、本庁と地域機関が共通の利用目的でファイルを共有している、あるいは複数の地域機関が共通の利用目的でファイルを共有している場合は、本庁の所属名と所在地を記載する。

作成された行政機関等匿名加工情報がない場合は「 - 」を記載する。

(例) (名称) 三重県〇〇〇〇部〇〇〇〇課
(所在地) 〒514-8570 三重県津市広明町 13

17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

16 に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、当該行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け付ける期間を記載する。提案を受ける期間は、元になる個人情報ファイルの更新頻度や、当該行政機関等匿名加工情報に関して法第 112 条の規定に基づき提案した者との間で締結した契約における利用期間を踏まえて設定する必要がある。

本期間の公開は、提案しようとする者の利便のために行うものであるから、一度設定した期間を短縮することは認められないが、実質的に延長することができる場合がある。

作成された行政機関等匿名加工情報がない場合は「 - 」を記載する。

18 その他

- (1) 備考欄はその他参考となる事項を記載する。
- (2) 9 及び 11 の事項並びに備考について、記載すべき内容がない場合は、「 - 」を記載する。
- (3) 13 で非該当と判断した場合は、その理由を備考欄に記載する。
(例) 行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルに該当しない理由について、本ファイルは、紙媒体で保存されている個人情報ファイルであって、加工可能な状態とするために多大な作業を要するものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工ができないため。
- (4) 各欄に記入しきれないときは、本様式の例により適宜作成した書面に記載して、当該書面を添付する。
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 判とする。

< 様式第2 - 1 > 保有個人情報開示請求書

保有個人情報開示請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> ☐ 閲覧(視聴)【閲覧(視聴)後、必要な部分の写しの交付も含む】 ☐ 写しの交付 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日 (空欄可)
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 (請求者の氏名及び現住所の記載があるもの) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他() 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 ☐ 未成年者(_____ 年 _____ 月 _____ 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他()

住民票の写し及び資格確認書類については、前30日以内に作成されたものに限る。

（説明）

1 「宛先」

開示請求先が知事部局であれば、三重県知事となります。教育委員会であれば、三重県教育委員会と記載する等適宜修正してください。

2 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

3 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている公文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

個人情報の保護に関する法律第2条第1項で定義される「個人情報」とは、生存する個人に関する情報に限られます。

例 私の〇〇における××（〇年度分）、三重花子の〇〇 など

4 「開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日）について、希望がありましたら記載してください。希望日は、〇月〇日以降や、〇月〇日～と記載していただいても結構です。

なお、実施の方法は請求者の希望する方法に対応できない場合があります。

5 開示にかかる費用について

開示した保有個人情報の写しの交付を希望される場合は、コピー代金（写し1枚につき、白黒10円、カラー40円、両面コピーは片面を1枚とします）等を負担していただきます。

また、写しの送付については、送付に要する費用（郵便切手）が必要となります。

（例）白黒5枚を郵送する場合にかかる費用負担例

写しの交付に要する費用 5枚×10円＝50円

郵送に要する費用（郵便切手）110円（定型郵便50gまでの場合）＋書留郵便料金350円

費用の前納に要する費用 110円＋現金書留料金480円＋専用封筒21円

計1,121円の負担が必要となります。

6 本人確認書類等

（1）来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２） 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３） 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

また、当該請求に関して、本人に改めて意思確認の連絡又は確認書の提出依頼等をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

請求されたあなたの保有個人情報を開示するかどうかの決定は、受付の日の翌日から起算して14日以内に行うことになっています。

なお、決定通知書は決定があってからあなたのところに到達するまで数日かかります。

やむを得ない理由により開示するかどうかの決定を14日以内に行うことができない場合は、期間を延長することがあります。

開示を受ける際には、決定通知書及び本人又は代理人（代理人による開示請求の場合）であることを証明する書類（運転免許証など）を必ず持参してください。「6 本人確認書類等」を参考にしてください。

< 様式第 2 - 2 > 保有個人情報開示決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

（1） 開示の実施の方法等

（2） 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

日時： 月 日（○時～○時）、月 日（○時）、月 日（○時、○時）

場所：

（3） 写しの送付を希望する場合の準備日数、複写に要する費用、送付に要する費用（見込額）

- 5 備考

--

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

（説明）

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4（1）「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。開示請求時の希望から変更も可能です。

ただし、開示決定通知書4「開示の実施の方法等」において、希望された開示の実施の方法等（事務所での開示の場合は希望日も含む）により、開示ができる場合で、開示請求者が実施方法等を変更しないときは、本申出書の提出は不要です。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合のよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の●日前（土・日曜日、祝祭日を除く）には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用（郵便切手）の負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「 」をお読みください。

3 開示の実施について

- （1） 事務所における開示を実施する場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本人確認書類とこの通知書をお持ちください。
- （2） 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした複写に要する費用（現金）及び送付に要する費用（郵便切手）を送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

開示決定通知書の記載要領

1 「開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）」

保有個人情報が全部開示されるのか、部分開示されるのかについて該当する箇所に○をす。開示する保有個人情報については「保有個人情報開示請求書」に記載された「開示を請求する保有個人情報」により特定し、開示決定（部分開示を含む。）を行った保有個人情報の名称等を正確に記載する。

2 「不開示とした部分とその理由」

保有個人情報の一部を不開示（部分開示）とする場合は、不開示とした部分とその理由をできる限り具体的に記載する。全部開示する場合は「無し」と記載する。

また、本決定は、行政不服審査法による審査請求又は行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となるので、その旨教示する。

3 「開示する保有個人情報の利用目的」

法第61条第1項の規定に基づき特定した利用目的を記載する。個人情報ファイル簿を作成している場合は、個人情報ファイル簿に記載されている利用目的を記載する。個人情報ファイル簿を作成していない保有個人情報についても、利用目的を記載する。なお、法第62条第2号又は第3号に該当するため利用目的を記載できない場合には、本欄に「法第62条第2号に該当」又は「法第62条第3号に該当」と記載する。

4 「開示の実施の方法等」

（1） 開示の実施の方法

開示決定した保有個人情報について、実施することができる「開示の実施の方法」等を全て記載するが、開示請求書において開示の実施の方法等に関する希望が記載されているか否か、その記載された方法による実施が可能か否かにより、記載内容を変えて記載する。事務所における開示、写しの送付による方法について、電磁的記録に記録されているものの開示方法については、県の機関等毎において、情報化の進展状況を勘案して可能な方法を記載する。

（2） 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

日時については、開示を受ける者の申出期間を考慮するなど、適切に設定する。

場所については、事務所名、住所等を明確に記載する。

（2） 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

日時： 月 日（○時～○時）、月 日（○時）、月 日（○時、○時）・・・

場所： 情報公開・個人情報保護総合窓口（津市栄町1丁目954）栄町庁舎1階

日時は、対応可能な日時を複数提示するものとする。決定通知が相手に届いてから、申出書が事務所に返送されることを考慮し、投函後1週間後から3週間後までの間で、具体的な日時を明記する。

請求者が記載した日時の中から選択した時に、対応ができないということがないよう注意が必要。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

写しの送付を行う場合の準備日数を、例えば「開示の実施の方法等に係る申出書の提出があった日から○日後までに発送」のように、開示請求者に送付される時期の目途が分かるように記載する。

送付に要する費用（見込額）については、自己を本人とする保有個人情報記録されている行政文書等の写しを送付する場合の送付に要する費用（見込額）を記載する。なお、行政文書等の写しの送付に要する費用の納付については、開示請求者が、郵便切手を三重県知事に送付する方法により行う。

複写に要する費用は、コピー代金として、写し1枚につき、白黒10円、カラー40円となっている。（両面コピーは、片面を1枚として算定する）。

<記載例>

ア 開示請求書に希望する開示の実施方法等が記載されていない場合

次の「(1) 開示の実施方法等」に記載された方法から選択し、同封の「開示の実施方法等申出書」をご提出ください。	
(1) 開示の実施方法等	事務所における閲覧又は写しの交付 写しの送付
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 日時：○月○日、○月○日○時、○月○日○時 場所：情報公開・個人情報総合窓口（津市栄町1丁目954）	
(3) 写しの送付を希望する場合 準備に要する日数 収納が確認できてから○日 複写に要する費用 ○○円 送付に要する費用 ○○○円分の郵便切手	

イ 開示請求書において希望する実施方法等により開示ができる場合

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示を実施できます。希望に変更のない場合は「開示の実施方法等の申出書」の提出は不要です。 <実施の方法> 閲覧 <実施の日時> ○月○日○時 <実施場所> 三重県○○部○○○○課（津市広明町13番地）	
なお、希望された開示の実施方法と異なる方法等を次から選択することもできます。その場合は、同封した「開示の実施方法等の申出書」をご提出ください。	
(1) 開示の実施方法等	事務所における閲覧又は写しの交付 写しの送付
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 日時：○月○日、○月○日○時、○月○日○時 場所：三重県○○部○○○○課（津市広明町13番地）	
(3) 写しの送付を希望する場合 準備に要する日数 収納が確認できてから○日 複写に要する費用 ○○円 送付に要する費用 ○○○円分の郵便切手	

<開示の実施方法>が「写しの交付」の場合は、<複写費用>も記載する。

<開示の実施方法>が「写しの送付」の場合は、<実施の日時>及び<実施場所>は不要。

ウ 開示請求書において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができるが、希望日での実施ができない場合

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法により開示を実施できませんが、ご希望の日に実施することはできません。次の「（２）事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載された日時から、都合のよい日を選択し、同封した「開示の実施方法等の申出書」をご提出ください。 <実施の方法> 閲覧 <実施できない理由> 手続き等に時間を要し、〇月〇日には間に合わないため。 <実施場所> 三重県〇〇部〇〇〇〇課（津市広明町13番地）	
なお、希望された開示の実施方法と異なる方法等を次から選択することもできます。その場合は、同封した「開示の実施方法等の申出書」をご提出ください。	
（１）開示の実施方法等 事務所における閲覧又は写しの交付 写しの送付	
（２）事務所における開示を実施することができる日時及び場所 日時：〇月〇日、〇月〇日〇時、〇月〇日〇時 場所：三重県〇〇部〇〇〇〇課（津市広明町13番地）	
（３）写しの送付を希望する場合 準備に要する日数 収納が確認できてから〇日 複写に要する費用 〇〇円 送付に要する費用 〇〇〇円分の郵便切手	

エ 開示請求書において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができない場合

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法による開示の実施はできません。次の「（１）開示の実施方法等」に記載された方法から選択し、同封の「開示の実施方法等申出書」をご提出ください。 <希望された実施の方法> 〇〇〇〇 <実施できない理由> 〇〇〇〇のため。	
（１）開示の実施方法等 事務所における閲覧又は写しの交付 写しの送付	
（２）事務所における開示を実施することができる日時及び場所 日時：〇月〇日、〇月〇日〇時、〇月〇日〇時 場所：情報公開・個人情報総合窓口（津市栄町1丁目954）	
（３）写しの送付を希望する場合 準備に要する日数 収納が確認できてから〇日 複写に要する費用 〇〇円 送付に要する費用 〇〇〇円分の郵便切手	

< 様式第 2 - 3 > 開示の実施方法等申出書

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

三重県知事 宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、
下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧（視聴）	全部 一部 ()
	(2) 複写したもの の交付	全部 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後 時

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 : 無]

同封する 複写に要する費用（現金） 円
送付に要する費用（郵便切手） 円分

開示決定通知書を受け取った日から30日以内に本申出書を提出してください。

開示決定通知書4「開示の実施の方法等」において、希望された開示の実施の方法等（事務所で
の開示の場合は希望日も含む）により、開示ができる場合で、開示請求者が実施方法等を変更し
ないときは、本申出書の提出は不要です。

＜様式第 2 - 4＞ 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

開示をしない旨の決定通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2 「開示をしないこととした理由」

開示をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、該当する不開示理由は全て提示する。

なお、不開示とする場合の類型及びその理由の記載例は、次のとおり。

- （1） 全て不開示情報に該当する場合（請求に係る保有個人情報を全部不開示とする場合）
法第78条第1項各号のいずれかに該当することが必要である。なお、複数に該当するときは、そのすべてを記載する。

（例） 開示請求のあった保有個人情報は、法第78条第1項第1号に該当し、開示することにより、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、不開示とした。

- （2） 不存在の場合（開示請求のあった保有個人情報が存在しない場合）

（例） 開示請求のあった保有個人情報は、○年○月○日に文書保存期間（○年）が経過したので廃棄したため、不開示とした。

- （3） 開示請求書に形式上の不備がある場合

（例） 開示請求のあった保有個人情報は、保有個人情報の特定がされていないことから不開示とした。

- （4） 存否応答拒否をする場合

例えば、今後の調査対象者リストへの掲載の有無など、請求に係る保有個人情報が存在している否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる請求には、その存否を明らかにしないで拒否することができる。

（例） 開示請求のあった保有個人情報は、その存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなり、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあることから、法第81条の規定により開示請求の存否を明らかにしない。

3 「本件連絡先」

担当課名、連絡先について記載する。

< 様式第 2 - 5 > 保有個人情報開示決定等期限延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

開示決定等期限延長通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2 「延長後の期間」

開示請求に対する処分（開示決定等）の時期の見通しを示すために記載するものであり、延長後の期間「○日」と記載するとともに、開示決定等期限についても「○年○月○日」と具体的に記載する。

3 「延長の理由」

開示決定等の期限を延長することが必要となった事情を簡潔に記載する。

4 「本件連絡先」

担当課名、担当者及び連絡先を記載する。

本記載要領は、様式第2 - 19及び様式第2 - 27について準用する。

< 様式第 2 - 6 > 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

開示決定等期限特例延長通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2 「法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由」

法第84条を適用することが必要となった事情を簡潔に記載するが、同条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とされていることに鑑み、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すよう留意する。

3 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」

最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全ての部分について開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を記載するものであり、「○年○月○日」と具体的に記載する。

4 「本件連絡先」

担当課名、担当者及び連絡先を記載する。

本記載要領は、様式第2 - 20及び様式第2 - 28について準用する。

＜様式第 2 - 7＞ 他の行政機関の長等への開示請求事案移送書

文 書 番 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 宛て

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先＞
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

開示請求事案移送書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2 「開示請求者氏名等」

開示請求者の氏名、住所、連絡先等移送するに当たって必要な次の事項を記載する。

（1） 氏名

開示請求者の氏名を記載する。法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）からの請求にあっては、代理人の氏名を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名についても記載する。

（2） 住所

開示請求者の住所又は居所を記載する。代理人からの請求にあっては、代理人の住所又は居所を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の住所又は居所についても記載する。

（3） 連絡先

連絡先については、開示請求者と連絡の取れる電話番号やe-mailアドレスなどを記載する。

3 「添付資料等」

添付資料としては、開示請求書、事案を移送した旨の書面の写し（複写したもの）、移送前に行った開示請求者とのやり取りの状況の概要等参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載する。

4 「備考」

開示請求の移送を複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨を記載する。

5 「本件連絡先」

本件についての照会に対応する課室及び担当者を記載する。

（注） 本記載要領は、様式第2 - 21について準用する。

< 様式第 2 - 8 > 開示請求者への開示請求事案移送通知書（他の行政機関の長等）

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

開示請求事案移送通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2 「移送をした日」

事案を移送した日を記載する。

3 「移送の理由」

事案を移送した理由を記載する。記載例は、次のとおり。

（例） 開示請求に係る保有個人情報が〇〇省〇〇局〇〇〇課（独立行政法人〇〇、〇〇県
〇〇市〇〇局〇〇課）から提供されたものであるため。

開示請求に係る保有個人情報は〇〇省〇〇局〇〇課（独立行政法人〇〇、〇〇県〇〇
市〇〇局〇〇課）の事務・事業に係るものであり、同課の判断に委ねた方が適当であると判断したため。

4 「移送先の行政機関の長等」

移送先の行政機関の長等並びに担当課室名、担当者名、所在地及び電話番号を記載する。

また、移送先が複数の場合には、移送先のそれぞれの行政機関の長等についても、同様に記載する。

5 「本件連絡先」

他の行政機関の長等に移送通知を行った担当課名、担当者及び連絡先を記載する。

本記載要領は、様式第2 - 22について準用する。

< 様式第 2 - 9 > 第三者意見照会書（法第 86 条第 1 項適用）

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている （あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 10 > 第三者意見照会書（法第 86 条第 2 項適用）

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号、 ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
(担当者名)
電 話:
F A X:

第三者意見照会書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2 「開示請求の年月日」

開示請求が行われた年月日を記載する。

3 「法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由」（様式第2 - 10のみ）

法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分について、該当する□にレ点を記入する。
また、それぞれの適用理由について簡潔に記載する。

4 「開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容」

開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように配慮しつつ、当該第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する。

5 「意見書の提出先」

開示請求に係る担当課室名及び連絡先（郵便番号、所在地等）を記載する。

6 「意見書の提出期限」

意見書の提出期限を記載する。

7 「本件連絡先」

意見書の書き方等についての問合せ先を記載する。記載事項としては、担当課室名、担当者名及び連絡先（電話番号等）を記載する。

< 様式第 2 - 11 > 第三者開示決定等意見書

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

三重県知事 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連 絡 先	

（説明）

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、（１）支障がある部分、（２）支障の具体的な理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 12 > 開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

文 書 番 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、三重県を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2 「開示することとした理由」

第三者に係る情報が不開示事由に該当しないことと判断した理由又は裁量開示が必要と判断した理由を記載する。なお、本欄には、反対意見書を提出した当該第三者に係る部分のみの記載で足りる。

3 「開示決定をした日」

三重県知事が当該保有個人情報の開示を決定した日を記載する。

4 「開示を実施する日」

開示を実施することが見込まれる日を記載する。

当該第三者が不服申し立てや訴訟を提起する機会を保障するため、当該開示決定を当該第三者に通知するとともに、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

5 「本件連絡先」

担当課名、連絡先等について記載する。

< 様式第 2 - 13 > 不開示とした旨の反対意見書提出者への通知書

文 書 番 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三
者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

反対意見書に係る保有個人情報の不開示について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり不開示としましたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等（（あなた、貴社等）に関する情報）	
開示決定等をした日	年 月 日
事 務 担 当	部（所） 課（室） 担当者 〔電話番号 〕
備 考	

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

:

< 様式第 2 - 14 > 開示請求に対する意思の確認について

文 書 番 号
年 月 日

様

三重県 部（所）長 印

開示請求に対する意思の確認について

このたび、別添保有個人情報開示請求書写しのとおり、 年 月 日付
けであなたの法定代理人である 様からあなたの保有個人情報の開
示請求がありました。

つきましては、この開示請求に対するあなた自身の意思を確認したいので、あなた
自身が別紙の確認書に必要な事項を記入し、「 1 同意する。」又は「 2 同意しな
い。」のいずれかを選択の上、 年 月 日までに同封の返信用封筒によ
り返送してください。

期限までに返送されなかった場合には、同意のないものとして取り扱います。

なお、開示することに同意された場合であっても、個人情報の保護に関する法律第
78条第1項第1号から第7号までの規定に該当する場合には、不開示となることがあり
ます。

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 15 > 確認書

確 認 書

このたび、保有個人情報開示請求書写しのとおり、 年 月 日
付けで私の法定代理人 から開示請求があった私の保有
個人情報を開示することに、

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

- 注 1 1、2 のいずれかを○で囲んでください。
2 必ずあなた自身が記載してください。

< 様式第 2 - 16 > 訂正請求書

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ _____ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

住民票の写し及び資格確認書類に書類については、前30日以内に作成されたものに限る。

（説明）

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 及び に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

（1）訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

（2）訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

（1）来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確

認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２）送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

< 様式第 2 - 17 > 訂正決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、三重県を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 18 > 訂正をしない旨の決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、三重県を被告として、津地裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

訂正をしない旨の決定通知書の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。

2 「訂正をしないこととした理由」

訂正をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、具体的かつ簡潔に記載する。

3 「本件連絡先」

担当課名、連絡先について記載する。

（注） 本記載要領は、様式第2 - 26について準用する。

< 様式第 2 - 19 > 訂正決定等期限延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 20 > 訂正決定等期限特例延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 21 > 他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書

文 書 番 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 宛て

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

< 本件連絡先 >
 三重県○○部○○課
 （担当者名）
 電 話：
 F A X：

< 様式第 2 - 22 > 訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 23 > 保有個人情報提供先への訂正決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 宛て

三重県知事 ○○○○ 印

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 24 > 利用停止請求書

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

住民票の写し及び資格確認書類に書類については、前30日以内に作成されたものに限る。

（説明）

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3 及び に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

（1）利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。

（2）利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

（1）来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する

運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（２）送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

< 様式第 2 - 25 > 利用停止決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、三重県を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 26 > 利用停止をしない旨の決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 殿

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、三重県を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 27 > 利用停止決定等期限延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 28 > 利用停止決定等期限特例延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

三重県知事 ○○○○ 印

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

< 様式第 2 - 29 - 1 > 委任状（個人情報に係る開示請求用）

委任状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限り。）を添付する。

委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

< 様式第 2 - 29 - 2 > 委任状（訂正請求用）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限り。）を添付する。

委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

< 様式第 2 - 29 - 3 > 委任状（利用停止請求用）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

<様式第 2 - 31> 諮問書（開示決定等）

文 書 番 号
年 月 日

三重県情報公開・個人情報保護審査会 様

三重県知事 ○○○○ 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

< 様式第2 - 31 > 諮問書（開示決定等）（別紙）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定 等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	保有個人情報開示請求書（写し） 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し） 審査請求書（写し） 弁明書（写し） 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等（写し） その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

- （注1） 2の「（開示決定等の種類）」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在）を記載すること。
- （注2） 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- （注3） 6の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

<様式第 2 - 32> 諮問書（訂正決定等）

文 書 番 号
年 月 日

三重県情報公開・個人情報保護審査会 様

三重県知事 ○○○○ 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

< 様式第2 - 32 > 諮問書（訂正決定等）（別紙）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定 等 (訂正決定等の種類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	保有個人情報訂正請求書（写し） 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知） （写し）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） 審査請求書（写し） 弁明書（写し） その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

（注1） 2の「（訂正決定等の種類）」については、該当する訂正決定等の☐をチェックすること。

（注2） 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注3） 6の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

<様式第 2 - 33> 諮問書（利用停止決定等）

文 書 番 号
年 月 日

三重県情報公開・個人情報保護審査会 様

三重県知事 ○○○○ 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

< 様式第2 - 33 > 諮問書（利用停止決定等）（別紙）

（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 （利用停止決定等の種類） ☐ 利用停止決定 ☐ 不利用停止決定	（１） 利用停止決定等の日付、記号番号 （２） 利用停止決定等をした者 （３） 利用停止決定等の概要
3 審査請求	（１） 審査請求日 （２） 審査請求人 （３） 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	保有個人情報利用停止請求書（写し） 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知） （写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定につ いて（通知）（写し） 審査請求書（写し） 弁明書（写し） その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

（注1） 2の「（利用停止決定等の種類）」については、該当する利用停止決定等の☐をチェックすること。

（注2） 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（注3） 6の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

<様式第 2 - 34> 諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）

文 書 番 号
年 月 日

三重県情報公開・個人情報保護審査会 様

三重県知事 ○○○○ 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求[個人情報の保護に関する法律第90条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定に基づく利用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

<様式第2 - 34> 諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）（別紙）
（別紙）

1 開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求[訂正請求、利用停止請求]	(1) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の日付、受付番号等 (2) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	保有個人情報開示請求書[訂正請求書、利用停止請求書] (写し) 審査請求書(写し) 弁明書(写し) その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

- （注1） 1の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。
- （注2） 3の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項〔同法第94条第2項、第102条第2項〕の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限〔同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限〕を、それぞれ記述すること。
- （注3） 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（ ）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
（ ）行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。
- （注4） 7の の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

< 様式第 2 - 35 > 諮問をした旨の通知書（審査請求人等）

文 書 番 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

三重県知事 ○○○○ 印

三重県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

年 月 日付けの三重県知事に対する審査請求について、下記のとおり三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項により準用される同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定 等、利用停止決定 等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日・

< 本件連絡先 >
三重県○○部○○課
（担当者名）
電 話：
F A X：

- （注） 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。